

こ成事第425号  
令和6年5月21日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

「子ども・子育て支援交付金の交付について」の一部改正について

令和5年9月7日付けで「子ども・子育て支援交付金の交付について」（こ成事第481号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり、一部改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援交付金交付要綱 (新旧対照表)

(下線部は変更点)

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1) 利用者支援事業 「利用者支援事業の実施について」(<u>令和6年3月30日成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号</u>)の別紙に定める利用者支援事業</p> <p>(2) 延長保育事業 「延長保育事業の実施について」(<u>令和6年4月1日成保第225号</u>)の別紙に定める延長保育事業</p> <p>(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(<u>令和6年4月23日成保第256号、6文科初第277号</u>)の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(<u>令和6年4月25日成保第261号、6文科初第298号</u>)</p>	<p>別紙</p> <p>子ども・子育て支援交付金交付要綱</p> <p>第1条から第2条 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この交付金の交付の対象(以下「交付対象事業」という。)は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。</p> <p>(1) 利用者支援事業 「利用者支援事業の実施について」(<u>平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号</u>)の別紙に定める利用者支援事業</p> <p>(2) 延長保育事業 「延長保育事業の実施について」(<u>平成27年7月17日雇児発0717第10号</u>)の別紙に定める延長保育事業</p> <p>(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」(<u>平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号</u>)の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」(<u>平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第23</u>)</p>

改正後	現行
<p>の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 「子育て短期支援事業の実施について」(<u>令和6年3月30日こ成環第103号</u>)の別紙に定める子育て短期支援事業</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 養育支援訪問事業 「養育支援訪問事業の実施について」(<u>令和6年3月28日こ支虐第88号</u>)の別紙に定める養育支援訪問事業</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) 子育て世帯訪問支援事業</u> 「<u>子育て世帯訪問支援事業の実施について</u>」(<u>令和6年3月30日こ成環第104号</u>)の別紙に定める子育て世帯訪問支援事業</p>	<p><u>9号、雇児発0717第6号</u>)の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業 「放課後児童健全育成事業の実施について」(令和5年4月12日こ成環第5号)の別紙に定める放課後児童健全育成事業</p> <p>(6) 子育て短期支援事業 「子育て短期支援事業の実施について」(<u>平成26年5月29日雇児発0529第14号</u>)の別紙に定める子育て短期支援事業</p> <p>(7) 乳児家庭全戸訪問事業 「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第32号)の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>(8) 養育支援訪問事業 「養育支援訪問事業の実施について」(<u>平成26年5月29日雇児発0529第33号</u>)の別紙に定める養育支援訪問事業</p> <p>(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第34号)の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p> <p><u>(新規)</u></p>

改正後	現行
<p><u>(11) 児童育成支援拠点事業</u>  「児童育成支援拠点事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第105号)の別紙に定める児童育成支援拠点事業</p> <p><u>(12) 親子関係形成支援事業</u>  「親子関係形成支援事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第106号)の別紙に定める親子関係形成支援事業</p> <p><u>(13) 地域子育て支援拠点事業</u>  「地域子育て支援拠点事業の実施について」(令和6年3月30日こ成環第113号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業</p> <p><u>(14) 一時預かり事業</u>  「一時預かり事業の実施について」(令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号)の別紙に定める一時預かり事業</p> <p><u>(15) 病児保育事業</u>  「病児保育事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第180号)の別紙に定める病児保育事業</p> <p><u>(16) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</u>  「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(令和6年3月30日こ成環第120号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>第4条から第13条 (略)</p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(10) 地域子育て支援拠点事業</u>  「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の別紙に定める地域子育て支援拠点事業</p> <p><u>(11) 一時預かり事業</u>  「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号)の別紙に定める一時預かり事業</p> <p><u>(12) 病児保育事業</u>  「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)の別紙に定める病児保育事業</p> <p><u>(13) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</u>  「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第17号)の別紙に定める子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>第4条から第13条 (略)</p>

改正後

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分</p> <p>① <u>基本Ⅰ型(開所日数が週5日以上の場合)</u> 1か所当たり年額 7,730,000円</p> <p>② <u>基本Ⅱ型(開所日数が週5日に満たない場合)</u> 1か所当たり年額 2,433,000円</p> <p>③ <u>基本Ⅲ型(保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合)</u> 1か所当たり年額 300,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円</p> <p>② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,999,000円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円</p> <p>⑦ 多機能型加算 1か所当たり年額 3,315,000円</p> <p>⑧ <u>こども家庭センター</u>連携等加算 1か所当たり年額 300,000円</p> <p>※加算対象は、基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型を実施する事業所に限る。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 3,232,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 夜間加算 1か所当たり年額 1,500,000円</p> <p>② 休日加算 1か所当たり年額 807,000円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,105,000円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,999,000円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 800,000円</p> <p>(3) <u>こども家庭センター型</u> <u>別に定めるこども家庭センターの要件を満たしている施設を設置している場合、次のアからカの合計額</u> <u>ア 統括支援員の配置</u> 1か所当たり 6,324,000円</p> <p>※「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。 ※ 人件費が地方財政措置や、他の交付金や補助金等から交付されている場合については対象としない。</p>	(略)	国 2/3  都道府県 1/6  市町村 1/6

現行

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
利用者支援事業	利用者支援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 7,688,000円 (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000円</p> <p>② 休日加算 1か所当たり年額 781,000円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p>⑦ 多機能型加算 1か所当たり年額 3,270,000円</p> <p>⑧ <u>一体的相談支援機関</u>連携等加算 1か所当たり年額 300,000円</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 特定型</p> <p>ア 基本分 1か所当たり年額 3,150,000円</p> <p>イ 加算分</p> <p>① 夜間加算 1か所当たり年額 1,451,000円</p> <p>② 休日加算 1か所当たり年額 781,000円</p> <p>③ 出張相談支援加算 1か所当たり年額 1,093,000円</p> <p>④ 機能強化のための取組加算 1か所当たり年額 1,934,000円</p> <p>⑤ 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>⑥ 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p>(3) <u>母子保健型</u> (新規)</p>	(略)	国 2/3  都道府県 1/6  市町村 1/6

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p><u>イ 母子保健機能(従来の子育て世代包括支援センター)</u></p> <p>① 基本分</p> <p>(i) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331,000円</p> <p>(ii) 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,994,000円</p> <p>(iii) 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834,000円</p> <p>(iv) 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491,000円</p> <p>(v) 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337,000円</p> <p>(vi) 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p>② 加算分</p> <p>(i) 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>(ii) 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p>※ <u>イの「1か所当たり」とは、こども家庭センターのうち「母子保健機能」に関する業務内容及び人員配置等の基準を満たす施設・場所1か所当たりとする。</u></p> <p><u>ウ 児童福祉機能(従来の子ども家庭総合支援拠点)</u></p> <p>① 基本分(直営で行う場合。人件費については、会計年度職員及び臨時的任用職員に限る。)</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 3,771,000円</p> <p>小規模B型 9,700,000円</p> <p>小規模C型 16,133,000円</p> <p>中規模型 21,588,000円</p> <p>大規模型 40,091,000円</p> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗せ配置単価 2,715,000円×配置人数(上限5人)</p> <p>② 基本分(委託して行う場合)</p> <p>(i) 基礎単価</p> <p>小規模A型 9,205,000円</p> <p>小規模B型 15,134,000円</p> <p>小規模C型 21,567,000円</p> <p>中規模型 32,455,000円</p> <p>大規模型 61,825,000円</p> <p>(ii) 最低配置人員を満たすための虐待対応専門員の上乗せ配置単価</p> <p>常勤職員を配置した場合 5,646,000円×配置人数</p> <p>非常勤職員を配置した場合 2,715,000円×配置人数</p> <p>(iii) 最低配置人員を満たした上での虐待対応専門員の上乗</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p><u>ア 基本分</u></p> <p>① 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 14,331,000円</p> <p>② 保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 6,994,000円</p> <p>③ 保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合 1か所当たり 11,834,000円</p> <p>④ 保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合 1か所当たり 9,491,000円</p> <p>⑤ 保健師等専門職員のみを専任により配置する場合 1か所当たり 9,337,000円</p> <p>⑥ 保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合 1か所当たり 4,497,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>※ (略)</p> <p><u>イ 加算分</u></p> <p>① 多言語対応加算 1か所当たり年額 805,000円</p> <p>② 特別支援対応加算 1か所当たり年額 774,000円</p> <p><u>(新規)</u></p>		



1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																																															
		(2) <u>こども家庭センター型</u> 1か所当たり <u>7,678,000円</u> ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ (2)において、「1か所当たり」とは、こども家庭センター1か所当たりとする。																																																																																																	
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>20,200円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>40,400円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>60,600円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>14,000円</u></td><td><u>17,700円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>28,000円</u></td><td><u>35,400円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>42,000円</u></td><td><u>53,100円</u></td></tr> </table> ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>12,900円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>25,800円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>38,700円</u></td></tr> </table> エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>88,600円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>177,200円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>265,800円</u></td></tr> </table> (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td><u>600,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,760,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>2,761,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>5,673,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>6,704,000円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>30分</td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,422,000円</u></td><td><u>1,422,000円</u></td><td><u>1,422,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,760,000円</u></td><td><u>1,760,000円</u></td><td><u>1,760,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>4,366,000円</u></td><td><u>4,366,000円</u></td><td><u>4,346,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>5,092,000円</u></td><td><u>5,092,000円</u></td><td><u>5,071,000円</u></td></tr> <tr><td rowspan="5">その他</td><td>30分</td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td><td><u>600,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,375,000円</u></td><td><u>1,375,000円</u></td><td><u>1,375,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,605,000円</u></td><td><u>1,605,000円</u></td><td><u>1,605,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>3,524,000円</u></td><td><u>3,524,000円</u></td><td><u>3,503,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>3,944,000円</u></td><td><u>3,944,000円</u></td><td><u>3,923,000円</u></td></tr> </table> ※ (略)	延長時間区分		1時間	<u>20,200円</u>	2時間	<u>40,400円</u>	3時間	<u>60,600円</u>	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	<u>14,000円</u>	<u>17,700円</u>	2時間	<u>28,000円</u>	<u>35,400円</u>	3時間	<u>42,000円</u>	<u>53,100円</u>	延長時間区分		1時間	<u>12,900円</u>	2時間	<u>25,800円</u>	3時間	<u>38,700円</u>	延長時間区分		1時間	<u>88,600円</u>	2時間	<u>177,200円</u>	3時間	<u>265,800円</u>	延長時間区分		30分	<u>600,000円</u>	1時間	<u>1,760,000円</u>	2～3時間	<u>2,761,000円</u>	4～5時間	<u>5,673,000円</u>	6時間以上	<u>6,704,000円</u>		延長時間区分	A型	B型	C型	自園調理等	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	1時間	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	2～3時間	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	4～5時間	<u>4,366,000円</u>	<u>4,366,000円</u>	<u>4,346,000円</u>	6時間以上	<u>5,092,000円</u>	<u>5,092,000円</u>	<u>5,071,000円</u>	その他	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	1時間	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	2～3時間	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	4～5時間	<u>3,524,000円</u>	<u>3,524,000円</u>	<u>3,503,000円</u>	6時間以上	<u>3,944,000円</u>	<u>3,944,000円</u>	<u>3,923,000円</u>	(略)	国 1/3  都道府県 1/3  市町村 1/3
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>20,200円</u>																																																																																																		
2時間	<u>40,400円</u>																																																																																																		
3時間	<u>60,600円</u>																																																																																																		
延長時間区分	A型・B型	C型																																																																																																	
1時間	<u>14,000円</u>	<u>17,700円</u>																																																																																																	
2時間	<u>28,000円</u>	<u>35,400円</u>																																																																																																	
3時間	<u>42,000円</u>	<u>53,100円</u>																																																																																																	
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>12,900円</u>																																																																																																		
2時間	<u>25,800円</u>																																																																																																		
3時間	<u>38,700円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>88,600円</u>																																																																																																		
2時間	<u>177,200円</u>																																																																																																		
3時間	<u>265,800円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
30分	<u>600,000円</u>																																																																																																		
1時間	<u>1,760,000円</u>																																																																																																		
2～3時間	<u>2,761,000円</u>																																																																																																		
4～5時間	<u>5,673,000円</u>																																																																																																		
6時間以上	<u>6,704,000円</u>																																																																																																		
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																																																															
自園調理等	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>	<u>1,422,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>	<u>1,760,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>4,366,000円</u>	<u>4,366,000円</u>	<u>4,346,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>5,092,000円</u>	<u>5,092,000円</u>	<u>5,071,000円</u>																																																																																															
その他	30分	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>	<u>600,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>	<u>1,375,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>	<u>1,605,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>3,524,000円</u>	<u>3,524,000円</u>	<u>3,503,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>3,944,000円</u>	<u>3,944,000円</u>	<u>3,923,000円</u>																																																																																															

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																																																															
		(2) <u>母子保健型</u> 1か所当たり <u>4,000,000円</u> ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。																																																																																																	
延長保育事業	延長保育事業	1 一般型 (1) 保育短時間認定(在籍児童1人当たり年額) ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業(定員20人以上) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>18,800円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>37,600円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>56,400円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th>A型・B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>13,100円</u></td><td><u>16,600円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>26,200円</u></td><td><u>33,200円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>39,300円</u></td><td><u>49,800円</u></td></tr> </table> ウ 事業所内保育事業(定員19人以下) <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>12,100円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>24,200円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>36,300円</u></td></tr> </table> エ 家庭的保育事業 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>83,200円</u></td></tr> <tr><td>2時間</td><td><u>166,400円</u></td></tr> <tr><td>3時間</td><td><u>249,600円</u></td></tr> </table> (2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額) ア 保育所及び認定こども園 <table border="1"> <tr><th>延長時間区分</th><th></th></tr> <tr><td>30分</td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,667,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>2,640,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>5,510,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>6,485,000円</u></td></tr> </table> イ 小規模保育事業 <table border="1"> <tr><th></th><th>延長時間区分</th><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr> <tr><td rowspan="5">自園調理等</td><td>30分</td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,338,000円</u></td><td><u>1,338,000円</u></td><td><u>1,338,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,662,000円</u></td><td><u>1,662,000円</u></td><td><u>1,662,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>4,246,000円</u></td><td><u>4,246,000円</u></td><td><u>4,226,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>4,934,000円</u></td><td><u>4,934,000円</u></td><td><u>4,914,000円</u></td></tr> <tr><td rowspan="5">その他</td><td>30分</td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td><td><u>300,000円</u></td></tr> <tr><td>1時間</td><td><u>1,291,000円</u></td><td><u>1,291,000円</u></td><td><u>1,291,000円</u></td></tr> <tr><td>2～3時間</td><td><u>1,507,000円</u></td><td><u>1,507,000円</u></td><td><u>1,507,000円</u></td></tr> <tr><td>4～5時間</td><td><u>3,445,000円</u></td><td><u>3,445,000円</u></td><td><u>3,425,000円</u></td></tr> <tr><td>6時間以上</td><td><u>3,846,000円</u></td><td><u>3,846,000円</u></td><td><u>3,826,000円</u></td></tr> </table> ※ (略)	延長時間区分		1時間	<u>18,800円</u>	2時間	<u>37,600円</u>	3時間	<u>56,400円</u>	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	<u>13,100円</u>	<u>16,600円</u>	2時間	<u>26,200円</u>	<u>33,200円</u>	3時間	<u>39,300円</u>	<u>49,800円</u>	延長時間区分		1時間	<u>12,100円</u>	2時間	<u>24,200円</u>	3時間	<u>36,300円</u>	延長時間区分		1時間	<u>83,200円</u>	2時間	<u>166,400円</u>	3時間	<u>249,600円</u>	延長時間区分		30分	<u>300,000円</u>	1時間	<u>1,667,000円</u>	2～3時間	<u>2,640,000円</u>	4～5時間	<u>5,510,000円</u>	6時間以上	<u>6,485,000円</u>		延長時間区分	A型	B型	C型	自園調理等	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	1時間	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>	2～3時間	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>	4～5時間	<u>4,246,000円</u>	<u>4,246,000円</u>	<u>4,226,000円</u>	6時間以上	<u>4,934,000円</u>	<u>4,934,000円</u>	<u>4,914,000円</u>	その他	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	1時間	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>	2～3時間	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>	4～5時間	<u>3,445,000円</u>	<u>3,445,000円</u>	<u>3,425,000円</u>	6時間以上	<u>3,846,000円</u>	<u>3,846,000円</u>	<u>3,826,000円</u>	(略)	国 1/3  都道府県 1/3  市町村 1/3
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>18,800円</u>																																																																																																		
2時間	<u>37,600円</u>																																																																																																		
3時間	<u>56,400円</u>																																																																																																		
延長時間区分	A型・B型	C型																																																																																																	
1時間	<u>13,100円</u>	<u>16,600円</u>																																																																																																	
2時間	<u>26,200円</u>	<u>33,200円</u>																																																																																																	
3時間	<u>39,300円</u>	<u>49,800円</u>																																																																																																	
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>12,100円</u>																																																																																																		
2時間	<u>24,200円</u>																																																																																																		
3時間	<u>36,300円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
1時間	<u>83,200円</u>																																																																																																		
2時間	<u>166,400円</u>																																																																																																		
3時間	<u>249,600円</u>																																																																																																		
延長時間区分																																																																																																			
30分	<u>300,000円</u>																																																																																																		
1時間	<u>1,667,000円</u>																																																																																																		
2～3時間	<u>2,640,000円</u>																																																																																																		
4～5時間	<u>5,510,000円</u>																																																																																																		
6時間以上	<u>6,485,000円</u>																																																																																																		
	延長時間区分	A型	B型	C型																																																																																															
自園調理等	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>	<u>1,338,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>	<u>1,662,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>4,246,000円</u>	<u>4,246,000円</u>	<u>4,226,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>4,934,000円</u>	<u>4,934,000円</u>	<u>4,914,000円</u>																																																																																															
その他	30分	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>	<u>300,000円</u>																																																																																															
	1時間	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>	<u>1,291,000円</u>																																																																																															
	2～3時間	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>	<u>1,507,000円</u>																																																																																															
	4～5時間	<u>3,445,000円</u>	<u>3,445,000円</u>	<u>3,425,000円</u>																																																																																															
	6時間以上	<u>3,846,000円</u>	<u>3,846,000円</u>	<u>3,826,000円</u>																																																																																															



1事業	2区分	3基準額			4対象 経費	5負担 割合	
		ウ 事業所内保育事業					
		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下			
				A型	B型		
		自園調理等	30分	552,000円	552,000円	552,000円	
			1時間	1,619,000円	1,308,000円	1,308,000円	
			2～3時間	2,540,000円	1,619,000円	1,619,000円	
			4～5時間	5,220,000円	4,017,000円	4,017,000円	
			6時間以上	6,168,000円	4,685,000円	4,685,000円	
		その他	30分	552,000円	552,000円	552,000円	
			1時間	1,406,000円	1,265,000円	1,265,000円	
			2～3時間	1,828,000円	1,477,000円	1,477,000円	
			4～5時間	3,875,000円	3,242,000円	3,242,000円	
			6時間以上	4,542,000円	3,628,000円	3,628,000円	
		エ 家庭的保育事業					
		延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下			
				自園調理等	30分	314,000円	161,000円
			1時間	627,000円	321,000円		
			2～3時間	1,122,000円	587,000円		
			4～5時間	2,792,000円	1,894,000円		
			6時間以上	4,433,000円	3,174,000円		
		その他	30分	306,000円	153,000円		
			1時間	611,000円	306,000円		
			2～3時間	1,070,000円	535,000円		
			4～5時間	2,052,000円	1,155,000円		
			6時間以上	3,389,000円	2,128,000円		
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合					
		延長時間区分					
		30分		600,000円			
		1時間		1,988,000円			
		2～3時間		2,989,000円			
		4～5時間		5,787,000円			
		6時間以上		6,704,000円			
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		1時間		265,900円			
		2時間		531,800円			
		3時間		797,700円			
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)					
		延長時間区分					
		1時間		265,900円			
		2時間		458,000円			
		3時間		458,000円			
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		30分		153,000円			
		1時間		306,000円			
		2～3時間		535,000円			
		4～5時間		898,000円			
		6時間以上		1,261,000円			

1事業	2区分	3基準額			4対象 経費	5負担 割合	
		ウ 事業所内保育事業					
		延長時間区分	定員20人以上	定員19人以下			
				A型	B型		
		自園調理等	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,533,000円	1,231,000円	1,231,000円	
			2～3時間	2,428,000円	1,529,000円	1,529,000円	
			4～5時間	5,069,000円	3,906,000円	3,906,000円	
			6時間以上	5,966,000円	4,539,000円	4,539,000円	
		その他	30分	276,000円	276,000円	276,000円	
			1時間	1,320,000円	1,188,000円	1,188,000円	
			2～3時間	1,716,000円	1,386,000円	1,386,000円	
			4～5時間	3,763,000円	3,169,000円	3,169,000円	
			6時間以上	4,396,000円	3,538,000円	3,538,000円	
		エ 家庭的保育事業					
		延長時間区分	利用定員4人以上	利用定員3人以下			
				自園調理等	30分	200,000円	150,000円
			1時間	589,000円	302,000円		
			2～3時間	1,057,000円	554,000円		
			4～5時間	2,647,000円	1,801,000円		
			6時間以上	4,252,000円	3,062,000円		
		その他	30分	200,000円	150,000円		
			1時間	574,000円	287,000円		
			2～3時間	1,005,000円	502,000円		
			4～5時間	1,950,000円	1,104,000円		
			6時間以上	3,268,000円	2,078,000円		
		オ 夜間保育所において夜10時以降に行う場合					
		延長時間区分					
		30分		300,000円			
		1時間		1,895,000円			
		2～3時間		2,868,000円			
		4～5時間		5,624,000円			
		6時間以上		6,485,000円			
		2 訪問型					
		(1) 保育短時間認定(児童1人当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		1時間		249,700円			
		2時間		499,400円			
		3時間		749,100円			
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合)					
		延長時間区分					
		1時間		249,700円			
		2時間		430,000円			
		3時間		430,000円			
		(2) 保育標準時間認定(1事業当たり年額)					
		ア 居宅訪問型					
		延長時間区分					
		30分		150,000円			
		1時間		287,000円			
		2～3時間		502,000円			
		4～5時間		846,000円			
		6時間以上		1,190,000円			

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>153,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>306,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>458,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略)	延長時間区分		30分	153,000円	1時間	306,000円	2時間以上	458,000円		
延長時間区分												
30分	153,000円											
1時間	306,000円											
2時間以上	458,000円											
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外)生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>2,700円</u> 2 給食費(副食材料費)低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,800円</u>	(略)									
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)									
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 <u>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)</u> どおり放課後児童支援員(常勤職員に限る。)を2名以上配置した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員をいう。 <u>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</u> <u>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</u> <u>(ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位</u> $4,313,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ <u>(イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位</u> $6,552,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ <u>(ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位</u> $6,552,000円$ <u>(エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位</u> $6,552,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$ <u>(オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位</u> $4,601,000円$ <u>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)</u> $(年間開所日数 - 250日) \times 26,000円$ <u>(1日8時間以上開所する場合)</u>	(略)									

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合								
		イ その他(保育所等の施設で利用児童が1名となった場合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>287,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上</td> <td>430,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※ (略)	延長時間区分		30分	150,000円	1時間	287,000円	2時間以上	430,000円		
延長時間区分												
30分	150,000円											
1時間	287,000円											
2時間以上	430,000円											
実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 教材費・行事費等(給食費以外)生活保護世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>2,500円</u> 2 給食費(副食材料費)低所得世帯・多子世帯等に属する児童 1人当たり月額 <u>4,700円</u>	(略)									
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 (略) 2 (略) 3 (略)	(略)									
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業(特定分)	1 放課後児童健全育成事業 <u>(新規)</u>	(略)									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×26,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数×671,000円</p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 302,000円</p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,522,000円 (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 3,102,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)×26,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × 671,000円</p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1③、④又は⑤に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,868,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,868,000円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×75,000円 (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)×20,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合</p> <p>※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置としている場合も本基準額とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと。また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置や補助員のみ配置とする場合は、放課後児童健全育成事業(特定分)1②、③又は④に基づいた基準額を適用する。</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 2,558,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数) ×29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 4,734,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数) ×26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 4,734,000円 (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 4,734,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人) ×69,000円 (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数－250日)×19,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)</p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>421,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>190,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,185,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>20,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>421,000円</u></p> <p>③設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,629,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,088,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>62,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>16,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>16,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>277,000円</u></p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>19,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>409,000円</u></p> <p>(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>184,000円</u></p> <p>(2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>3,099,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,726,000円</u></p> <p>イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>19,000円</u></p> <p>ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>409,000円</u></p> <p>②設備運営基準に基づく放課後児童支援員1名のみ配置した場合 ※ (略) ※ (略)</p> <p>(1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>2,558,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 29,000円 (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>3,978,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × 26,000円 (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,978,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>3,978,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>58,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,464,000円</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) (年間開所日数 - 250日) × <u>15,000円</u> (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>15,000円</u></p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>271,000円</u></p>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>125,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,516,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,766,000円</u>  イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>16,000円</u>  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>277,000円</u>  <b>④設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合</b> ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の 安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯 及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額 とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くこ ととして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。 また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放 課後児童健全育成事業(特定分)1③又は⑤に基づいた基準額を適用 する。  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,868,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>30,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>27,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,322,000円</u>  (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,322,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>67,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円  イ (略)  ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>348,000円</u>  (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>157,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,646,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>122,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,451,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,726,000円</u>  イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) × <u>15,000円</u>  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>271,000円</u>  <b>③設備運営基準に基づく補助員のみを原則2名以上配置した場合</b> ※ 条例等に、放課後児童支援員等1名配置とした場合の利用児童の 安全確保方策について規定しており、児童数が20人未満になる時間帯 及び曜日のみ放課後児童支援員等1名配置としている場合も本基準額 とする。なお、この場合、利用登録時などに利用時間及び曜日を聞くこ ととして、事前に児童数が少なくなる時間帯及び曜日を把握しておくこと。 また、児童数に関わらず放課後児童支援員等1名配置とする場合は、放 課後児童健全育成事業(特定分)1②又は④に基づいた基準額を適用 する。  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,823,000円</u> - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>29,000円</u> (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) × <u>26,000円</u> (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>4,216,000円</u>  (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 <u>4,216,000円</u> - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × <u>63,000円</u> (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,565,000円  イ (略)  ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>339,000円</u>  (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>152,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>2,582,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,063,000円</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>348,000円</u>  ⑤設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,868,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 30,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,452,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 27,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,452,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,452,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 53,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円  イ (略)  ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>187,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>84,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,903,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,086,000円</u>  イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>187,000円</u>  ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、 ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ <u>実施している小学校区内において唯一の支援の単位である場合</u> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると こども家庭庁長官が認める場合 <u>のいずれかに該当するものについて補助対象とする。合わせて、過年度            にこども家庭庁長官により補助を認められた支援の単位については、協            議の上で承認した事由に該当する場合、引き続き補助対象とする。</u>		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>339,000円</u>  ④設備運営基準に基づく補助員を1名のみ配置した場合 ※ (略)  (1)年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所 ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 $1,823,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$ (イ)構成する児童の数が20～35人の支援の単位 $3,370,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$ (ウ)構成する児童の数が36～45人の支援の単位 <u>3,370,000円</u> (エ)構成する児童の数が46～70人の支援の単位 $3,370,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 50,000円$ (オ)構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,056,000円  イ (略)  ウ (略)  エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) (ア)平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均 時間数 × <u>182,000円</u> (イ)長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × <u>82,000円</u>  (2)年間開所日数200～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分) ア 基本額(1支援の単位当たり年額) (ア)構成する児童の数が20人以上の支援の単位 <u>1,861,000円</u> (イ)構成する児童の数が1～19人の支援の単位 <u>1,063,000円</u>  イ (略)  ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額) 平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」 の年間平均時間数 × <u>182,000円</u>  ※ 構成する児童の数が10人未満の支援の単位 <u>に対する補助</u> について は <u>以下のいずれかに該当する場合のみ行う。</u> ・山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合 ・ <u>(新規)</u> ・上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると こども家庭庁長官が認める場合		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略)  ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、 <u>同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者</u> (職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者(以下「 <u>研修修了予定者</u> 」 <u>という。</u> ))を含む。 <u>なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</u>		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略)  ※ 開所準備経費については <u>当該</u> 年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 <u>2,059,000円</u> (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 <u>3,374,000円</u> イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 ア <u>待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合</u> <u>1,073,000円</u> <u>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合</u> <u>536,000円</u>  ※ (略)	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (略)	(略)	(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,059,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,118,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,059,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,118,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,177,000円</u>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※ (略)  ※ 放課後児童支援員には、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。		
		2 放課後子ども環境整備事業(1事業所当たり年額) (1)放課後児童クラブ設置促進事業 (略) (2)放課後児童クラブ環境改善事業 (略) (3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略) (4)倉庫設置整備事業 (略)  ※ 開所準備経費については <u>令和5</u> 年度に支払われたものに限る。	放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費	
		3 放課後児童クラブ支援事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児受入推進事業 <u>2,009,000円</u> (2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 <u>3,066,000円</u> イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円 (3)放課後児童クラブ送迎支援事業 <u>521,000円</u> <u>(新規)</u>  ※ (略)	(略)	
放課後児童健全育成事業(一般分)	1 放課後児童支援員等処遇改善等事業(1支援の単位当たり年額) (略)	(略)	(略)	
	2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額) (1)障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 <u>2,000,000円</u> イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,000,000円</u> (イ)職員を2人以上配置 <u>4,000,000円</u> ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 <u>2,000,000円</u> (イ)職員を2人配置 <u>4,000,000円</u> (ウ)職員を3人以上配置 <u>6,000,000円</u>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2) (略) ※ (略)		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>643,000円</u> ※ (略)	(略)	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,369,000円</u> ※ (略)	(略)	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を 自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配 置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,500,000円</u> ※ (略)	(略)	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,258,000円</u> ※ (略)	(略)	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その他 分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(2) (略) ※ (略)		
		3 小規模放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位当たり年額 <u>625,000円</u> ※ (略)	(略)	
		4 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う 職員の配置 1事業所当たり年額 <u>1,330,000円</u> ※ (略)	(略)	
		5 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を 自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配 置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 <u>1,451,000円</u> ※ (略)	(略)	
		6 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業 (略)	(略)	
		7 放課後児童クラブ利用調整支援事業 放課後児童クラブを利用できなかった児童等に対する、他の放課後児童ク ラブや児童館などの利用あっせん等を行うために必要となる費用を補助 1市町村当たり年額 <u>4,133,000円</u> ※ (略)	(略)	
		8 災害時放課後児童クラブ利用料支援事業 (略)	(略)	
	放課後 児童健 全育成 事業 (その他 分)	1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (略)	(略)	
		2 放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善) (略)	(略)	



1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親</u></p> <p style="text-align: right;">年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p style="text-align: right;">年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親</u></p> <p style="text-align: right;">年間延べ日数 × 600円</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p style="text-align: right;">年間実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合又はひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(3) 実施施設における専従職員の配置に要する費用</u></p> <p style="text-align: right;">1施設当たり年額 6,497,000円</p> <p>※ <u>次の要件を満たす施設に適用する。</u></p> <p>① <u>子育て短期支援事業の専従職員として、1名以上を配置すること(施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。)</u></p> <p>② <u>子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っているにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受け入れを拒否しないこと。</u></p> <p>③ <u>都道府県、児童相談所、市町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。</u></p> <p>※ <u>(3)の専従職員配置月数(1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「配置月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</u></p> <p>※ <u>1施設に対し、複数市町村で配置する場合は、配置に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</u></p> <p>2 開設準備経費(改修費等) <span style="float: right;">1施設当たり年額 4,000,000円</span></p> <p>※ <u>当該年度に支払われたものに限る。</u></p> <p>※ (略)</p>	子育て 短期支 援事業 の 実施 に 必要 な 経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
子育て 短期支 援事業	子育て 短期支 援事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 緊急一時保護の<u>母親</u></p> <p style="text-align: right;">年間延べ日数 × 1,200円</p> <p>エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p style="text-align: right;">実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 緊急一時保護の<u>母親</u></p> <p style="text-align: right;">年間延べ日数 × 600円</p> <p>(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施</p> <p style="text-align: right;">実施日数 × 1,860円</p> <p>※ <u>ひとり親家庭等に対する優先的な利用を実施し、あわせて利用料減免を実施する場合に(1)に加算する額</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 開設準備経費(改修費等) <span style="float: right;">4,000,000円</span></p> <p>※ <u>令和5年度に支払われたものに限る。</u></p> <p>※ (略)</p>	子育て 短期支 援事業 の 実施 経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業をいずれも実施している市町村</p> <p style="text-align: center;">乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 (略)</p>	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>(削除)</p> <p>1 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>(削除)</p>	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
子育て世帯訪問支援事業	子育て世帯訪問支援事業	<p>1 訪問支援費</p> <p>(1) 訪問支援費</p> <p>ア 基本分 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>イ 加算分 以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に各区分に応じて加算。</p> <p>(ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者) 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯</p>	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業	<p>1 支援が必要な家庭に対して次の(1)(2)の対応をいずれも実施している市町村</p> <p>(1)ケース対応会議の開催 (2)養育支援訪問事業において、以下に掲げる事業をいずれも実施している市町村</p> <p>・育児・家事援助 ・専門的相談支援</p> <p>※「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」(平成21年3月5日 文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)の別紙「安心こども基金管理運営要領」の別添31に規定する「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」を実施した場合は、養育支援訪問事業において「育児・家事援助」を行ったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 × 8,000円</p> <p>2 (略)</p>	(略)	
養育支援訪問事業	養育支援訪問事業	<p>1 育児家事援助の実施 訪問数 × 6,000円</p> <p>2 専門的相談支援の実施 訪問数 × 8,000円</p> <p>3 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 訪問数 × 10,000円</p> <p>4 育児家事援助を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費 1市町村当たり 564,000円</p>	(略)	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(略)	(略)	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		<p>に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者((ア)に掲げる者を除く。))</p> <p>① 1世帯当たり年間96時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間96時間超 年間延べ利用時間数 × 1,200円 年間延べ利用件数 × 740円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者((ア)及び(イ)に掲げる者を除く。))</p> <p>① 1世帯当たり年間48時間まで 年間延べ利用時間数 × 1,500円 年間延べ利用件数 × 930円</p> <p>② 1世帯当たり年間48時間超 年間延べ利用時間数 × 900円 年間延べ利用件数 × 560円</p> <p>(2) 訪問支援員に対して必要な研修を実施するための経費 (8時間以上の研修を市町村が主催又は共催により実施した場合) 1市町村当たり年額 360,000円</p> <p>2 訪問支援事業を民間団体へ委託する際に運営に必要な事務費・管理費 1事業所当たり年額 564,000円</p>		
児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	<p>1 運営費</p> <p>(1) 基本分</p> <p>ア 週3日型 1事業所当たり年額 9,516,000円</p> <p>イ 週4日型 1事業所当たり年額 12,688,000円</p> <p>ウ 週5日型 1事業所当たり年額 15,854,000円</p> <p>(2) 加算分</p> <p>ア ソーシャルワーク専門職員配置加算 要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>イ 心理療法担当職員配置加算 メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して支援を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295,000円</p> <p>ウ 送迎加算 居宅から実施事業所の間等の送迎を実施</p> <p>(ア) 週3日型 1事業所当たり年額 870,000円</p> <p>(イ) 週4日型 1事業所当たり年額 1,161,000円</p> <p>(ウ) 週5日型 1事業所当たり年額 1,451,000円</p> <p>エ 長時間開所加算(1事業所当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間(以下を乗じたもの)</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 567,000円</p>	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
(新規)	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p>② 週4日型 1事業所当たり年額 756,000円</p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 944,000円</p> <p>(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの</p> <p>① 週3日型 1事業所当たり年額 135,000円</p> <p>② 週4日型 1事業所当たり年額 180,000円</p> <p>③ 週5日型 1事業所当たり年額 225,000円</p> <p>オ 賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p> <p>※ 1事業所に対し、複数市町村で実施する場合は、事業実施に係る経費について、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。</p> <p>2 開設準備経費(改修費等) 1事業所当たり年額 4,000,000円</p> <p>※ 当該年度に支払われたものに限る。</p>		
親子関係形成支援事業	親子関係形成支援事業	<p>1 親子関係形成支援プログラムの実施</p> <p>ア 基本分</p> <p>1プログラムにおける回数(講座数)で算出</p> <p>(ア) 全4回 年間実施プログラム数 ×88,400円</p> <p>(イ) 全5回 年間実施プログラム数 ×110,500円</p> <p>(ウ) 全6回 年間実施プログラム数 ×132,600円</p> <p>(エ) 全7回 年間実施プログラム数 ×154,700円</p> <p>(オ) 全8回 年間実施プログラム数 ×176,800円</p> <p>(カ) 全9回 年間実施プログラム数 ×198,900円</p> <p>(キ) 全10回以上 年間実施プログラム数 ×221,000円</p> <p>※ 1プログラムにおける回数(講座数)が1回増加すると、補助額が22,100円増加。</p> <p>※ 1プログラムにおいて11回以上の実施する場合は、(キ)と同額とする。</p> <p>イ 加算分</p> <p>以下(ア)～(ウ)に該当する世帯に対し、利用者負担減免を行う場合に加算。</p> <p>(ア) 生活保護世帯(支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者)</p> <p>年間延べ利用回数 ×2,210円</p> <p>(イ) 市町村民税非課税世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者((ア)に掲げる者を除く。))</p> <p>年間延べ利用回数 ×1,770円</p> <p>(ウ) 市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である者((ア)及び(イ)に掲げる者を除く。))</p> <p>年間延べ利用回数 ×1,330円</p> <p>※ 延べ利用回数とは、1プログラムで実施する回数に利用者数を乗じたものとする(例えば、全4回のプログラムを5人利用し、全5回のプログラムを2人利用する場合は、30回とする)。なお、一部欠席した場合も回数</p>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
(新規)	(新規)	(新規)		(新規)

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		<p><u>に含めて差し支えないが、全て欠席した場合は、含めることはできない。</u></p> <p><b>2 親子関係形成支援プログラム資格取得等支援</b>  <u>親子関係形成支援プログラムを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。対象者は、親子関係形成支援プログラムの実施のために資格等の取得や研修等の受講が必要な者とする。なお、資格取得者等に対して親子関係形成支援プログラムへの積極的な従事を要件として設定すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1市町村当たり年額 × 100,000円</u></p>		
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)一般型  ア 基本分  (ア)3～4日型  ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>6,096,000円</u>  ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,496,000円</u></p> <p>(イ)5日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>8,714,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,521,000円</u></p> <p>(ウ)6日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>9,739,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,946,000円</u></p> <p><u>(エ)7日型</u>  ・常勤職員を配置する場合 <u>10,772,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>7,978,000円</u></p> <p>※ (イ)～(エ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分  (ア)子育て支援活動の展開を図る取組  3～4日型 <u>1,653,000円</u>  5日型 <u>3,247,000円</u>  6～7日型 <u>2,847,000円</u></p> <p>(イ)地域支援 <u>1,592,000円</u>  (ウ)特別支援対応加算 <u>1,111,000円</u>  (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円  (オ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>425,000円</u></p> <p>(2)出張ひろば <u>1,646,000円</u></p> <p>(3)小規模型指定施設  ア 基本分 <u>3,187,000円</u>  イ 加算分 <u>1,594,000円</u></p> <p>(4)連携型  ア 基本分  3～4日型 <u>2,075,000円</u>  5～7日型 <u>3,257,000円</u></p> <p>イ 加算分</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<p>1 運営費(1か所当たり年額)</p> <p>(1)一般型  ア 基本分  (ア)3～4日型  ・職員を合計3名以上配置する場合 <u>5,940,000円</u>  ・職員を合計2名配置する場合 <u>4,392,000円</u></p> <p>(イ)5日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>8,639,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>5,391,000円</u></p> <p>(ウ)6～7日型  ・常勤職員を配置する場合 <u>9,251,000円</u>  ・非常勤職員のみを配置する場合 <u>6,390,000円</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>※ (イ)及び(ウ)について、「平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」1(5)③センター型(経過措置(小規模型指定施設)の場合を除く)として実施し、引き続き同様の事業形態を維持している場合は、「『常勤職員』を配置した場合」の補助基準額を適用することができるものとする。</p> <p>イ 加算分  (ア)子育て支援活動の展開を図る取組  3～4日型 <u>1,601,000円</u>  5日型 <u>3,302,000円</u>  6～7日型 <u>2,915,000円</u></p> <p>(イ)地域支援 <u>1,553,000円</u>  (ウ)特別支援対応加算 <u>1,085,000円</u>  (エ)研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円  (オ)育児参加促進講習休日実施加算 <u>412,000円</u></p> <p>(2)出張ひろば <u>1,620,000円</u></p> <p>(3)小規模型指定施設  ア 基本分 <u>3,112,000円</u>  イ 加算分 <u>1,556,000円</u></p> <p>(4)連携型  ア 基本分  3～4日型 <u>2,026,000円</u>  5～7日型 <u>3,192,000円</u></p> <p>イ 加算分</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア) 地域の子育て力を高める取組 <u>498,000円</u> (イ) 特別支援対応加算 <u>1,111,000円</u> (ウ) 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ) 育児参加促進講習休日実施加算 <u>425,000円</u>  ※ (略)		
		2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)		
		※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア) 基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童 数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的 保育者と同等の研修を修了した者の場合。	(略)																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td><u>2,833,000円</u></td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td><u>3,105,000円</u></td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td><u>3,321,000円</u></td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td><u>4,797,000円</u></td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td><u>6,273,000円</u></td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td><u>7,749,000円</u></td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td><u>9,225,000円</u></td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td><u>10,701,000円</u></td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td><u>12,177,000円</u></td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td><u>13,653,000円</u></td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td><u>15,129,000円</u></td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td><u>16,605,000円</u></td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td><u>18,081,000円</u></td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td><u>19,557,000円</u></td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td><u>21,033,000円</u></td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td><u>22,509,000円</u></td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td><u>23,985,000円</u></td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td><u>25,461,000円</u></td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td><u>26,937,000円</u></td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td><u>28,413,000円</u></td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td><u>29,889,000円</u></td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td><u>31,365,000円</u></td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td><u>32,841,000円</u></td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td><u>34,317,000円</u></td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td><u>35,793,000円</u></td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td><u>37,269,000円</u></td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td><u>38,745,000円</u></td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td><u>40,221,000円</u></td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td><u>41,697,000円</u></td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td><u>43,173,000円</u></td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td><u>44,649,000円</u></td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td><u>46,125,000円</u></td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td><u>47,601,000円</u></td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td><u>49,077,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	<u>2,833,000円</u>	300人以上900人未満	<u>3,105,000円</u>	900人以上1,500人未満	<u>3,321,000円</u>	1,500人以上2,100人未満	<u>4,797,000円</u>	2,100人以上2,700人未満	<u>6,273,000円</u>	2,700人以上3,300人未満	<u>7,749,000円</u>	3,300人以上3,900人未満	<u>9,225,000円</u>	3,900人以上4,500人未満	<u>10,701,000円</u>	4,500人以上5,100人未満	<u>12,177,000円</u>	5,100人以上5,700人未満	<u>13,653,000円</u>	5,700人以上6,300人未満	<u>15,129,000円</u>	6,300人以上6,900人未満	<u>16,605,000円</u>	6,900人以上7,500人未満	<u>18,081,000円</u>	7,500人以上8,100人未満	<u>19,557,000円</u>	8,100人以上8,700人未満	<u>21,033,000円</u>	8,700人以上9,300人未満	<u>22,509,000円</u>	9,300人以上9,900人未満	<u>23,985,000円</u>	9,900人以上10,500人未満	<u>25,461,000円</u>	10,500人以上11,100人未満	<u>26,937,000円</u>	11,100人以上11,700人未満	<u>28,413,000円</u>	11,700人以上12,300人未満	<u>29,889,000円</u>	12,300人以上12,900人未満	<u>31,365,000円</u>	12,900人以上13,500人未満	<u>32,841,000円</u>	13,500人以上14,100人未満	<u>34,317,000円</u>	14,100人以上14,700人未満	<u>35,793,000円</u>	14,700人以上15,300人未満	<u>37,269,000円</u>	15,300人以上15,900人未満	<u>38,745,000円</u>	15,900人以上16,500人未満	<u>40,221,000円</u>	16,500人以上17,100人未満	<u>41,697,000円</u>	17,100人以上17,700人未満	<u>43,173,000円</u>	17,700人以上18,300人未満	<u>44,649,000円</u>	18,300人以上18,900人未満	<u>46,125,000円</u>	18,900人以上19,500人未満	<u>47,601,000円</u>	19,500人以上20,100人未満	<u>49,077,000円</u>		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	<u>2,833,000円</u>																																																																									
300人以上900人未満	<u>3,105,000円</u>																																																																									
900人以上1,500人未満	<u>3,321,000円</u>																																																																									
1,500人以上2,100人未満	<u>4,797,000円</u>																																																																									
2,100人以上2,700人未満	<u>6,273,000円</u>																																																																									
2,700人以上3,300人未満	<u>7,749,000円</u>																																																																									
3,300人以上3,900人未満	<u>9,225,000円</u>																																																																									
3,900人以上4,500人未満	<u>10,701,000円</u>																																																																									
4,500人以上5,100人未満	<u>12,177,000円</u>																																																																									
5,100人以上5,700人未満	<u>13,653,000円</u>																																																																									
5,700人以上6,300人未満	<u>15,129,000円</u>																																																																									
6,300人以上6,900人未満	<u>16,605,000円</u>																																																																									
6,900人以上7,500人未満	<u>18,081,000円</u>																																																																									
7,500人以上8,100人未満	<u>19,557,000円</u>																																																																									
8,100人以上8,700人未満	<u>21,033,000円</u>																																																																									
8,700人以上9,300人未満	<u>22,509,000円</u>																																																																									
9,300人以上9,900人未満	<u>23,985,000円</u>																																																																									
9,900人以上10,500人未満	<u>25,461,000円</u>																																																																									
10,500人以上11,100人未満	<u>26,937,000円</u>																																																																									
11,100人以上11,700人未満	<u>28,413,000円</u>																																																																									
11,700人以上12,300人未満	<u>29,889,000円</u>																																																																									
12,300人以上12,900人未満	<u>31,365,000円</u>																																																																									
12,900人以上13,500人未満	<u>32,841,000円</u>																																																																									
13,500人以上14,100人未満	<u>34,317,000円</u>																																																																									
14,100人以上14,700人未満	<u>35,793,000円</u>																																																																									
14,700人以上15,300人未満	<u>37,269,000円</u>																																																																									
15,300人以上15,900人未満	<u>38,745,000円</u>																																																																									
15,900人以上16,500人未満	<u>40,221,000円</u>																																																																									
16,500人以上17,100人未満	<u>41,697,000円</u>																																																																									
17,100人以上17,700人未満	<u>43,173,000円</u>																																																																									
17,700人以上18,300人未満	<u>44,649,000円</u>																																																																									
18,300人以上18,900人未満	<u>46,125,000円</u>																																																																									
18,900人以上19,500人未満	<u>47,601,000円</u>																																																																									
19,500人以上20,100人未満	<u>49,077,000円</u>																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		(ア) 地域の子育て力を高める取組 <u>491,000円</u> (イ) 特別支援対応加算 <u>1,085,000円</u> (ウ) 研修代替職員配置加算 1人当たり年額 23,000円 (エ) 育児参加促進講習休日実施加算 <u>412,000円</u>  ※ (略)		
		2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)		
		※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。		

一時預 かり事 業	一時預 かり事 業 (一般 分)	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童(イ～エを除く)(1か所当たり年額) (ア) 基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童 数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的 保育者と同等の研修を修了した者の場合。	(略)																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td><u>2,751,000円</u></td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td><u>3,051,000円</u></td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td><u>3,267,000円</u></td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td><u>4,719,000円</u></td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td><u>6,171,000円</u></td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td><u>7,623,000円</u></td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td><u>9,075,000円</u></td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td><u>10,527,000円</u></td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td><u>11,979,000円</u></td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td><u>13,431,000円</u></td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td><u>14,883,000円</u></td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td><u>16,335,000円</u></td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td><u>17,787,000円</u></td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td><u>19,239,000円</u></td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td><u>20,691,000円</u></td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td><u>22,143,000円</u></td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td><u>23,595,000円</u></td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td><u>25,047,000円</u></td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td><u>26,499,000円</u></td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td><u>27,951,000円</u></td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td><u>29,403,000円</u></td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td><u>30,855,000円</u></td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td><u>32,307,000円</u></td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td><u>33,759,000円</u></td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td><u>35,211,000円</u></td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td><u>36,663,000円</u></td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td><u>38,115,000円</u></td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td><u>39,567,000円</u></td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td><u>41,019,000円</u></td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td><u>42,471,000円</u></td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td><u>43,923,000円</u></td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td><u>45,375,000円</u></td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td><u>46,827,000円</u></td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td><u>48,279,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	<u>2,751,000円</u>	300人以上900人未満	<u>3,051,000円</u>	900人以上1,500人未満	<u>3,267,000円</u>	1,500人以上2,100人未満	<u>4,719,000円</u>	2,100人以上2,700人未満	<u>6,171,000円</u>	2,700人以上3,300人未満	<u>7,623,000円</u>	3,300人以上3,900人未満	<u>9,075,000円</u>	3,900人以上4,500人未満	<u>10,527,000円</u>	4,500人以上5,100人未満	<u>11,979,000円</u>	5,100人以上5,700人未満	<u>13,431,000円</u>	5,700人以上6,300人未満	<u>14,883,000円</u>	6,300人以上6,900人未満	<u>16,335,000円</u>	6,900人以上7,500人未満	<u>17,787,000円</u>	7,500人以上8,100人未満	<u>19,239,000円</u>	8,100人以上8,700人未満	<u>20,691,000円</u>	8,700人以上9,300人未満	<u>22,143,000円</u>	9,300人以上9,900人未満	<u>23,595,000円</u>	9,900人以上10,500人未満	<u>25,047,000円</u>	10,500人以上11,100人未満	<u>26,499,000円</u>	11,100人以上11,700人未満	<u>27,951,000円</u>	11,700人以上12,300人未満	<u>29,403,000円</u>	12,300人以上12,900人未満	<u>30,855,000円</u>	12,900人以上13,500人未満	<u>32,307,000円</u>	13,500人以上14,100人未満	<u>33,759,000円</u>	14,100人以上14,700人未満	<u>35,211,000円</u>	14,700人以上15,300人未満	<u>36,663,000円</u>	15,300人以上15,900人未満	<u>38,115,000円</u>	15,900人以上16,500人未満	<u>39,567,000円</u>	16,500人以上17,100人未満	<u>41,019,000円</u>	17,100人以上17,700人未満	<u>42,471,000円</u>	17,700人以上18,300人未満	<u>43,923,000円</u>	18,300人以上18,900人未満	<u>45,375,000円</u>	18,900人以上19,500人未満	<u>46,827,000円</u>	19,500人以上20,100人未満	<u>48,279,000円</u>		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	<u>2,751,000円</u>																																																																									
300人以上900人未満	<u>3,051,000円</u>																																																																									
900人以上1,500人未満	<u>3,267,000円</u>																																																																									
1,500人以上2,100人未満	<u>4,719,000円</u>																																																																									
2,100人以上2,700人未満	<u>6,171,000円</u>																																																																									
2,700人以上3,300人未満	<u>7,623,000円</u>																																																																									
3,300人以上3,900人未満	<u>9,075,000円</u>																																																																									
3,900人以上4,500人未満	<u>10,527,000円</u>																																																																									
4,500人以上5,100人未満	<u>11,979,000円</u>																																																																									
5,100人以上5,700人未満	<u>13,431,000円</u>																																																																									
5,700人以上6,300人未満	<u>14,883,000円</u>																																																																									
6,300人以上6,900人未満	<u>16,335,000円</u>																																																																									
6,900人以上7,500人未満	<u>17,787,000円</u>																																																																									
7,500人以上8,100人未満	<u>19,239,000円</u>																																																																									
8,100人以上8,700人未満	<u>20,691,000円</u>																																																																									
8,700人以上9,300人未満	<u>22,143,000円</u>																																																																									
9,300人以上9,900人未満	<u>23,595,000円</u>																																																																									
9,900人以上10,500人未満	<u>25,047,000円</u>																																																																									
10,500人以上11,100人未満	<u>26,499,000円</u>																																																																									
11,100人以上11,700人未満	<u>27,951,000円</u>																																																																									
11,700人以上12,300人未満	<u>29,403,000円</u>																																																																									
12,300人以上12,900人未満	<u>30,855,000円</u>																																																																									
12,900人以上13,500人未満	<u>32,307,000円</u>																																																																									
13,500人以上14,100人未満	<u>33,759,000円</u>																																																																									
14,100人以上14,700人未満	<u>35,211,000円</u>																																																																									
14,700人以上15,300人未満	<u>36,663,000円</u>																																																																									
15,300人以上15,900人未満	<u>38,115,000円</u>																																																																									
15,900人以上16,500人未満	<u>39,567,000円</u>																																																																									
16,500人以上17,100人未満	<u>41,019,000円</u>																																																																									
17,100人以上17,700人未満	<u>42,471,000円</u>																																																																									
17,700人以上18,300人未満	<u>43,923,000円</u>																																																																									
18,300人以上18,900人未満	<u>45,375,000円</u>																																																																									
18,900人以上19,500人未満	<u>46,827,000円</u>																																																																									
19,500人以上20,100人未満	<u>48,279,000円</u>																																																																									

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																						
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,833,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,979,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,200,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,622,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>6,044,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,466,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,888,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,310,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,732,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>13,154,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,576,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,998,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,420,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,842,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>20,264,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,686,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>23,108,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,530,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,952,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>27,374,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,796,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>30,218,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,640,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>33,062,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>34,484,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,906,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>37,328,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,750,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>40,172,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>41,594,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>43,016,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>44,438,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,860,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>47,282,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,833,000円	300人以上900人未満	2,979,000円	900人以上1,500人未満	3,200,000円	1,500人以上2,100人未満	4,622,000円	2,100人以上2,700人未満	6,044,000円	2,700人以上3,300人未満	7,466,000円	3,300人以上3,900人未満	8,888,000円	3,900人以上4,500人未満	10,310,000円	4,500人以上5,100人未満	11,732,000円	5,100人以上5,700人未満	13,154,000円	5,700人以上6,300人未満	14,576,000円	6,300人以上6,900人未満	15,998,000円	6,900人以上7,500人未満	17,420,000円	7,500人以上8,100人未満	18,842,000円	8,100人以上8,700人未満	20,264,000円	8,700人以上9,300人未満	21,686,000円	9,300人以上9,900人未満	23,108,000円	9,900人以上10,500人未満	24,530,000円	10,500人以上11,100人未満	25,952,000円	11,100人以上11,700人未満	27,374,000円	11,700人以上12,300人未満	28,796,000円	12,300人以上12,900人未満	30,218,000円	12,900人以上13,500人未満	31,640,000円	13,500人以上14,100人未満	33,062,000円	14,100人以上14,700人未満	34,484,000円	14,700人以上15,300人未満	35,906,000円	15,300人以上15,900人未満	37,328,000円	15,900人以上16,500人未満	38,750,000円	16,500人以上17,100人未満	40,172,000円	17,100人以上17,700人未満	41,594,000円	17,700人以上18,300人未満	43,016,000円	18,300人以上18,900人未満	44,438,000円	18,900人以上19,500人未満	45,860,000円	19,500人以上20,100人未満	47,282,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,833,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,979,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,200,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,622,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	6,044,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,466,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,888,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,310,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,732,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	13,154,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,576,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,998,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,420,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,842,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	20,264,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,686,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	23,108,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,530,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,952,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	27,374,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,796,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	30,218,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,640,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	33,062,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	34,484,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,906,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	37,328,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,750,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	40,172,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	41,594,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	43,016,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	44,438,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,860,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	47,282,000円																																																																									
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		(イ) (略)																																																																								
		イ～エ(略)																																																																								
		<u>オ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護者世帯 3,000円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 2,400円</li> <li>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円</li> <li>・その他要支援児童のいる世帯 1,500円</li> </ul>																																																																								
		※ オは緊急一時預かりを除く。																																																																								
		(2) 幼稚園型 I																																																																								
		ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)																																																																								
		(ア)～(オ) (略)																																																																								

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合																																																																						
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		② ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>300人未満</td><td>2,751,000円</td></tr> <tr><td>300人以上900人未満</td><td>2,934,000円</td></tr> <tr><td>900人以上1,500人未満</td><td>3,146,000円</td></tr> <tr><td>1,500人以上2,100人未満</td><td>4,544,000円</td></tr> <tr><td>2,100人以上2,700人未満</td><td>5,942,000円</td></tr> <tr><td>2,700人以上3,300人未満</td><td>7,340,000円</td></tr> <tr><td>3,300人以上3,900人未満</td><td>8,738,000円</td></tr> <tr><td>3,900人以上4,500人未満</td><td>10,136,000円</td></tr> <tr><td>4,500人以上5,100人未満</td><td>11,534,000円</td></tr> <tr><td>5,100人以上5,700人未満</td><td>12,932,000円</td></tr> <tr><td>5,700人以上6,300人未満</td><td>14,330,000円</td></tr> <tr><td>6,300人以上6,900人未満</td><td>15,728,000円</td></tr> <tr><td>6,900人以上7,500人未満</td><td>17,126,000円</td></tr> <tr><td>7,500人以上8,100人未満</td><td>18,524,000円</td></tr> <tr><td>8,100人以上8,700人未満</td><td>19,922,000円</td></tr> <tr><td>8,700人以上9,300人未満</td><td>21,320,000円</td></tr> <tr><td>9,300人以上9,900人未満</td><td>22,718,000円</td></tr> <tr><td>9,900人以上10,500人未満</td><td>24,116,000円</td></tr> <tr><td>10,500人以上11,100人未満</td><td>25,514,000円</td></tr> <tr><td>11,100人以上11,700人未満</td><td>26,912,000円</td></tr> <tr><td>11,700人以上12,300人未満</td><td>28,310,000円</td></tr> <tr><td>12,300人以上12,900人未満</td><td>29,708,000円</td></tr> <tr><td>12,900人以上13,500人未満</td><td>31,106,000円</td></tr> <tr><td>13,500人以上14,100人未満</td><td>32,504,000円</td></tr> <tr><td>14,100人以上14,700人未満</td><td>33,902,000円</td></tr> <tr><td>14,700人以上15,300人未満</td><td>35,300,000円</td></tr> <tr><td>15,300人以上15,900人未満</td><td>36,698,000円</td></tr> <tr><td>15,900人以上16,500人未満</td><td>38,096,000円</td></tr> <tr><td>16,500人以上17,100人未満</td><td>39,494,000円</td></tr> <tr><td>17,100人以上17,700人未満</td><td>40,892,000円</td></tr> <tr><td>17,700人以上18,300人未満</td><td>42,290,000円</td></tr> <tr><td>18,300人以上18,900人未満</td><td>43,688,000円</td></tr> <tr><td>18,900人以上19,500人未満</td><td>45,086,000円</td></tr> <tr><td>19,500人以上20,100人未満</td><td>46,484,000円</td></tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	2,934,000円	900人以上1,500人未満	3,146,000円	1,500人以上2,100人未満	4,544,000円	2,100人以上2,700人未満	5,942,000円	2,700人以上3,300人未満	7,340,000円	3,300人以上3,900人未満	8,738,000円	3,900人以上4,500人未満	10,136,000円	4,500人以上5,100人未満	11,534,000円	5,100人以上5,700人未満	12,932,000円	5,700人以上6,300人未満	14,330,000円	6,300人以上6,900人未満	15,728,000円	6,900人以上7,500人未満	17,126,000円	7,500人以上8,100人未満	18,524,000円	8,100人以上8,700人未満	19,922,000円	8,700人以上9,300人未満	21,320,000円	9,300人以上9,900人未満	22,718,000円	9,900人以上10,500人未満	24,116,000円	10,500人以上11,100人未満	25,514,000円	11,100人以上11,700人未満	26,912,000円	11,700人以上12,300人未満	28,310,000円	12,300人以上12,900人未満	29,708,000円	12,900人以上13,500人未満	31,106,000円	13,500人以上14,100人未満	32,504,000円	14,100人以上14,700人未満	33,902,000円	14,700人以上15,300人未満	35,300,000円	15,300人以上15,900人未満	36,698,000円	15,900人以上16,500人未満	38,096,000円	16,500人以上17,100人未満	39,494,000円	17,100人以上17,700人未満	40,892,000円	17,700人以上18,300人未満	42,290,000円	18,300人以上18,900人未満	43,688,000円	18,900人以上19,500人未満	45,086,000円	19,500人以上20,100人未満	46,484,000円		
年間延べ利用児童数	基準額																																																																									
300人未満	2,751,000円																																																																									
300人以上900人未満	2,934,000円																																																																									
900人以上1,500人未満	3,146,000円																																																																									
1,500人以上2,100人未満	4,544,000円																																																																									
2,100人以上2,700人未満	5,942,000円																																																																									
2,700人以上3,300人未満	7,340,000円																																																																									
3,300人以上3,900人未満	8,738,000円																																																																									
3,900人以上4,500人未満	10,136,000円																																																																									
4,500人以上5,100人未満	11,534,000円																																																																									
5,100人以上5,700人未満	12,932,000円																																																																									
5,700人以上6,300人未満	14,330,000円																																																																									
6,300人以上6,900人未満	15,728,000円																																																																									
6,900人以上7,500人未満	17,126,000円																																																																									
7,500人以上8,100人未満	18,524,000円																																																																									
8,100人以上8,700人未満	19,922,000円																																																																									
8,700人以上9,300人未満	21,320,000円																																																																									
9,300人以上9,900人未満	22,718,000円																																																																									
9,900人以上10,500人未満	24,116,000円																																																																									
10,500人以上11,100人未満	25,514,000円																																																																									
11,100人以上11,700人未満	26,912,000円																																																																									
11,700人以上12,300人未満	28,310,000円																																																																									
12,300人以上12,900人未満	29,708,000円																																																																									
12,900人以上13,500人未満	31,106,000円																																																																									
13,500人以上14,100人未満	32,504,000円																																																																									
14,100人以上14,700人未満	33,902,000円																																																																									
14,700人以上15,300人未満	35,300,000円																																																																									
15,300人以上15,900人未満	36,698,000円																																																																									
15,900人以上16,500人未満	38,096,000円																																																																									
16,500人以上17,100人未満	39,494,000円																																																																									
17,100人以上17,700人未満	40,892,000円																																																																									
17,700人以上18,300人未満	42,290,000円																																																																									
18,300人以上18,900人未満	43,688,000円																																																																									
18,900人以上19,500人未満	45,086,000円																																																																									
19,500人以上20,100人未満	46,484,000円																																																																									
		※20,100人以上の場合は別途協議																																																																								
		(イ) (略)																																																																								
		イ～エ(略)																																																																								
		<u>(新規)</u>																																																																								
		(2) 幼稚園型 I																																																																								
		ア 在籍園児分(ウを除く)(児童1人当たり日額)																																																																								
		(ア)～(オ) (略)																																																																								

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※1 (略)  ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②次のいずれかの要件を満たしていること <u>a 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること</u> <u>b 3以上の市町村から園児を受け入れていること</u> <u>c 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を実施していること</u> ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること  イ～ウ(略)  (3)幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額) (略)  (4)余裕活用品(児童1人当たり日額) ア～イ(略)  <u>ウ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護者世帯 3,000円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 2,400円</li> <li>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円</li> <li>・その他要支援児童のいる世帯 1,500円</li> </ul> (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア～ウ(略)  <u>エ 利用者負担軽減(児童1人当たり日額)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による被保護者世帯 3,000円</li> <li>・市町村民税非課税世帯 2,400円</li> <li>・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯 2,100円</li> <li>・その他要支援児童のいる世帯 1,500円</li> </ul> <u>※ エは緊急一時預かりを除く。</u>  (6)災害特例型 (略)  2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)  ※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。 ※ (略) ※ (略)		
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
		※1 (略)  ※2 次の要件を満たす施設に適用する。 ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること  ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること  イ～ウ(略)  (3)幼稚園型Ⅱ(児童1人当たり日額) (略)  (4)余裕活用品(児童1人当たり日額) ア～イ(略)  <u>(新規)</u>  (5)居宅訪問型(児童1人当たり日額) ア～ウ(略)  <u>(新規)</u>  (6)災害特例型 (略)  2 開設準備経費(1か所当たり年額) (1) (略) (2) (略)  ※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。 ※ (略) ※ (略)		
	一時預かり事業(その他分)	(略)	(略)	



1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業(特定分・一般分・事業費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>8,443,000円</u> うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも <u>当該</u>年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>6,032,000円</u> うち改善分 2,225,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも <u>当該</u>年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>4,500,000円</u></p> <p>(略)</p> <p>4 非施設型(訪問型) (略)</p>	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略)</p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算 <u>(7) 出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合の加算</u></p>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業(特定分・一般分・事業費)	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>7,037,000円</u> うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも <u>令和5</u>年度に支払われたものに限る。</p> <p>2 病後児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>5,187,000円</u> うち改善分 2,225,000円</p> <p>※ (略)</p> <p>(2) 加算分 (略)</p> <p>(3) 普及定着促進費(開設準備経費) ア (略) イ (略) ※ ア及びイとも <u>令和5</u>年度に支払われたものに限る。</p> <p>3 体調不良児対応型</p> <p>(1) 基本分 1か所当たり年額 <u>4,496,000円</u></p> <p>(略)</p> <p>4 非施設型(訪問型) (略)</p>	(略)	
	病児保育(特定分・低所得者減加分加算)	(略)	(略)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	<p>1 運営費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) 基本事業 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を実施する場合の加算 (略)</p> <p>(4) 預かり手増加のための取組加算</p>	(略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合															
		<p style="text-align: right;">1,200,000円</p> <p>(イ) 預かりを行う会員数の増加等に応じた加算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う 会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～99人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td style="border: 2px solid red;">100人～199人</td> <td style="border: 2px solid red;">1割以上</td> <td style="border: 2px solid red;">1,300,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>(5) 提供会員の定着促進加算 <span style="float: right;">500,000円</span></p> <p>(6) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 <span style="float: right;">1,500,000円</span></p> <p>2 開設準備経費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>※ (1)(2)とも当該年度に支払われたものに限る。</p>	預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人～99人	1割以上	1,000,000円	100人～199人	1割以上	1,300,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額																	
19人以下	2人以上	500,000円																	
20人～99人	1割以上	1,000,000円																	
100人～199人	1割以上	1,300,000円																	
200人以上	20人以上	1,500,000円																	

<p>子ども子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	
---	-------------	-------------	-------------	--

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>預かりを行う 会員数(前年度値)</th> <th>増加数・割合</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19人以下</td> <td>2人以上</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～199人</td> <td>1割以上</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>200人以上</td> <td>20人以上</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(5) 地域子育て支援拠点等との連携を実施する場合の加算 <span style="float: right;">1,500,000円</span></p> <p>2 開設準備経費(1市町村当たり年額)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>※ (1)(2)とも令和5年度に支払われたものに限る。</p>	預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額	19人以下	2人以上	500,000円	20人～199人	1割以上	1,000,000円	200人以上	20人以上	1,500,000円		
預かりを行う 会員数(前年度値)	増加数・割合	加算額														
19人以下	2人以上	500,000円														
20人～199人	1割以上	1,000,000円														
200人以上	20人以上	1,500,000円														

<p>利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業</p>	<p>利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p>	<p>1 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業</p> <p>(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等</p> <p>ア 利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <span style="float: right;">300,000円</span></p> <p>イ 延長保育事業</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">定員19人以下</td> <td style="text-align: right;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">200,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員60人以上</td> <td style="text-align: right;">250,000円</td> </tr> </table> <p>ウ 放課後児童健全育成事業</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right;">定員19人以下</td> <td style="text-align: right;">300,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員20人以上59人以下</td> <td style="text-align: right;">400,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">定員60人以上</td> <td style="text-align: right;">500,000円</td> </tr> </table> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 事業所の職員や利用者について、新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)が発生した場合(令和5年4月1日から5月7日までの間においては、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合。)に、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な、以下の経費に限る。</p> <p>ア 緊急時の職員確保に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用</li> </ul> <p>イ 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用</p>	定員19人以下	150,000円	定員20人以上59人以下	200,000円	定員60人以上	250,000円	定員19人以下	300,000円	定員20人以上59人以下	400,000円	定員60人以上	500,000円	<p>新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業の実施に必要な経費(飲食物費を除く。)</p>	
定員19人以下	150,000円															
定員20人以上59人以下	200,000円															
定員60人以上	250,000円															
定員19人以下	300,000円															
定員20人以上59人以下	400,000円															
定員60人以上	500,000円															

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
		(削除)	(削除)	
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置)	1 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)	(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入 (2)研修のオンライン化  (1)、(2)の合計 500,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 <u>親子関係形成支援事業</u> 、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり ※ (略)  (3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円  ※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、 <u>親子関係形成支援事業</u> 、子育て援助	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
<u>一事業</u>	<u>一事業</u> (特例措置分(1))	<p>・消毒掃除費用等</p> <p>※ 感染症対策計画の策定や職員の体調管理等、感染拡大防止に努めること。</p> <p>(2)感染症対策のための改修 1,000,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る。</p>		
	2 利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業 ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)	<p>(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2)研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	ICT化推進事業(令和4年度第2次補正予算分)の実施に必要な経費	
子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。)(特例措置)	3 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業(令和5年度補正予算分)	<p>(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2)研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 500,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり</p> <p>※ (略)</p> <p>(3)通訳や翻訳のための機器の導入 150,000円</p> <p>※ 放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・</p>	(略)	

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
	措置 分)	活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は1市町村当 り、その他事業は1か所当たり ※ (略)		

1事業	2区分	3基準額	4対象 経費	5負担 割合
	措置分 (2)	サポート・センター事業)は1市町村当たり、その他事業は1か所当た り ※ (略)		

改正後

現行

別紙様式1～8

(略)

(略)

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	社会保険料 交付予定額 ④ 円	国庫補助 標準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	市町村名
I 特区分									
児童養育事業									
児童養育施設整備事業									
児童養育事業									
事業費合計									
住所者減価分加算合計									
<b>国庫補助交付金加算合計</b>									
II 一般分									
利用者支援事業									
基本型及び特定型									
母子支援型									
養育施設(仮称)整備を行う事業									
日用品・文房具等(後育・保身給付認定保護者)									
調査材料費(施設等利用給付認定保護者)									
多様な事業者の参入促進(能力活用事業)									
新規参入施設等への巡回支援									
認定・子ども園特別支援教育(保身給付)									
施設後育支援事業									
子育て短期支援事業									
夜間養育事業									
児童発達健全戸訪問事業									
養育支援訪問事業									
子どもを育む幼児小児の機能強化事業									
地域子育て支援拠点事業									
一時預かり事業									
一般型・余剰活用型及び居宅訪問型									
短期型Ⅰ及び短期型Ⅱ									
災害特別型									
保育所事業									
子育て短期型活動支援事業									
III その他分									
施設後育支援事業									
一時預かり事業									
その他分計									
合計									

記入上の注意  
 1. ⑧欄には、交付金の別当別項別区分ごとの差引額を記入すること。  
 2. ⑧欄には、③欄に記入した金額に、④欄に記入した金額を加算した金額を記入すること。  
 3. ⑧欄には、⑥欄に記入した金額に、⑦欄に記入した金額を加算した金額を記入すること。  
 4. ⑧欄には、⑧欄に「1/3(利用者支援事業の場合は2/3)」を乗じて算出した額を記入すること。

現行

改正後

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金所要額調書

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他 の収入予定額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	社会保険料 交付予定額 ④ 円	国庫補助 標準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	国庫補助 基本額 ⑦ 円	国庫補助 所要額 ⑧ 円	市町村名
I 特区分									
児童養育事業									
児童養育施設整備事業									
児童養育事業									
事業費合計									
住所者減価分加算合計									
<b>国庫補助交付金加算合計</b>									
II 一般分									
利用者支援事業									
基本型及び特定型									
母子支援型									
養育施設(仮称)整備を行う事業									
日用品・文房具等(後育・保身給付認定保護者)									
調査材料費(施設等利用給付認定保護者)									
多様な事業者の参入促進(能力活用事業)									
新規参入施設等への巡回支援									
認定・子ども園特別支援教育(保身給付)									
施設後育支援事業									
子育て短期支援事業									
夜間養育事業									
児童発達健全戸訪問事業									
養育支援訪問事業									
子どもを育む幼児小児の機能強化事業									
地域子育て支援拠点事業									
一時預かり事業									
一般型・余剰活用型及び居宅訪問型									
短期型Ⅰ及び短期型Ⅱ									
災害特別型									
保育所事業									
子育て短期型活動支援事業									
III その他分									
施設後育支援事業									
一時預かり事業									
その他分計									
合計									

記入上の注意  
 1. ⑧欄には、交付金の別当別項別区分ごとの差引額を記入すること。  
 2. ⑧欄には、③欄に記入した金額に、④欄に記入した金額を加算した金額を記入すること。  
 3. ⑧欄には、⑥欄に記入した金額に、⑦欄に記入した金額を加算した金額を記入すること。  
 4. ⑧欄には、⑧欄に「1/3(利用者支援事業の場合は2/3)」を乗じて算出した額を記入すること。



現行

事業名	従事業数 ①	寄付金その他 の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	社会保険等の 収入予定額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所収額 ⑧
IV 特別措置分②								
政治的宣伝費								
政治的宣伝費等成増費								
子会及び支部費								
支部費								
支部費等特別費								
政治的宣伝費等特別費								
子会等特別活動費								
特別措置分② 計								
特別措置分② 合								
総 合 計								

- 【記入上の注意】
1. 特別措置分②に属する場合は、特別措置分②のうち、③地域子ども子育て支援事業におけるIT化推進事業（令和5年度補正予算分）について記入すること。
  2. ⑥欄には、交付事業の別種の第3種に定める金額を記入すること。
  3. ⑥欄は3欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
  4. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
  5. ⑧欄には、⑥欄の額に①～③を乗じて得た額（1,000円未満の端が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
  6. 【特別措置分②に属する場合は、別表1(別表1の特別措置分)に、社会保険の額を合算した額を記入すること。
  7. 【総合計⑧欄には、別表1(別表1の特別措置分②)計1欄の額を合算した額を記入すること。

改正後

別表1(別表)

事業名	従事業数 ①	寄付金その他 の収入予定額 ②	差引額 ③(①-②)	社会保険等の 収入予定額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	選定額 ⑥	国庫補助 基本額 ⑦	国庫補助 所収額 ⑧
IV 特別措置分②								
政治的宣伝費								
政治的宣伝費等成増費								
子会及び支部費								
支部費								
支部費等特別費								
政治的宣伝費等特別費								
子会等特別活動費								
特別措置分② 計								
特別措置分② 合								
総 合 計								

- 【記入上の注意】
1. 特別措置分②に属する場合は、特別措置分②のうち、①地域子ども子育て支援事業におけるIT化推進事業（令和5年度補正予算分）について記入すること。
  2. ⑥欄には、交付事業の別種の第3種に定める金額を記入すること。
  3. ⑥欄は3欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
  4. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
  5. ⑧欄には、⑥欄の額に①～③を乗じて得た額（1,000円未満の端が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記入すること。
  6. 【特別措置分②に属する場合は、別表1(別表1の特別措置分)に、社会保険の額を合算した額を記入すること。
  7. 【総合計⑧欄には、別表1(別表1の特別措置分②)計1欄の額を合算した額を記入すること。



別紙2

1. 利用者支援事業

類型	件数	経費総額の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定型			
3. 母子支援型			
合計(1~3)	0	0	0

【記入上の注意】(1)基本型/(2)特定型/(3)母子支援型における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)基本型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (日数×)	事業実施 時間 (時間×)	職員の配置		夜間・休日 加算		出張相 対 支額	機能発 揮 のための 七 つの 数値	多言語対応 運用の ための 配置 人の数	特別 支援 対応	多機能 型加算	一対多 対応 加算	開設 準備 費 支給予定額	国庫補助 基準額
							主任職員 補助職員	計	夜間	休日								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

【記入上の注意】

- ①(2)欄は、母子支援型(児童自立支援施設)・地域子育て支援拠点(運営型)・保育所・認定こども園・児童館(保育センター)・幼稚園・保育園(福祉センター)・公民館・市役所・市役所・市民館・市民センター・公民館・市役所・市役所・市民館・市民センター
- ③(欄)は、NPO法人・社会福祉法人・社会福祉協議会・任意団体の学校法人・株式会社・生活協同組合・農家・その他、本定から該当するものを選択すること。
- ④(欄)は、1月に満たない月数の事業を行う場合は、これを月数として記入すること。
- ⑤(欄)は、1月に満たない月数の事業を行う場合は、これを月数として記入すること。
- ⑥(欄)は、1日に満たない日数の事業を行う場合は、これを日数として記入すること。
- ⑦(欄)は、1日に満たない時間数の事業を行う場合は、これを時間として記入すること。
- ⑧(欄)は、機能発揮のための数値を運用する場合には、有/記入すること。
- ⑨(欄)は、多言語対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑩(欄)は、特別支援対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑪(欄)は、多機能型(多言語対応)について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫(欄)は、一対多対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑬(欄)は、開設準備費の標準額を運用する場合には「有」を記入すること。

別紙2

1. 利用者支援事業

類型	件数	経費総額の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 基本型	①	②	③
2. 特定型			
3. 母子支援型			
合計(1~3)	0	0	0

【記入上の注意】(1)基本型/(2)特定型/(3)母子支援型における対応する欄の計額の金額を記入すること。

(1)基本型

№	名称	実施場所	運営主体	施設	事業実施 月数	事業実施 日数 (日数×)	事業実施 時間 (時間×)	職員の配置		夜間・休日 加算		出張相 対 支額	機能発 揮 のための 七 つの 数値	多言語対応 運用の ための 配置 人の数	特別 支援 対応	多機能 型加算	一対多 対応 加算	開設 準備 費 支給予定額	国庫補助 基準額
								主任職員 補助職員	計	夜間	休日								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

【記入上の注意】

- ①(2)欄は、母子支援型(児童自立支援施設)・地域子育て支援拠点(運営型)・保育所・認定こども園・児童館(保育センター)・幼稚園・保育園(福祉センター)・公民館・市役所・市役所・市民館・市民センター
- ③(欄)は、NPO法人・社会福祉法人・社会福祉協議会・任意団体の学校法人・株式会社・生活協同組合・農家・その他、本定から該当するものを選択すること。
- ④(欄)は、1月に満たない月数の事業を行う場合は、これを月数として記入すること。
- ⑤(欄)は、1日に満たない日数の事業を行う場合は、これを日数として記入すること。
- ⑥(欄)は、1日に満たない時間数の事業を行う場合は、これを時間として記入すること。
- ⑦(欄)は、機能発揮のための数値を運用する場合には、有/記入すること。
- ⑧(欄)は、多言語対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑨(欄)は、特別支援対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑩(欄)は、多機能型(多言語対応)について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑪(欄)は、一対多対応について実施している場合は、該当する欄に「有」を記入すること。
- ⑫(欄)は、開設準備費の標準額を運用する場合には「有」を記入すること。

改正後

現行

国庫補助

国庫補助

現行

(2) 特例

0-5歳児人口 (0-5歳児の各年1日推定人口、推定人口)	実施条件 ① 児童福祉推進市村	母子育児安心プランの提供を受けており、かつ、平成26年4月1日時点の15未満の児童が前年度より1人以上減少すること ② 児童福祉推進市村
----------------------------------	--------------------	---

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数 (道あり)	事業実施 日数 (日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	出張相長 交通	機能活 化のための 通称(認定)職員等 の活用	多量給付 認定 者の数	特別 支援 認定	間接 経費控除	対象経費の 支出予算額	国庫補助 返金額	
						専任職員 補助職員	計									
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																
3																
4																
5																
計																

- 【記入上の注意】
- ①は、申請書提出日において記入すること。
  - ②は、特定の助成項目として別添書類に定める事項のうち、該当するものをすべて〇を付すこと。
  - ③は、指定子育て支援拠点(一地区)、地域子育て支援拠点(連携型)、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(福祉)センター、公民館、市役所、市役所、市民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、その他、)未定から該当するものを記載すること。
  - ④は、地域子育て支援拠点(一地区)、地域子育て支援拠点(連携型)、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(児童センター含む)、幼稚園、公民館、市役所、市民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、その他、)未定から該当するものを記載すること。
  - ⑤は、1月に遊ばない月数を生じたときは、これを1月として記入すること。
  - ⑥は、1月に遊ばない月数を生じたときは、これを1月として記入すること。
  - ⑦は、出張相長(出張)の認定を適用する場合は、有を記入すること。
  - ⑧は、専任職員、補助職員、それぞれを記入すること。
  - ⑨は、認定こども園(認定)の職員を適用する場合は、有を記入すること。
  - ⑩は、認定こども園(認定)の職員を適用する場合は、有を記入すること。
  - ⑪は、多量給付認定について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
  - ⑫は、認定こども園(認定)の職員を適用する場合は「有」を記入すること。
  - ⑬は、間接経費控除の認定を適用する場合は「有」を記入すること。

改正後

(2) 特例

0-5歳児人口 (0-5歳児の各年1日推定人口、推定人口)	実施条件 ①	実施条件 ② 児童福祉推進市村	母子育児安心プランの提供を受けており、かつ、平成26年4月1日時点の15未満の児童が前年度より1人以上減少すること ③ 児童福祉推進市村
----------------------------------	-----------	--------------------	---

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数 (道あり)	事業実施 日数 (日あたり)	職員の配置		夜間・休日 加算	出張相長 交通	機能活 化のための 通称(認定)職員等 の活用	多量給付 認定 者の数	特別 支援 認定	間接 経費控除	対象経費の 支出予算額	国庫補助 返金額	
						専任職員 補助職員	計									
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																
3																
4																
5																
計																

- 【記入上の注意】
- ①は、申請書提出日において記入すること。
  - ②は、特定の助成項目として別添書類に定める事項のうち、該当するものをすべて〇を付すこと。
  - ③は、指定子育て支援拠点(一地区)、地域子育て支援拠点(連携型)、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(児童センター含む)、幼稚園、公民館、市役所、市民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、その他、)未定から該当するものを記載すること。
  - ④は、地域子育て支援拠点(一地区)、地域子育て支援拠点(連携型)、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、保育園(児童センター含む)、幼稚園、公民館、市役所、市民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、その他、)未定から該当するものを記載すること。
  - ⑤は、1月に遊ばない月数を生じたときは、これを1月として記入すること。
  - ⑥は、1月に遊ばない月数を生じたときは、これを1月として記入すること。
  - ⑦は、出張相長(出張)の認定を適用する場合は、有を記入すること。
  - ⑧は、専任職員、補助職員、それぞれを記入すること。
  - ⑨は、認定こども園(認定)の職員を適用する場合は、有を記入すること。
  - ⑩は、認定こども園(認定)の職員を適用する場合は、有を記入すること。
  - ⑪は、多量給付認定について実施している場合は該当する欄に「有」を記入すること。
  - ⑫は、認定こども園(認定)の職員を適用する場合は「有」を記入すること。
  - ⑬は、間接経費控除の認定を適用する場合は「有」を記入すること。

現行

(3) 民生福祉部

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (協働の日)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の内訳				計	1市町村単位の 職員の内訳 の内数	多量給付に 対応する 職員の内数	特別 支援 対象 児童 数	児童福祉 施設 数	児童福祉 施設 の 支出予定 額	児童福祉 施設 の 支出予定 額
							総務課 職員	民生福祉課 職員	民生福祉課 職員	民生福祉課 職員							
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	

- (記入上の注意)
- ①～⑯は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、児童館、認定こども園、児童発達支援センター(含む)、幼稚園、保育園、保健(認知)センター、公民館、市役所、寄附者、村役場、空母店舗、ピルファート、ピアセンター、民衆、商業施設、雇用施設、公共施設(※)、その他(※)から該当するものを選択すること。  
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。
  - ②～④は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、児童、その他、未定から該当するものを選択すること。
  - ⑤～⑦は、「平成27年度において1か所」に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持しているものとして、1市町村単位の職員を適用する場合に「有1」で記入する。  
⑧～⑩は、多量給付に「対応している職員は該当する市町村」で有記入すること。  
⑪～⑬は、多量給付に「対応していない職員は該当する市町村」で有記入すること。  
⑭～⑯は、開設年数経数の単価を適用する場合に「有1」を記入すること。

改正後

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	事業実施 日数 (協働の日)	事業実施 時間 (1日あたり)	職員の内訳				計	1市町村単位の 職員の内訳 の内数	多量給付に 対応する 職員の内数	特別 支援 対象 児童 数	児童福祉 施設 数	児童福祉 施設 の 支出予定 額	児童福祉 施設 の 支出予定 額
							総務課 職員	民生福祉課 職員	民生福祉課 職員	民生福祉課 職員							
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
2																	
3																	

①～⑯は、地域子育て支援拠点(一般型)、地域子育て支援拠点(連携型)、児童館、認定こども園、児童発達支援センター(含む)、幼稚園、保育園、保健(認知)センター、公民館、市役所、寄附者、村役場、空母店舗、ピルファート、ピアセンター、民衆、商業施設、雇用施設、公共施設(※)、その他(※)から該当するものを選択すること。  
※「公共施設」とは、上記に記載した公共施設以外の公共施設をいふ。

②～④は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、児童、その他、未定から該当するものを選択すること。

⑤～⑦は、「平成27年度において1か所」に複数の専任職員を配置して事業を実施し、かつ、引き続き同様の事業形態を維持しているものとして、1市町村単位の職員を適用する場合に「有1」で記入する。  
⑧～⑩は、多量給付に「対応している職員は該当する市町村」で有記入すること。  
⑪～⑬は、多量給付に「対応していない職員は該当する市町村」で有記入すること。  
⑭～⑯は、開設年数経数の単価を適用する場合に「有1」を記入すること。

改正後	現行
<p data-bbox="159 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="159 236 833 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="510 338 781 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1120 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1120 236 1794 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="1471 338 1742 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="512 400 781 563" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="1512 400 1780 563" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px; width: fit-content; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別表2  
1. 特等分  
(1) 施設後の児童の育成事業  
(2) 開所日数250日以上  
開所日数

事業所名 (フリガナ)	施設地区の区分	開所状況					児童数			児童の数の内訳									
		年間開所日数(a)	開所日数	開所日数 加算日数 (a)×250	長期休園日数	平均開所時間	長所休園部分 長期休園日数 長期休園時間	児童数	児童の数の 内訳	児童の数の内訳	児童数のうち 山間部、過 疎地域、過 密地域等 への対応 状況	分類	開所所 年月日	途中開所 年月日	閉鎖所 年月日	児童数の注 出予定額	国民補助 受給額		
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合計(別府)																			

(記入上の注意)  
1. 開所は、本施設の開設に伴って、そのフリガナと児童の支拂の単位がある場合は「OOフリガナ」OOフリガナと別分して記入すること。  
2. 開所は、上下のフリガナを付すから該当する区分を決定すること。  
3. 長期休園は、「平日」を長期休園等によりおける平日の開所日数を記入すること。(19年未満の場合)  
4. 児童数は、児童の数を記入すること。児童の数を記入する場合は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
5. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
6. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
7. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
8. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。

改正後

別表2  
1. 特等分  
(1) 施設後の児童の育成事業  
(2) 開所日数250日以上  
開所日数

事業所名 (フリガナ)	施設地区の区分	開所状況					児童の数の内訳			児童の数のうち 山間部、過 疎地域、過 密地域等 への対応 状況	分類	開所所 年月日	途中開所 年月日	児童数の注 出予定額	国民補助 受給額		
		年間開所日数(a)	開所日数	開所日数 加算日数 (a)×250	長期休園日数	平均開所時間	長期休園部分 長期休園日数 長期休園時間	児童数	児童の数の 内訳							児童の数の内訳	
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
合計(別府)																	

(記入上の注意)  
1. 開所は、本施設の開設に伴って、そのフリガナと児童の支拂の単位がある場合は「OOフリガナ」OOフリガナと別分して記入すること。  
2. 開所は、上下のフリガナを付すから該当する区分を決定すること。  
3. 長期休園は、「平日」を長期休園等によりおける平日の開所日数を記入すること。(19年未満の場合)  
4. 児童数は、児童の数を記入すること。児童の数を記入する場合は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
5. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
6. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
7. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。  
8. 児童の数の内訳は、「児童の数の内訳」欄に記入すること。

現行

Table with columns for 事業所名 (Organization Name), 職能記述の区分 (Functional Description Category), 開所状況 (Opening Status), 利用者に対する二一不調整 (Adjustment for Users), 児童の数の内訳 (Breakdown of Number of Children), 新開所 (New Opening), 途中開所 (Partial Opening), 外発費の支出予定額 (Estimated External Expenses), 国庫補助金等額 (National Subsidy Amount).

- 記入上の注意
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのワケに複数の支援の単位がある場合は「〇〇ワケA」「〇〇ワケB」で区分して記入すること。
2. ②欄は、以下の7つのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
2.1 新規開設児童に支援する区分
2.2 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に新規開設児童に支援する区分
2.3 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.4 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に新規開設児童に支援する区分
2.5 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.6 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.7 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.8 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.9 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.10 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.11 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分

改正後

Table with columns for 事業所名 (Organization Name), 職能記述の区分 (Functional Description Category), 開所状況 (Opening Status), 児童の数の内訳 (Breakdown of Number of Children), 利用者に対する二一不調整 (Adjustment for Users), 児童の数の内訳 (Breakdown of Number of Children), 新開所 (New Opening), 途中開所 (Partial Opening), 外発費の支出予定額 (Estimated External Expenses), 国庫補助金等額 (National Subsidy Amount).

- 記入上の注意
1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのワケに複数の支援の単位がある場合は「〇〇ワケA」「〇〇ワケB」で区分して記入すること。
2. ②欄は、以下の7つのうちいずれかから該当する区分を選択すること。
2.1 新規開設児童に支援する区分
2.2 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に新規開設児童に支援する区分
2.3 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.4 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に新規開設児童に支援する区分
2.5 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.6 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.7 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.8 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.9 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.10 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分
2.11 従来支援事業に基く(補助員を前年度以上に超過した期間)に継続して支援する区分

別表2

(2)放課後子ども運動整備事業

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画の無	対象経費の国庫補助額			
			改修	備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施					
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余剰教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

現行

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	事業内容					市町村行動計画の無	対象経費の国庫補助額		
			開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施	防災対策の実施				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余剰教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

別表2

(2)放課後子ども運動整備事業

(ア)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	改修	事業内容					市町村行動計画の無	対象経費の国庫補助額	
				備品購入等	開所準備経費	一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
2											
3											
4											
5											
合計	か所										

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余剰教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型(放課後児童クラブ)における防災対策と防災の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。

改正後

(イ)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(ウラフ名)	事業実施場所の有無	新規開設の有無	開所準備経費	事業内容					市町村行動計画の無	対象経費の国庫補助額
				一体型の実施	防災対策の実施	防災対策の実施	防災対策の実施	防災対策の実施		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
合計	か所									

(記入上の注意)

- ①欄には、放課後児童健全育成事業を新たに実施する(実施している)場所(例、小学校の余剰教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、新規開設である場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、放課後子供教室と一体的に実施する場合又は幼稚園、認定こども園等を活用する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村行動計画に、一体型(放課後児童クラブ)における防災対策と防災の目標事業量等を記載している場合に「○」を記入すること。



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="479 405 745 592" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 119px; height: 117px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2)放課後子ども環境整備事業 (ウ)放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (エ)倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="1458 399 1724 585" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 119px; height: 117px; margin: 20px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 201 235 231">別表2</p> <p data-bbox="152 231 504 327">5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="510 336 781 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1198 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 231 1467 327">5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="1473 336 1744 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>

## 改正後

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校<sup>①</sup>敷地、**公立**地内)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

## 現行

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所	事業実施月数	市町村行動計画 策定の有無	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1		ヶ月		円	円
2					
3					
4					
5					
合計（か所）					

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。  
②は、放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 学校敷地<sup>①</sup>、**公立施設敷地**内等)を記入すること。
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	移転前	移転後		
①	②	③	④	⑤
1			円	円
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
2. ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所(例: 民家・アパート等)を記入すること。

別表2  
(3) 放課後児童クラブ支援事業 (土地借料補助)

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (か所)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとで作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブ」等と区分して記入すること。

現行

事業所名 (クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (か所)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとで作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブ」等と区分して記入すること。  
2. ②欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを1月以上1箇月未満と記入すること。

改正後

別表2  
(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 (か所)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとで作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブ」等と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ運営支援事業

事業所名 (クラブ名)	100人以上の特 種児童発生回数	事業実施月数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 金単額
①	②	③	④	⑤
1				
2				
3				
4				
5				
合計 (か所)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとで作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「OOクラブ」「OOクラブ」等と区分して記入すること。  
2. ②欄には、特種児童が100人以上発生している前月中に所在するクラブの集合に「0」を記入すること。  
3. ③欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを1月以上1箇月未満と記入すること。

現行

別表2

Ⅱ-1部分

画期付各

(4) 前期繰上り支戻金等特別償還金等の特許支戻金及び特許交還金の買戻支戻金の買戻支戻金名目配属

事業者の名称のコード名	事業期間月別 取得開始日	特許の権利取得状況		買戻支戻金の納付科目					戻金科目			
		権利取得 有/無	権利維持 有/無	基本納付	手当	手数料の内割	買戻	その他	その他の内割	特許の権利取得 権利取得 権利維持	特許の権利維持 権利取得 権利維持	特許の権利取得 権利取得 権利維持
1	7/1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2	7/2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3	7/3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4	7/4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5	7/5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
6	7/6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
7	7/7	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
8	7/8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9	7/9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10	7/10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注1: 収入内割の戻金に付戻されたものは、一か月分は繰上り支戻金の特許支戻金(009794/009799)に帰属し、付戻された。  
 注2: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。  
 注3: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。

(1) (7) の「買戻 学稼費」の繰上り支戻金の買戻支戻金に帰属する買戻支戻金名目配属

事業者の名称のコード名	事業期間月別 取得開始日	買戻支戻金 有/無	買戻支戻金の買戻支戻金名目配属		買戻支戻金の納付科目							買戻支戻金の 買戻支戻金
			買戻支戻金 有/無	買戻支戻金 有/無	基本納付	手当	手数料の内割	買戻	その他	その他の内割	特許の権利取得 権利取得 権利維持	
1	7/1	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
2	7/2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3	7/3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4	7/4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5	7/5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
6	7/6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
7	7/7	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
8	7/8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9	7/9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10	7/10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注1: 収入内割の戻金に付戻されたものは、一か月分は繰上り支戻金の特許支戻金(009794/009799)に帰属し、付戻された。  
 注2: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。  
 注3: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。

改正後

別表2  
Ⅱ-1部分

画期付各

(4) 前期繰上り支戻金等特別償還金等の特許支戻金及び特許交還金の買戻支戻金の買戻支戻金名目配属

事業者の名称のコード名	事業期間月別 取得開始日	特許の権利取得状況		買戻支戻金の納付科目					戻金科目			
		権利取得 有/無	権利維持 有/無	基本納付	手当	手数料の内割	買戻	その他	その他の内割	特許の権利取得 権利取得 権利維持	特許の権利維持 権利取得 権利維持	特許の権利取得 権利取得 権利維持
1	7/1	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△
2	7/2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3	7/3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4	7/4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5	7/5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
6	7/6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
7	7/7	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
8	7/8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9	7/9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10	7/10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注1: 収入内割の戻金に付戻されたものは、一か月分は繰上り支戻金の特許支戻金(009794/009799)に帰属し、付戻された。  
 注2: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。  
 注3: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。

(1) (7) の「買戻 学稼費」の繰上り支戻金の買戻支戻金に帰属する買戻支戻金名目配属

事業者の名称のコード名	事業期間月別 取得開始日	買戻支戻金 有/無	買戻支戻金の買戻支戻金名目配属		買戻支戻金の納付科目							買戻支戻金の 買戻支戻金
			買戻支戻金 有/無	買戻支戻金 有/無	基本納付	手当	手数料の内割	買戻	その他	その他の内割	特許の権利取得 権利取得 権利維持	
1	7/1	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△
2	7/2	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3	7/3	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4	7/4	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5	7/5	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
6	7/6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
7	7/7	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
8	7/8	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9	7/9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10	7/10	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注1: 収入内割の戻金に付戻されたものは、一か月分は繰上り支戻金の特許支戻金(009794/009799)に帰属し、付戻された。  
 注2: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。  
 注3: 権利1件につき1か月の繰上り支戻金の特許支戻金に帰属し、2ヶ月分は繰上り支戻金に帰属する。

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (5)障害児受入強化推進事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="510 411 781 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (5)障害児受入強化推進事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="1471 411 1742 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別表2  
Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ加速改善事業

事業所名(フリガナ)	事業実施月数 ①	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目				対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭		
		継続年数5年 未満 ②	継続年数5年 以上10年未満 ③	継続年数10 年以上 ④	その他 ⑤	基本給 ⑥	手当 ⑦	手当の内容 ⑧	賞与 ⑨			その他の内容 ⑩	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

(記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとの実施する月数とし、一事業所に複数の支援の単位がある場合は「OOツツA」「OOツツB」と区分して記入すること。  
2. ②～④欄は、支援の単位ごとの継続年数とし、一事業所に複数の支援の単位がある場合は「OOツツA」「OOツツB」と区分して記入すること。  
3. ⑤欄は「円未満の端数は切り捨てること」。

改正後

別表2  
Ⅲ その他分

市町村名 \_\_\_\_\_

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ加速改善事業

事業所名(フリガナ)	事業実施月数 ①	児童 支援員 ②	資金改善する従事者数				資金改善する給与項目				対象経費の 支出予定額 ⑬	国庫補助 基準額 ⑭	
			継続年数5年 未満 ③	継続年数5年 以上10年未満 ④	継続年数10 年以上 ⑤	その他 ⑥	基本給 ⑦	手当 ⑧	手当の内容 ⑨	賞与 ⑩			その他の内容 ⑪
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

(記入上の注意)  
1. ①欄は、支援の単位ごとの実施する月数とし、一事業所に複数の支援の単位がある場合は「OOツツA」「OOツツB」と区分して記入すること。  
2. ②欄は「円未満の端数は切り捨てること」。  
3. ③～⑤欄は「円未満の端数は切り捨てること」。

(記入上の注意) 子どもの支援に就業又は委託された人数数、支援の単位数は員1日単位を記入すること。

	児童数 ①	児童の施設数 ②	児童支援の単位数 ③	支援の単位数 ④	児童の支援の単位数 ⑤
公立公家	0	0	0	0	0
公立民家	0	0	0	0	0
民立民家	0	0	0	0	0
会社	0	0	0	0	0

改正後	現行
<p data-bbox="154 201 235 233">別表2</p> <p data-bbox="154 233 465 264">5. 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="154 264 900 296">(13)放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)</p> <div data-bbox="510 411 781 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p data-bbox="1115 201 1196 233">別表2</p> <p data-bbox="1115 233 1426 264">5. 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="1115 264 1861 296">(13)放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)</p> <div data-bbox="1471 411 1742 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>







改正後

現行

別表2

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等による 訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- 原重福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては申請を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携	地域住民への周知を図る取組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修	実施要綱3(4)①の取組	実施要綱3(4)②の取組		⑦	⑧
①	②	③	④	⑤	⑥	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	支援の実施			
①	育児・家事援助 専門的相談支援	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②③欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数				対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による 訪問支援	育児家事援助を 民間団体へ委託		
①	②	③	④	⑤	⑥

(記入上の注意)

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワーク関係機関の連携強化	地域ネットワーク構成員の専門性向上	地域ネットワークと訪問事業等との連携	地域住民への周知を図る取組	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)	更に児童虐待への専門性を向上させるための研修	実施要綱3(4)①の取組	実施要綱3(4)②の取組		⑦	⑧
①	②	③	④	⑤	⑥	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

(新規)

現行

別表2

10. 子育て世帯訪問支援事業

		年間利用世帯数	1	対象世帯の支出予定額	2	年度補助金総額	3
1.訪問支援費及び事務費・管理費							
2.研修費	会社						

【記入上の注意】

- 1. ①前回は、前回の子育て世帯数申告を記入すること。（既に利用世帯数ではないのに記入すること）
- 2. ②、③欄は①の訪問支援費及び事務費・管理費①の研修費②における対応する額の金額を記入すること。

利用世帯

改正後

	事業所名	運営主体	事業実施員数	年間利用員数																
				延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	延べ回数	
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱		
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
	会社	（※ 外記）																		

【記入上の注意】

- 1. ①～②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生涯学習協会、専業、その他から該当するものを選択すること。
- 2. ③欄は、1月に当たらない職員を生じた場合は、これを月としてみた値を記入すること。
- 3. ④欄は、利用者の訪問回数（回数）の合計（年間延べ利用回数）を記入すること。
- 4. ⑤～⑱欄は、④欄の延べ回数に算入される利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 5. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 6. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 7. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 8. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 9. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 10. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 11. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 12. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 13. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 14. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 15. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 16. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 17. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 18. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 19. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。
- 20. ⑤～⑯欄は、④欄の延べ回数に算入されない利用者の訪問回数（回数）を記入すること。

【2】研修費

訪問支援員の厚生	対象世帯の支出金	年度補助金総額
を定めたものの研修	を定めたもの	
費を超過しない範囲	を定めたもの	
①	②	③

【記入上の注意】

- 1. ①～③欄は、訪問支援員の厚生を定めたための研修を記入するに当たっては、訪問期間以上で、かつ、研修期間が訪問期間以上であつて研修費が研修費及び事務費①に計上される研修を答えない場合に「〇」を記入すること。研修費①に計上される研修を答えない場合に「〇」を記入すること。

現行

(新規)

改正後

別表2  
11. 児童福祉支援拠点事業

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	平日分			長期休暇分		賞付額	助成 金額総数	対象児童の支出 比率	児童福祉 事業額
														加配人員	長期休暇 加配人員 数	長期休暇 加配人員 数	長期休暇 加配人員 数	長期休暇 加配人員 数				
1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13									
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11	会社	小児																				

(記入上の注意)

- ①の欄は「児童福祉施設」「児童福祉施設（児童福祉施設）」「児童福祉施設（児童福祉施設）」「児童福祉施設（児童福祉施設）」のいずれかから該当するものを記載すること。
- ②の欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、学校同組合、児童、その他から該当するものを記載すること。
- ③の欄は「1月1日～3月31日」「4月1日～6月30日」のいずれかで記載すること。
- ④の欄は「1月1日～3月31日」「4月1日～6月30日」のいずれかで記載すること。
- ⑤の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑥の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑦の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑧の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑨の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑩の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑪の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。
- ⑫の欄は「1月～3月」「4月～6月」のいずれかで記載すること。

補正仕否

(新規)

現行

別表2

12. 親子関係形成支援事業

加算村名 \_\_\_\_\_

1 親子関係形成支援プログラムの実施	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助減額額 ②
2 親子関係形成支援プログラム資格取得支援		

(記入上の注意)

1. ① 親子関係形成支援プログラムの実施 ② 親子関係形成支援プログラム資格取得支援 ①における対応する欄の金額を記入すること。

(1) 親子関係形成支援プログラムの実施

事業名称 (名称)	運営主体	プログラムに おける回数	年間実施プロ グラム数	参加者人数	利用者が経費減を実施する場合の加算分			対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額
					⑦ 生活保護世帯 住居改修費	⑧ ①市町村長担 所得割7.101円 未満世帯	⑨		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10	会社								

(記入上の注意)

- ① ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものをを選択すること。
- ③ ④欄は、プログラムにおける回数(講座回数)を全回、全半回、全6回、全7回、全8回、全9回、全10回以上から該当するものをを選択すること。
- ⑤ ⑥欄は、同一事業主体で、種類の違うプログラムを実施する場合は、プログラム毎に行先分けて記入すること。
- ⑦ ⑧欄は、年間の参加者人数を記入すること。
- ⑨ ⑩欄は、⑥⑧欄は、別冊の第2種親子関係形成支援事業、3歳未満1の1加算分の区分に於いて年間延べ利用人数を記入すること。  
なお、⑥⑦⑧⑨欄とは、プログラムで実施する回数に利用人数を乗じた数となる。(例)全4回のプログラムを7の世帯が6世帯利用した場合の⑩の欄は120回1  
6. 児童福祉法第21条の18に基く措置を行っている場合は、「児童入所施設掛増費等国庫負担金」からの支出となるため、本欄表においては申請を行わないこと。

(2) 親子関係形成支援プログラム資格取得支援

プログラム実施の上 での資格取得等支 援の実施	対象経費の支出 予定額 ①	国庫補助減額額 ②
③	④	⑤

(記入上の注意)

1. ① ②欄は、プログラム実施のための資格等の取得費や研修等の受講料など、プログラムを実施する際に必要な費用の支出を行なう場合に①②を記入すること。  
なお、資格取得者数に対して、本事業のプログラム実施への積極的な促進を要すること。

改正後

別添2  
10 地域子育て支援拠点事業

種類	件数	外務省の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(1)一般型	①	②	③
2. 出発型(1)出発型			
3. 出張型(1)出張型			
4. 連携型	0	0	0
合計	0	0	0

記入上の注意  
1. ②欄には、(1)一般型「(2)出発型」(3)出張型、(4)連携型」における対応する欄の旨欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (1日単位)	開設時間 (1日単位)	責任者の配置		平均利用 親子数 (1日単位)	地域の中心 となる子育て 施設との距離 (0:なし)	地域支援	利用支援事 業の連携	特別 支援 対応	安否確認 体制	育児参加 促進	育児参加促進 率 (%)	開設準備経費 (千円)	外務省の 支出予定額 (千円)	国庫補助 基準額 (千円)	
							常任職員 人数	非常任職員 人数												
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

記入上の注意

- ①欄は、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ②欄は、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に実施しない場合は、これを1月に1日単位で記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時間や運営主体、補助事業を行った主任の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時間や運営主体、補助事業を行った主任の期間数を記入すること。(事業に携わる職員の個人数ではない。)(小数は以下第1位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑭欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑮欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑯欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑰欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑱欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑲欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑳欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)

⑳欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における事業月数の合計が2月を超えないこと。

### 改正後

別添2  
13 地域子育て支援拠点事業

種類	件数	外務省の 支出予定額	国庫補助 基準額
1. 一般型(1)一般型	①	②	③
2. 出発型(1)出発型			
3. 出張型(1)出張型			
4. 連携型	0	0	0
合計	0	0	0

記入上の注意  
1. ②欄には、(1)一般型「(2)出発型」(3)出張型、(4)連携型」における対応する欄の金額を記入すること。

(1)一般型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (1日単位)	開設時間 (1日単位)	責任者の配置		平均利用 親子数 (1日単位)	地域の中心 となる子育て 施設との距離 (0:なし)	地域支援	利用支援事 業の連携	特別 支援 対応	安否確認 体制	育児参加 促進	育児参加促進 率 (%)	開設準備経費 (千円)	外務省の 支出予定額 (千円)	国庫補助 基準額 (千円)	
							常任職員 人数	非常任職員 人数												
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
2																				
3																				
4																				
5																				
計																				

- ①欄は、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ②欄は、保母、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き家、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設※、その他( )、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に実施しない場合は、これを1月に1日単位で記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時間や運営主体、補助事業を行った主任の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時間や運営主体、補助事業を行った主任の期間数を記入すること。(事業に携わる職員の個人数ではない。)(小数は以下第1位を四捨五入)
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑫欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑬欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑭欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑮欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑯欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑰欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑱欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑲欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)
- ⑳欄は、地域子育て支援拠点事業の開設期間における平均親子数を記入すること。(小数は以下第2位を四捨五入)

⑳欄は、複数行に記入した同一名称の事業所における事業月数の合計が2月を超えないこと。

提出日

提出日

現行

(2) 出展形式(一般型)

No.	出展者名称	出展者名称	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	開設者規模		対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
						平均利用額 子組数 (1日当たり)	専任職員の数 子組数 (1日当たり)		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩
2									
3									
4									

記入上の注意

- ①欄は、出展元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出展元の拠点の名称(又は事業を複数の場所において記入し、その日数調整する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、事業実施の月数を記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)の7を参照する際子組数(専任職員)の1日あたりの平均値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、開設年(月)について記入すること。

(3) 経過措置(小規模型指定施設(一般型))

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	専任職員の数 子組数 (1日当たり)	平均利用額 子組数 (1日当たり)	事業内容	経費相殺(国庫 回費戻金)の 有無	開設年月日 (YYYYMM)	対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													

記入上の注意

- ①欄は、採択所、施設ごとにも、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に数回、又は継続して実施された場合は、これを1月として開設日数として記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の⑧の(イ)のaを参照する際子組数(専任職員)の1日あたりの平均値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の⑧の(イ)のaのうち該当する記号を全て記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の⑧の(イ)に基づき経費相殺要領の3の③を参照する際子組数(専任職員)の1日あたりの平均値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、開設年(月)について記入すること。なお、平成9年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

改正後

(2) 出展形式(一般型)

No.	出展者名称	出展者名称	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	平均利用額 子組数 (1日当たり)	開設者規模		対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
							専任職員の数 子組数 (1日当たり)	専任職員の数 子組数 (1日当たり)		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										

記入上の注意

- ①欄は、出展元となっている一般型の拠点の名称を記入すること。
- ②欄は、出展元の拠点の名称(又は事業を複数の場所において記入し、その日数調整する場合は、代表となる名称を記載しその他の場所については「他〇箇所」と記入すること。
- ③欄は、1月に数回、又は継続して実施された場合は、これを1月として開設日数として記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(1)の7を参照する際子組数(専任職員)の1日あたりの平均値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、開設年(月)について記入すること。なお、平成9年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

(3) 経過措置(小規模型指定施設(一般型))

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開設日数 (運営日数)	開設時期 (1日当たり)	専任職員の数 子組数 (1日当たり)	平均利用額 子組数 (1日当たり)	事業内容	経費相殺(国庫 回費戻金)の 有無	開設年月日 (YYYYMM)	対外経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意

- ①欄は、採択所、施設ごとにも、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他、未定から該当するものを記入すること。
- ③欄は、1月に数回、又は継続して実施された場合は、これを1月として開設日数として記入すること。
- ④欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑤欄は、開設日によって開設時期が違えば、補助対象を算定する際の期間数を記入すること。
- ⑥欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の⑧の(イ)のaを参照する際子組数(専任職員)の1日あたりの平均値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑦欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の⑧の(イ)のaのうち該当する記号を全て記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑧欄は、地域子育て支援拠点事業実施要領の4の(2)の⑧の(イ)に基づき経費相殺要領の3の③を参照する際子組数(専任職員)の1日あたりの平均値を記入すること。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ⑨欄は、開設年(月)について記入すること。なお、平成9年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。



現行

(4)連携型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開始日数 (開催日数)	開始時期 (1日当たり)	参加者の総 数 (1日当たり)	平均利用数 (子供数) (1日当たり)	利用児童数 (1日当たり)	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	
1		1																			
2		2																			
3																					
4																					
5																					

【記入上の注意】

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
- ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑
- ⑳ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳

同一施設において、開始日数の変更により実施箇所が変わり、連携の月数が異なる場合は、以下の点に留意した上で複数行にて記入すること。

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
- ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑

改正後

(4)連携型

№	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開始日数 (開催日数)	開始時期 (1日当たり)	参加者の総 数 (1日当たり)	平均利用数 (1日当たり)	利用児童数 (1日当たり)	利用児童数 の算出 方法	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	特別 支援 あり	特別 支援 なし	
1		1																			
2		2																			
3																					
4																					
5																					

【記入上の注意】

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
- ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑
- ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳

同一施設において、開始日数の変更により実施箇所が変わり、連携の月数が異なる場合は、以下の点に留意した上で複数行にて記入すること。

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫
- ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑

現行

別表2

11. 特種カ事業

類型	件数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

記入上の注脚  
1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(3)幼稚園型 I」「(4)余給活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

市町村名 \_\_\_\_\_

改正後

別表2

14. 特種カ事業

類型	件数	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1. 一般型(一般分)			
2. 一般型(その他分)			
3. 幼稚園型 I			
4. 幼稚園型 II			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特例型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

記入上の注脚  
1. ②③欄には、「(1)一般型(一般分)」「(1)一般型(その他分)」「(3)幼稚園型 I」「(4)余給活用型」「(5)居宅訪問型」「(6)災害特例型」における対応する欄の計額の金額を記入すること。

市町村名 \_\_\_\_\_

(1)一般型(一般分)

№	名称	実施場所	施設名称	利用定員 月数	事業実施 月数	利用員数(年間延べ人数)												
						7 一児型 好意児童 (～～を 含む)	平日		休日									
							長期休 日(8時間以上)	長期休 日(8時間以上)	長期休 日(8時間以上)	長期休 日(8時間以上)								
1	(1)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
2																		
3																		
4																		
5																		
計																		

№	担当職員の配置	併当職員の配置	開所時間 開所日数	専任施設 専任 施設	地域密着Ⅱ 連携型施設	開設準備経費		
						児童館等 改修費等	社会及び 子育て費 等	対象児童の支 援経費
1								
2								
3								
4								
5								
計								

記入上の注意)

- ①欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の欄は、( )内に具体的な実施場所を記載すること。
- ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の欄は、( )内に具体的な実施場所を記載すること。
- ③欄は、児童福祉法第34条の2の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
- ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
- ⑤欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
- ⑥欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
- ⑦欄は、児童一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間(8時間)を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑧～⑩欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑪～⑭欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑮欄は、1日当たり平均利用児童数がおおむら以下の施設において家庭の保育者と同等の研修を受講した者を保育士とみなしている場合にそのみ数を記入すること。
- ⑯～⑰欄は、特別支援児童対象の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑱欄は、特別支援児童対象の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ⑲～⑳欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉑～㉒欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉓～㉔欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉕～㉖欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉗～㉘欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉙～㉚欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉛～㉜欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉝～㉞欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
- ㉟～㊱欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。

## 現行

(1)一般型(一般分)

№	名称	実施場所	施設主体	利用定員 月数	事業実施 月数	利用員数(年間延べ人数)													
						7 一児型 (～～を 含む)	平日	長期休業日(8時間未満)	長期休業日(8時間以上)	休日									
1	(1)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

№	利用員児童数(年間延べ人数)	併当職員の配置	開設準備経費	対象児童 の支出予 定額															
					地域密着 Ⅱ型 施設等 改修費等 賃借料	社会及び 子育て 費用	対象児童 の支出予 定額												
1	(1)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
2																			
3																			
4																			
5																			
計																			

## 改正後

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の欄は、( )内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公民、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
5. ⑥欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき進出を行った利用定員を記入すること。
6. ⑦欄は、児童一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間(8時間)を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
7. ⑧～⑩欄は、特別支援児童対象の年間延べ利用員児童数を記入すること。
8. ⑪～⑭欄は、特別支援児童対象の年間延べ利用員児童数を記入すること。
9. ⑮～⑰欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
10. ⑱～㉒欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
11. ㉓～㉔欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
12. ㉕～㉖欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
13. ㉗～㉘欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
14. ㉙～㉚欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
15. ㉛～㉜欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
16. ㉝～㉞欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
17. ㉟～㊱欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
18. ㊲～㊳欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
19. ㊴～㊵欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
20. ㊶～㊷欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
21. ㊸～㊹欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
22. ㊺～㊻欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
23. ㊼～㊽欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。
24. ㊾～㊿欄は、一時保育(又は特別利用保育)として提供される時間を超えた場合、⑧⑨欄は、8時間を越えた場合の年間延べ利用員児童数を記入すること。

別表2

## (1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額	
						事務職員等 賃借料	賃借料			
	①		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。

## 現行

## 改正後

別表2

## (1)一般型(その他分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業実施 月数	事務経費		対象経費の支出 予定額	国庫補助 基準額	
						事務職員等 賃借料	賃借料			
	①		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、専用施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第34条の12の規定に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
4. ⑤欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
5. ⑥⑦欄の該当するものに対象経費の支出予定額の内訳額を記入すること。
6. 児童福祉法第21条の10に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本欄前においては申請を行わないこと。

現行

(2)幼稚園型 1

№	施設 所在地 名称 所在地 主体	施設 設置 類型	施設の年間実施 日数		幼稚園<利用児童数(自市町村分)>				施設当たり 年間定<利用児童数> 【広域利用含む】		保育料決定加算 加算	就労支援加算 加算	開設率 開校率 費の支 出予定 額	対象経 費の支 出予定 額	国庫補 助基準 額	
			平日 日数	長期 休業 日数	⑧以内の園児		⑨以外の園児		保育料決定加算 加算	就労支援加算 加算						
					うち長幼 期間	うち 長期 休業 日数	うち長幼 期間	うち 長期 休業 日数								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																

(記入上の注意)

- ①園は、園立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②園は、幼稚園(併設別)、幼稚園(併設別)、幼稚園(別設)などと同、幼稚園(別設)などと同、地方教育委員会などと同、地方教育委員会などと同のいずれかを記入すること。
- ③園は、長幼休業期間の平日に実施する場合のみ「長幼」を記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、「長幼」を記入しないこと。
- ④園は、各園で定めている長幼休業(夏季、夏季、冬季休業等)中の平日における実施日を入力すること。なお、長幼休業中の休日は「園」にカウントすること。
- ⑤園は、⑤園にカウントする日以外の実施日を入力すること。なお、本表における他の平日、長期休業日、休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
- ⑥～⑧園は、自市町村分について記入すること。
- ⑨園は、広域利用がある場合は、他の市町村に発生する利用区分を含め、施設所在地市町村に発生した利用区分に記入すること。なお、広域利用の平日、長期休業日利用分に関する事業費から把握の上、あらかじめ利用者の施設所在地市町村に情報提供をお願いします。
- ⑩園は、当該事業に「有」を記入すること。その場合は、園立、教育、保育事業者の児童士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「有」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ⑪園は、当該事業に「有」を記入すること。その場合は、事業職員を業額に配している月数に応じて「6未満」又は「6月以上」を記入すること。
- ⑫園は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(2)幼稚園型 1

№	施設 所在地 名称 所在地 主体	施設 設置 類型	施設の年間実施 日数		幼稚園<利用児童数(自市町村分)>				施設当たり 年間定<利用児童数> 【広域利用含む】		保育料決定加算 加算	就労支援加算 加算	開設率 開校率 費の支 出予定 額	対象経 費の支 出予定 額	国庫補 助基準 額	
			平日 日数	長期 休業 日数	⑧以内の園児		⑨以外の園児		保育料決定加算 加算	就労支援加算 加算						
					うち長幼 期間	うち 長期 休業 日数	うち長幼 期間	うち 長期 休業 日数								
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
2																
3																

(記入上の注意)

- ①園は、園立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②園は、幼稚園(併設別)、幼稚園(併設別)、幼稚園(別設)などと同、幼稚園(別設)などと同、地方教育委員会などと同、地方教育委員会などと同のいずれかを記入すること。
- ③園は、長幼休業期間の平日に実施する場合のみ「長幼」を記入すること。休日(土曜日等)に通常開所して当該事業を実施する場合は、「長幼」を記入しないこと。
- ④園は、在籍中で休んでいる長幼休業(夏季、夏季、冬季休業等)中の平日における実施日を入力すること。なお、長幼休業中の休日は「園」にカウントすること。
- ⑤園は、⑤園にカウントする日以外の実施日を入力すること。なお、本表における他の平日、長期休業日、休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
- ⑥～⑧園は、自市町村分について記入すること。
- ⑨園は、広域利用がある場合は、他の市町村に発生する利用区分を含め、施設所在地市町村に発生した利用区分に記入すること。なお、広域利用の平日、長期休業日利用分に関する事業費から把握の上、あらかじめ利用者の施設所在地市町村に情報提供をお願いします。
- ⑩園は、当該事業に「有」を記入すること。その場合は、園立、教育、保育事業者の児童士又は幼稚園教諭普通免許状保有者の割合に応じて「有」又は「2分の1以上」を記入すること。
- ⑪園は、当該事業に「有」を記入すること。その場合は、事業職員を業額に配している月数に応じて「6未満」又は「6月以上」を記入すること。
- ⑫園は、該当する場合に「有」を記入すること。

現行

(3)幼稚園型II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数						施設 の年間実施 日数	年間延べ利用見込者数 【自市町村分】				施設 当り 年間延べ利用見込者数 【広域利用含む】	開設準備経費 （改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
				2歳児		1歳児		0歳児			平日 + 長期休業日	平日 + 長期休業日	平日 + 長期休業日	平日 + 長期休業日				
				長期 平日 休業日	2歳児 29間 未満	長期 平日 休業日	2歳児 29間 未満	長期 平日 休業日	2歳児 29間 未満									
				5ヵ長 2～3 以上	5ヵ長 2～3 以上	5ヵ長 2～3 以上	5ヵ長 2～3 以上											
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬					
2																		
3																		

（記入上の注意）

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（旧制度）のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合は「かんせつ」⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではな本欄に「かんせつ」をつけること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かんせつ」すること。なお、長期休業中の休日は⑦欄に「かんせつ」すること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄に「かんせつ」する日以外の実施日を「かんせつ」すること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
- ⑧欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑨欄は、自市町村分については3歳児を記入すること。
- ⑩欄は、延べ利用見込者数については3歳児を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(3)幼稚園型II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数						施設 の年間実施 日数	年間延べ利用見込者数 【自市町村分】				施設 当り 年間延べ利用見込者数 【広域利用含む】	開設準備経費 （改修費等）	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
				2歳児		1歳児		0歳児			平日 + 長期休業日	平日 + 長期休業日	平日 + 長期休業日	平日 + 長期休業日				
				長期 平日 休業日	2歳児 29間 未満	長期 平日 休業日	2歳児 29間 未満	長期 平日 休業日	2歳児 29間 未満									
				5ヵ長 2～3 以上	5ヵ長 2～3 以上	5ヵ長 2～3 以上	5ヵ長 2～3 以上											
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬					
2																		
3																		

（記入上の注意）

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（旧制度）のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合は「かんせつ」⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に通常開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではな本欄に「かんせつ」すること。
- ⑥欄は、各園で定めている長期休業（春季・夏季・冬季休業等）中の平日における実施日を「かんせつ」すること。なお、長期休業中の休日は⑦欄に「かんせつ」すること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄に「かんせつ」する日以外の実施日を「かんせつ」すること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は3、4、5の考え方に同様である。
- ⑧欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑨欄は、自市町村分については3歳児を記入すること。
- ⑩欄は、延べ利用見込者数については3歳児を超えた場合の年間延べ利用見込者を記入すること。
- ⑪欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑫欄は、改正後の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本表表においては申請を行わないこと。

現行

4) 余裕活用型

No	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用促進費(年間延べ人数)			対象経費 支出予定額	国庫補助 基準額
					基本分	特別支援措置対象児童 増量分	多量分		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
2									
3									
4									
5									

(記入上の注意)

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭内保育、小規模保育、事業所内保育から該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中間の場合は1月末迄の月別について印付された数値を記入すること。
- ⑤～⑧は、特別支援措置対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨欄は、該当する欄別に所定記入すること。

5) 居宅訪問型

No	施設名称	設置主体	利用定員 月数	事業実施 月数	児童一人当たり対象児童数(年間延べ人数)			特別支援措置対象児童 増量分	多量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	
					緊急一時預かり対象児童数 4時間未満	緊急一時預かり対象児童数 4時間未満	緊急一時預かり対象児童数 4時間以上													
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	
2																				
3																				
4																				
5																				

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童一人当たり対象児童数(年間延べ人数)を記入すること。
- ④欄は、月途中間の場合は1月末迄の月別について印付された数値を記入すること。
- ⑤～⑧は、緊急一時預かりの年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨～⑲は、特別支援措置対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑲欄は、該当する欄別に所定記入すること。

改正後

4) 余裕活用型

No	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用促進費(年間延べ人数)			特別支援措置対象児童 増量分	多量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	
					基本分	特別支援措置対象児童 増量分	多量分													
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	
2																				
3																				
4																				
5																				

(記入上の注意)

- ②欄は、認定こども園、保育所、家庭内保育、小規模保育、事業所内保育から該当するものを記入すること。
- ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、月途中間の場合は1月末迄の月別について印付された数値を記入すること。
- ⑤～⑧欄は、特別支援措置対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨～⑲欄は、利用促進費対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑲欄は、該当する欄別に所定記入すること。
- ⑲欄は、該当する欄別に所定記入すること。

5) 居宅訪問型

No	派遣元施設名称	派遣主体	利用形態	事業実施 月数	緊急一時預かり対象児童数(年間延べ人数)			特別支援措置対象児童 増量分	多量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	特別支援措置対象児童 増量分	
					緊急一時預かり対象児童 4時間未満	緊急一時預かり対象児童 4時間未満	緊急一時預かり対象児童 4時間以上													
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	
2																				
3																				
4																				
5																				

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、児童一人当たり対象児童数(年間延べ人数)を記入すること。
- ④欄は、月途中間の場合は1月末迄の月別について印付された数値を記入すること。
- ⑤～⑧欄は、緊急一時預かりの年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑨～⑲欄は、特別支援措置対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑲欄は、特別支援措置対象児童の年間延べ利用月数(児童数)を記入すること。
- ⑲欄は、該当する欄別に所定記入すること。
- ⑲欄は、該当する欄別に所定記入すること。

現行

(6) 災害特別型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数			(証人人数)	対象乳幼児 ④、⑧以外の ⑨	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)						
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児	1号認定	2号認定	3号認定	教育期間の前年度又は長期休業日等に当該施設等において本事業を利用する児童		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
	計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

改正後

(6) 災害特別型

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用見込児童数			(証人人数)	④、⑧以外の 対象乳幼児 ⑨	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)						
				在籍する特定教育・保育施設等とは別の特定教育・保育施設等を利用する対象乳幼児	1号認定	2号認定	3号認定	教育期間の前年度又は長期休業日等に当該施設等において本事業を利用する児童		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2										
3										
4										
5										
	計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月未満の場合でも1人とカウントすること。)  
(例) 4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入
- 児童福祉法第91条の18に基づき措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本様式においては申請を行わないこと。



別表2

1.2 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

特種分	類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分	1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
	2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
	3. 体調不良児対応型			
	4. 非施設型(訪問型)			
	事業費合計			
一般分(改善分)	1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
	2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
	3. 体調不良児対応型			
	4. 非施設型(訪問型)			
	低所得者減免分加算合計			
	1. 病児対応型 ③当日キヤンセル対応加算			
	2. 病後児対応型 ③当日キヤンセル対応加算			
	3. 体調不良児対応型 ③当日キヤンセル対応加算			
	④当日キヤンセル対応加算合計			
	一般分(改善分)合計			
	1. 病児対応型			
	2. 病後児対応型			
	3. 体調不良児対応型			
	一般分(改善分)合計			

【記入上の注意】  
①、②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

改正後

別表2

1.5 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

特定分	類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分	1. 病児対応型 ①基本分・加算分			
	2. 病後児対応型 ①基本分・加算分			
	3. 体調不良児対応型			
	4. 非施設型(訪問型)			
	事業費合計			
一般分(改善分)	1. 病児対応型 ②低所得者減免分加算			
	2. 病後児対応型 ②低所得者減免分加算			
	3. 体調不良児対応型			
	4. 非施設型(訪問型)			
	低所得者減免分加算合計			
	一般分(改善分)			
	1. 病児対応型			
	2. 病後児対応型			
	3. 体調不良児対応型			
	一般分(改善分)合計			

【記入上の注意】  
①、②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後児対応型」「(3)体調不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

(1) 携取対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員 (利用定員 リ)	事業実施 回数(年 間)	利用回数 率(年間 参加率)	うち、送迎対 応(回数を 記入)	送迎対応 費(月額)	送迎経費 率(%)	送迎対応を行 う職員数 (人数)	送迎方法	研修参加 申込員数	普及定員定員費 改善費等	礼金及び 買掛料	改善分の家 算の有無
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
2															
3															
4															
5															
計															

No.	対象経費の支出 科目(基本分・加 算分)	うち特定分 (改善分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 費(額)	うち特定分 (基本分・加 算分)	うち一般分 (改善分)
1	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒
2						
3						
4						
5						
計						

- 記入上の注記
- ①～④は、研修所、保育所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は、月に具体的な実施場所を記入すること。
  - ⑤は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ⑥は、児童福祉法第50条の18の施設に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
  - ⑦は、1年度中の実施回数(回数)を記入すること。
  - ⑧は、1年度中の実施回数(回数)を記入すること。
  - ⑨は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
  - ⑩は、送迎の際に必要となる費用について、「国庫補助費」を申請する場合に「有」を記入すること。
  - ⑪は、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
  - ⑫は、送迎対応を行う際に、送迎対応を行う職員数(人数)を記入すること。
  - ⑬は、送迎対応を行う際に、送迎対応を行う職員数(人数)を記入すること。
  - ⑭は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ⑮～⑱は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ⑲は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ⑳は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ㉑は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ㉒は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。

改正後

(1) 携取対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用定員 (利用定員 リ)	事業実施 回数(年 間)	利用回数 率(年間 参加率)	うち、送迎 対応(回数を 記入)	送迎対応 費(月額)	送迎経費 率(%)	送迎対応を行 う職員数 (人数)	送迎方法	研修参加 申込員数	普及定員定員費 改善費等	礼金及び 買掛料	改善分の家 算の有無
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
2															
3															
4															
計															

No.	対象経費の支出 科目(基本分・加 算分)	うち特定分 (改善分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 費(額)	うち特定分 (基本分・加 算分)	うち一般分 (改善分)
1	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒
2						
3						
4						
計						

- 記入上の注記
- ①～④は、研修所、保育所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は、月に具体的な実施場所を記入すること。
  - ⑤は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ⑥は、児童福祉法第50条の18の施設に基づき届出を行った利用定員を記入すること。
  - ⑦は、1年度中の実施回数(回数)を記入すること。
  - ⑧は、1年度中の実施回数(回数)を記入すること。
  - ⑨は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。
  - ⑩は、送迎の際に必要となる費用について、「国庫補助費」を申請する場合に「有」を記入すること。
  - ⑪は、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に「有」を記入すること。
  - ⑫は、送迎対応を行う際に、送迎対応を行う職員数(人数)を記入すること。
  - ⑬は、送迎対応を行う際に、送迎対応を行う職員数(人数)を記入すること。
  - ⑭は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ⑮～⑱は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ⑲は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ⑳は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ㉑は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。
  - ㉒は、研修参加申込員数(人数)を記入すること。

現行

②低所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯人数	減免加算適用(非世帯)世帯人数	対象世帯の 支出予定額	国庫補助 基金額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

③当日キヤンセルに対する要人体制を維持するための加算

No.	名称	キャンセルの回数	年間キャンセル回数	対象世帯の 支出予定額	国庫補助 基金額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

- ③当日キヤンセルに対する要人体制を維持するための加算を行単位のみ記入すること。  
 ①-②欄は、利用者が回数が所定を超えていると判定されている世帯を下記アからエまでで記入すること。(複数回答)  
 ア 予約受付の申込みにより予約したもののキャンセル回数が多いことにより、予約受付の申込みが困難な世帯  
 イ 予約受付の申込みにより予約したもののキャンセル回数が多いことにより、予約受付の申込みが困難な世帯  
 ウ 予約受付の申込みにより予約したもののキャンセル回数が多いことにより、予約受付の申込みが困難な世帯  
 エ 予約受付の申込みにより予約したもののキャンセル回数が多いことにより、予約受付の申込みが困難な世帯  
 オ 予約受付の申込みにより予約したもののキャンセル回数が多いことにより、予約受付の申込みが困難な世帯  
 カ その他(具体的な理由を記載し、記入してください)  
 ③-⑤欄は、当日キヤンセルにより発生したコストを算出する世帯の人数を記入すること。  
 ⑥欄は、当日キヤンセルにより発生したコストを算出する世帯の人数を記入すること。

改正後

②低所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯人数	減免加算適用(非世帯)世帯人数	対象世帯の 支出予定額	国庫補助 基金額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

(削除)



②住所持者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)世帯へ人数 うち、市町村民団非課税世帯等であつて、生活保護法(昭和25年法律第14号)に定める受保護者の属する世帯等、特に困難している市町村が認めたる世帯の世帯へ人数	減免分加算適用(非課税世帯)世帯へ人数	対象経費の支出予定額	国庫補助 査定率額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

③当日キャンセルに対する受入体数を維持するための加算

No.	名称	キャンセルセールの回数	年別キャンセル回数	対象経費の支出予定額	国庫補助 査定率額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

記入上の注意  
 1. 当日キャンセルに対する受入体数を維持するための加算を行う場合には、記入すること。  
 2. ②欄は、利用者が複数か所に予約を行うことがないお通いでいる対応策を下記ア～オから選ぶこと。(複数回答)  
 ア 予約受付センターにより団体の乗込保育施設の空き状況を見える化している。  
 イ 予約受付センターにより利用日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
 ウ 乗込連絡等により、利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認している。  
 エ 乗込保育施設が団体に予約がないため、利用者が複数か所に予約を行うことは想定されない。  
 オ その他(※具体的な対応策を記載してください)  
 3. ③欄は、当日キャンセルにお応じた乗込保育施設に予約が生じたことにお負担する予定の人数等の経費を記入すること。  
 4. ④欄は、当日キャンセルにお応じた乗込保育施設に予約が生じたことにお負担する予定の人数等の経費を記入すること。

現行

②住所持者減免分加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)世帯へ人数 うち、市町村民団非課税世帯等であつて、生活保護法(昭和25年法律第14号)に定める受保護者の属する世帯等、特に困難している市町村が認めたる世帯の世帯へ人数	減免分加算適用(非課税世帯)世帯へ人数	対象経費の支出予定額	国庫補助 査定率額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

改正後

(削除)

現行

(3) 休職不登壇型

①休職1年以内6年度以前の実施する施設、または平成7年度より新開院設、看護師等を2名以上配属して実施する施設、ただし、一部分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用施設等 5名以上の 送迎対応 費用(人数) 収入額	送迎対応 費用(人数) 収入額	看護師等 配置人数	送迎対応 費用(種類) 収入額	送迎対応を行う 職員(種別・人数)	送迎方法	研修参加施設職 員数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意

- ①欄は、療養所、認定こども園、小規模療養、事業所内療養のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間施設の場合は、月未満の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合(有(一般))」に記載すること。
- ⑤欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、「送迎師等専ら費用申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑥欄は、5万円～利用料金券等、送迎の際に必要な費用について、「送迎師等専ら費用申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑦欄は、5万円～利用料金券等、送迎の際に必要な費用について、「送迎師等専ら費用申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う施設(看護師、看護士、看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に「同乗する人数」を記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として、「タクシー」「自動車」のいずれかを記入すること。その他の( )のいずれかを記入すること。その場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を向上する研修参加施設職員数を記入すること。1人で複数の研修に参加する場合も「1」を記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用を向上する施設の送迎対応及び研修参加費用について、②～⑤欄は記載せず、⑩欄及び⑬欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成7年度より新開院設、看護師等を1名配属して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用施設等 5名以上の 送迎対応 費用(人数) 収入額	送迎対応 費用(人数) 収入額	看護師等 配置人数	送迎対応 費用(種類) 収入額	送迎対応を行う 職員(種別・人数)	送迎方法	研修参加施設職 員数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意

- ①欄は、療養所、認定こども園、小規模療養、事業所内療養のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間施設の場合は、月未満の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合(有(一般))」に記載すること。

改正後

(3) 休職不登壇型

①休職1年以内6年度以前から実施する施設、または平成7年度より新開院設、看護師等を2名以上配属して実施する施設、ただし、一部分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。）

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用施設等 5名以上の 送迎対応 費用(人数) 収入額	送迎対応 費用(人数) 収入額	看護師等 配置人数	送迎対応 費用(種類) 収入額	送迎対応を行う 職員(種別・人数)	送迎方法	研修参加施設職 員数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意

- ①欄は、療養所、認定こども園、小規模療養、事業所内療養のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間施設の場合は、月未満の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合(有(一般))」に記載すること。
- ⑤欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、「送迎師等専ら費用申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑥欄は、5万円～利用料金券等、送迎の際に必要な費用について、「送迎師等専ら費用申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑦欄は、5万円～利用料金券等、送迎の際に必要な費用について、「送迎師等専ら費用申請する場合に「有」を記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う施設(看護師、看護士、看護師、保健師又は助産師)の別、及び送迎の際に「同乗する人数」を記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として、「タクシー」「自動車」のいずれかを記入すること。その他の( )のいずれかを記入すること。その場合は( )内に具体的な実施方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用を向上する研修参加施設職員数を記入すること。1人で複数の研修に参加する場合も「1」を記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用を向上する施設の送迎対応及び研修参加費用について、②～⑤欄は記載せず、⑩欄及び⑬欄は送迎対応及び研修参加費用に係る額のみを記入すること。

②一般分(改善分)(平成7年度より新開院設、看護師等を1名配属して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用施設等 5名以上の 送迎対応 費用(人数) 収入額	送迎対応 費用(人数) 収入額	看護師等 配置人数	送迎対応 費用(種類) 収入額	送迎対応を行う 職員(種別・人数)	送迎方法	研修参加施設職 員数	研修参加費用 支出予定額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

記入上の注意

- ①欄は、療養所、認定こども園、小規模療養、事業所内療養のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中間施設の場合は、月未満の部分については切り捨てて記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合に「有」を記入すること。ただし、「一部分に該当する施設の場合(有(一般))」に記載すること。

現行

(4) 非施設型(訪問型)

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ① ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後

(4) 非施設型(訪問型)

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ① ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月未満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

## 1.3. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

事業開始年 月	会員数				支部数	講習(20以上) 上の実施	土日差施 上(加算)	預け手増加のための施設加算		合同実施 市町村	ひとり親家庭等への利用支援		地域子育て支 援拠点等との 連携を築いた 事業の加算
	提供会員 ①	依頼会員 ②	両方会員 ③	合計 ④				合計 ⑤	⑥		⑦	⑧	
	基本事業												
	開設準備経費	利用件数(年間延べ数)	事業開始年 月		利用件数(年間延べ数)	預かり	送迎	合計	近隣市町村 委員の受入	切年度 体制整備	合同実施 市町村	対象経費の 支出予定額	国庫補助 額
収支費・ 補助金収入	礼券及び 賞状	預かり	送迎	合計	預かり	送迎	合計	増加人数	増加割合	市町村	国庫補助 額		
		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

## (記)上の注脚

- ①～⑤は、基本事業を開始した年(2017/01/01)より、半角数字で記入すること。
- ②～④は、年ごと(5月1日現在)の延べ人数を記入すること。なお、提供会員と依頼会員と両方の数を記載しなければならない。
- ⑥は、委託費に課税(3)の4割以上の講習を実施している場合は「O」を記入すること。なお、講習開始が24時間以上であったり、実態に即する講習を実施している場合は「O」は記入できないことに留意すること。
- ⑦は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始前前日(当日)の講習を実施している場合は「O」を記入すること。なお、講習開始が24時間以上であったり、実態に即する講習を実施している場合は「O」は記入できないことに留意すること。
- ⑧～⑩は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始前前日(当日)の講習を実施している場合は「O」を記入すること。なお、講習開始が24時間以上であったり、実態に即する講習を実施している場合は「O」は記入できないことに留意すること。
- ⑪～⑫は、基本事業を併せて実施する場合、1市町村、他の合同実施市町村を全て記載すること。なお、ひとり親家庭、近隣市町村、近隣市町村(24時間)等のみ1市町村を記載すること。
- ⑬～⑮は、基本事業を開始した年(2017/01/01)より、半角数字で記入すること。
- ⑯は、地域子育て支援拠点におけるそれぞれ別の経費を明記する場合は、箇書きで欄外に記入すること。
- ⑰～⑲は、開設準備費におけるそれぞれ別の経費を明記する場合は、箇書きで欄外に記入すること。なお、送迎については、1人の提供員が1回の送迎で送り迎えの両方を行った場合は、送迎1件と計上。
- ⑳～㉑は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉒～㉓は、預かり、送迎対応強化事業を実施していない場合は、空白のまま計上すること。なお、緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実施がなかった場合は、「O」を記入すること。
- ㉔～㉕は、緊急対応強化事業を実施している場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
- ㉖～㉗は、金額が0円未満の場合は「O」を記入すること。
- ㉘～㉙は、金額が0円未満の場合は「O」を記入すること。なお、送迎前日とは異なる市町村が、また、当該市町村は「24時間市町村」の合同実施市町村に別当の制度であることを留意すること。
- ㉚～㉛は、緊急対応強化事業に合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村を全て記載すること。

## 現行

別表2

## 1.6. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

市町村名 \_\_\_\_\_

事業開始年 月	会員数				支働数 上の実施	土日差施 上(加算)	預け手増加のための施設加算		合同実施 市町村	ひとり親家庭等への利用支援		地域子育て支 援拠点等との 連携を築いた 事業の加算	
	提供会員 ①	依頼会員 ②	両方会員 ③	合計 ④			合計 ⑤	⑥		⑦	⑧		⑨
	基本事業												
	開設準備経費	利用件数(年間延べ数)	事業開始年 月		利用件数(年間延べ数)	預かり	送迎	合計	近隣市町村 委員の受入	切年度 体制整備	合同実施 市町村	対象経費の 支出予定額	国庫補助 額
収支費・ 補助金収入	礼券及び 賞状	預かり	送迎	合計	預かり	送迎	合計	増加人数	増加割合	市町村	国庫補助 額		
		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	

- (記)上の注脚
- ①～⑤は、基本事業を開始した年(2017/01/01)より、半角数字で記入すること。
  - ②～④は、年ごと(5月1日現在)の延べ人数を記入すること。なお、提供会員と依頼会員と両方の数を記載しなければならない。
  - ⑥は、委託費に課税(3)の4割以上の講習を実施している場合は「O」を記入すること。なお、講習開始が24時間以上であったり、実態に即する講習を実施している場合は「O」は記入できないことに留意すること。
  - ⑦は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始前前日(当日)の講習を実施している場合は「O」を記入すること。なお、講習開始が24時間以上であったり、実態に即する講習を実施している場合は「O」は記入できないことに留意すること。
  - ⑧～⑩は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始前前日(当日)の講習を実施している場合は「O」を記入すること。なお、講習開始が24時間以上であったり、実態に即する講習を実施している場合は「O」は記入できないことに留意すること。
  - ⑪～⑫は、基本事業を併せて実施する場合、代表する1市町村、他の合同実施市町村を全て記載すること。なお、ひとり親家庭、近隣市町村、近隣市町村(24時間)等のみ1市町村を記載すること。
  - ⑬～⑮は、基本事業を開始した年(2017/01/01)より、半角数字で記入すること。
  - ⑯は、地域子育て支援拠点におけるそれぞれ別の経費を明記する場合は、箇書きで欄外に記入すること。
  - ⑰～⑲は、開設準備費におけるそれぞれ別の経費を明記する場合は、箇書きで欄外に記入すること。なお、送迎については、1人の提供員が1回の送迎で送り迎えの両方を行った場合は、送迎1件と計上。
  - ⑳～㉑は、1件の依頼につき、預かりと送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。なお、緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実施がなかった場合は、「O」を記入すること。
  - ㉒～㉓は、預かり、送迎対応強化事業を実施している場合は、それぞれ1件ずつ計上すること。
  - ㉔～㉕は、金額が0円未満の場合は「O」を記入すること。
  - ㉖～㉗は、金額が0円未満の場合は「O」を記入すること。なお、送迎前日とは異なる市町村が、また、当該市町村は「24時間市町村」の合同実施市町村に別当の制度であることを留意すること。
  - ㉘～㉙は、緊急対応強化事業に合同により実施する場合、代表する1市町村が、他の合同実施市町村を全て記載すること。

## 改正後



別表2

1. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援措置

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 金総額 ③
(1) 緊急時の職員確保、 equal 環境の確保、 運送支援等			( )
(2) 感染症対策のための改修			( )
合計	0	0	( )

【記入の注意】

- ①の各欄には、(1) 緊急時の職員確保、 equal 環境の確保、 equal 運送支援等(2) 感染症対策のための改修 における対象する箇の柱欄の金額を記入すること。
- ②の欄は、業務が所業ごとの国庫補助金種類 ※ の合計額を計上すること。  
※業務が所業ごとの国庫補助金種類は、各行の交付決定額を記入して報告する。
- ③の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

現行

改正後

(削除)





現行

<p>1. 項目名</p> <p>2. 項目名</p> <p>3. 項目名</p> <p>4. 項目名</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>
---	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

1. 項目名

2. 項目名

3. 項目名

4. 項目名

改正後

(削除)

別添2

1. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業  
 2. 感染症対策のための対策

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	②	国庫補助金等額 ③
利用者支援事業	か所			
延長保育事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児医療全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
一時預かり事業	か所			
育児支援事業	か所			
子供の読書活動支援事業 （オンラインが中心）	市町村			
会社				

（記入上の注意）

1. ②の欄は、感染症対策のための改修に必要な経費を記入すること。  
 2. ③の欄は、要諦が所導ごとの国庫補助金等額の合計額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

現行

別表2

2. 利用者に対する事業、施設後援者等健全育成事業、乳児健診全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
 ICT化推進事業（令和14年度第2次補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

種別	効果 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行うためのスタッフの導入			( )
(2) 研修のオンライン化			( )
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			( )
合計	0	0	( ) 0

（記入上の注意）

- ①、②、③欄には、(1)業務のICT化を行うためのスタッフの導入、(2)研修のオンライン化、(3)通訳や翻訳のための機器の導入における対応する欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実地的研究、その他国庫補助基準額（※1）の合計額を計上すること。
- ※実地的研究、その他の国庫補助基準額は、令和14年度の交付決定額を限り記載する。
- ③欄の括弧内は、令和14年度の交付決定額を計上すること。

改正後

(削除)

別表2

2. 利用者交換事業、地域後援者健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業

ICIT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）

（1）業務のICIT化を行ったためのシステム導入 （2）研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	① か所	対象経費の支出予定額 ② 円	③ 円 E （ ） ）
利用者交換事業		か所		（ ） ）
地域後援者健全育成事業		支援の単位		（ ） ）
乳児家庭全戸訪問事業		市町村		（ ） ）
養育支援訪問事業		市町村		（ ） ）
地域子育て支援拠点事業		か所		（ ） ）
合計				（ ） ）

（記入上の注意）

1. 2欄目は、（1）業務のICIT化を行ったためのシステム導入、（2）研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。

2. 3欄目は、実施の所等ごとの国庫補助基準額（※）の合計額を計上すること。

※実施の所等ごとの国庫補助基準額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。

3. ③欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

別表2

2. 利用料支援事業、放牧牧草産物産出促進事業、乳牛家畜各戸訪問事業、糞肥支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業  
ICT化推進事業（令和4年度第2次補正予算分）  
（3）通販（産卵）のための機器の導入

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の支出予定額	②	③
利用料支援事業	小所		( )		( )
放牧牧草産物産出促進事業	支援の単位		( )		( )
乳牛家畜各戸訪問事業	市町村		( )		( )
糞肥支援訪問事業	市町村		( )		( )
地域子育て支援拠点事業	小所		( )		( )
	会社		( )		( )

（記入上の注意）

- ①欄は、通販や産卵のための機器の導入に係る総数を記入すること。
- ②欄は、業務が所等ごとの国庫補助基準額（※）の合計額を計上すること。
- ※業務が所等ごとの国庫補助基準額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。
- ③欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

現行

改正後

(削除)



別表2

3. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

- ②③欄には、「(1)業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実効的所管ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 支出予定額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 業務のICT化を行ったためのシステムの導入			
(2) 研修のオンライン化			
(3) 通訳や翻訳のための機器の導入			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

- ②③欄には、「(1)業務のICT化を行ったためのシステムの導入、(2)研修のオンライン化」「(3)通訳や翻訳のための機器の導入」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ③欄は、実効的所管ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

3 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

（記入上の注意）  
 1. ①欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。  
 2. ②欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額 ①	国庫補助基準額 ② 円	国庫補助基準額 ③ 円
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子別居形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

（記入上の注意）  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に必要な経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施が所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

別表2

3. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		①	②
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

- (記入上の注意)  
 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や翻訳のための機器の導入

市町村名 \_\_\_\_\_

事業名	事業所数	対象経費の支出予定額	国庫補助基準額
		①	②
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳児家庭全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童育成支援拠点事業	か所		
親子関係形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

- (記入上の注意)  
 1. ②欄は、通訳や翻訳のための機器の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施か所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

Table with columns for 事業名, 総事業費, 交付金, 補助金, etc. Includes categories like 児童発達支援事業, 放課後児童健全育成事業, and 子育て支援活動助成金事業.

①以上の額は、交付金の別項の金額に定まる額を繰越控入すこと。
②以上の金額については、交付金と併せて、000円未満の端数を切り上げ、桁数を揃えて記入すること。

改正後

別表1 (元号) 年度子ども・子育て支援交付金精算書

Table with columns for 事業名, 総事業費, 交付金, 補助金, etc. Includes categories like 児童発達支援事業, 放課後児童健全育成事業, and 子育て支援活動助成金事業. Some rows are highlighted in red.

①以上の額は、交付金の別項の金額に定まる額を繰越控入すこと。
②以上の金額については、交付金と併せて、000円未満の端数を切り上げ、桁数を揃えて記入すること。







現行

(2) 特定児童

① 児童の氏名	児童の性別	児童の生年月日	児童の住所	児童の所属
氏名(姓、名、姓の順)	男/女	西暦(年、月、日)	〒 〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇
② 児童の保護者の氏名	保護者の住所	保護者の氏名	保護者の性別	保護者の生年月日
〇〇〇〇〇	〒 〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇	男/女	西暦(年、月、日)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業期間 月数	事業期間 日数 (通算日)	事業期間 時間 (1日あたり)	職員の配置			加算 休日	出張 回数	職員等 のみの 出張 回数	多量訪問 のみの 出張 回数	特別 出張 回数	出張費用 の 実支額	出張費用 の 算入額
							主任職員	補助職員	社 員							
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																
3																
4																
5																
計																

(記入上の注意)

- ①は、17歳未満の子に記入すること。
- ②は、児童の氏名を正確に記入すること。姓と名を正確に記入すること。
- ③は、児童の住所を正確に記入すること。〒、市町村、市区町村、町、丁目、番地、番地番号、部屋番号、郵便番号を正確に記入すること。
- ④は、児童の所属を正確に記入すること。児童の所属が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑤は、事業期間を正確に記入すること。事業期間が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑥は、事業期間の日数を正確に記入すること。事業期間が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑦は、事業期間の時間を正確に記入すること。事業期間が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑧は、主任職員の数を正確に記入すること。主任職員の数が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑨は、補助職員の数を正確に記入すること。補助職員の数が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑩は、社員の数を正確に記入すること。社員の数が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑪は、出張回数を正確に記入すること。出張回数不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑫は、出張費用の実支額を正確に記入すること。出張費用不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑬は、出張費用の算入額を正確に記入すること。出張費用不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑭は、多量訪問のみの出張回数を正確に記入すること。
- ⑮は、特別出張回数を正確に記入すること。
- ⑯は、出張費用の実支額を正確に記入すること。
- ⑰は、出張費用の算入額を正確に記入すること。

改正後

(2) 特定児童

① 児童の氏名	児童の性別	児童の生年月日	児童の住所	児童の所属
氏名(姓、名、姓の順)	男/女	西暦(年、月、日)	〒 〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇
② 児童の保護者の氏名	保護者の住所	保護者の氏名	保護者の性別	保護者の生年月日
〇〇〇〇〇	〒 〇〇〇〇〇 〇〇-〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇	男/女	西暦(年、月、日)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業期間 月数	事業期間 日数 (通算日)	事業期間 時間 (1日あたり)	職員の配置			加算 休日	出張 回数	職員等 のみの 出張 回数	多量訪問 のみの 出張 回数	特別 出張 回数	出張費用 の 実支額	出張費用 の 算入額
							主任職員	補助職員	社 員							
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
2																
3																
4																
5																
計																

- ①は、17歳未満の子に記入すること。
- ②は、児童の氏名を正確に記入すること。姓と名を正確に記入すること。
- ③は、児童の住所を正確に記入すること。〒、市町村、市区町村、町、丁目、番地、番地番号、郵便番号を正確に記入すること。
- ④は、児童の所属を正確に記入すること。児童の所属が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑤は、事業期間を正確に記入すること。事業期間が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑥は、事業期間の日数を正確に記入すること。事業期間が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑦は、事業期間の時間を正確に記入すること。事業期間が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑧は、主任職員の数を正確に記入すること。主任職員の数が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑨は、補助職員の数を正確に記入すること。補助職員の数が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑩は、社員の数を正確に記入すること。社員の数が不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑪は、出張回数を正確に記入すること。出張回数不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑫は、出張費用の実支額を正確に記入すること。出張費用不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑬は、出張費用の算入額を正確に記入すること。出張費用不明な場合は、「不明」と記入すること。
- ⑭は、多量訪問のみの出張回数を正確に記入すること。
- ⑮は、特別出張回数を正確に記入すること。
- ⑯は、出張費用の実支額を正確に記入すること。
- ⑰は、出張費用の算入額を正確に記入すること。





改正後	現行
<p data-bbox="154 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="154 236 835 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="510 338 781 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="584 387 707 451">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 204 1196 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 236 1796 263">2. 延長保育事業～4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <div data-bbox="1471 338 1742 499" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1545 387 1668 451">(略)</p></div>

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="495 456 763 616" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 Ⅰ. 特定分 Ⅱ. 一般分 Ⅲ. その他分</p> <div data-bbox="1476 469 1744 628" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 120px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上 of 別紙1(児童の数) (ア)開所日数250日以上 of 別紙2(延べ利用児童数及び開所日数)</p> <div data-bbox="521 448 788 606" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1)放課後児童健全育成事業 (ア)開所日数250日以上 of 別紙1(児童の数) (ア)開所日数250日以上 of 別紙2(延べ利用児童数及び開所日数)</p> <div data-bbox="1464 448 1731 606" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別表2 (1) 別表2用紙(2024年)24-25日

事業所名 (7桁名)	編成地の区分				開所状況				利用者のうち			児童の数のうち		児童の数のうち		開所所 年月日	廃止所 年月日	閉鎖後の 廃止山数	国庫補助 金額	
	長期特設 開放	長期特設 閉鎖	平時 開放	平時 閉鎖	長期特設 開放	長期特設 閉鎖	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数						
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
合計																				

記入上の注意

1. 各事業所の児童の数の欄には、この「2」の項目に該当する児童の数を記載し、「0079」×「0079」×「児童数」と記入すること。
2. 2. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
3. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
4. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
5. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
6. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
7. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
8. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
9. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
10. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
11. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
12. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。

改正後

別表2 (1) 別表2用紙(2024年)24-25日

事業所名 (7桁名)	編成地の区分				開所状況				利用者に对する			児童の数のうち		開所所 年月日	廃止所 年月日	閉鎖後の 廃止山数	国庫補助 金額		
	長期特設 開放	長期特設 閉鎖	平時 開放	平時 閉鎖	長期特設 開放	長期特設 閉鎖	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数	児童の数 児童数							
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合計																			

記入上の注意

1. 各事業所の児童の数の欄には、この「2」の項目に該当する児童の数を記載し、「0079」×「0079」×「児童数」と記入すること。
2. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
3. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
4. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
5. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
6. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
7. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
8. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
9. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
10. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
11. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。
12. 児童の数の「2」の項目は、「1」から該当する区分を記載すること。

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1) 放課後児童健全育成事業     (イ) 開所日数200日～249日の別紙1     (イ) 開所日数200日～249日の別紙2</p> <div data-bbox="535 555 792 708" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 115px; height: 96px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 I. 特定分 (1) 放課後児童健全育成事業     (イ) 開所日数200日～249日の別紙1     (イ) 開所日数200日～249日の別紙2</p> <div data-bbox="1458 555 1715 708" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 115px; height: 96px; margin: 20px auto;">(略)</div>

現行

別添2

(7)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	事業内容										
		修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事				
1												
2												
3												
4												
5												
合計	か所											

(記入上の注意)

- ①欄には、修繕後児童クラブを育成事業を併記する施設している場所(向)小学校の赤松教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、修繕施設である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画に、一体的に目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

(7)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕施設 の有無	事業内容												
			修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事			
1															
2															
3															
4															
5															
合計	か所														

(記入上の注意)

- ①欄には、修繕後児童クラブを育成事業を併記する施設している場所(向)小学校の赤松教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、修繕施設である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画に、一体的に目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

改正後

別添2

(7)放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕施設 の有無	事業内容												
			修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事			
1															
2															
3															
4															
5															
合計	か所														

(記入上の注意)

- ①欄には、修繕後児童クラブを育成事業を併記する施設している場所(向)小学校の赤松教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、修繕施設である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画に、一体的に目標事業等を記載している場合に○を記入すること。

(7)放課後児童クラブ環境改善事業

事業所名(クラブ名)	事業実施場所	修繕施設 の有無	事業内容												
			修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事	修繕 工事			
1															
2															
3															
4															
5															
合計	か所														

(記入上の注意)

- ①欄には、修繕後児童クラブを育成事業を併記する施設している場所(向)小学校の赤松教室、児童館、保育所等)を記入すること。
- ②欄には、修繕施設である場合に○を記入すること。
- ③欄は、放課後児童クラブと一体的に実施する場合であって、次世代育成支援対策推進法に基づき市町村計画に、一体的に目標事業等を記載している場合に○を記入すること。



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後子ども環境整備事業     (ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ) 倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="490 469 761 630" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後子ども環境整備事業     (ウ) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業     (エ) 倉庫設備整備事業</p> <div data-bbox="1469 469 1740 630" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>

改正後	現行
<p data-bbox="152 204 235 231">別表2</p> <p data-bbox="152 236 504 327">5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="510 370 779 529" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="582 414 705 486">(略)</p></div>	<p data-bbox="1115 204 1198 231">別表2</p> <p data-bbox="1115 236 1467 327">5. 放課後児童健全育成事業 (3)放課後児童クラブ支援事業 (ア)障害児受入推進事業</p> <div data-bbox="1473 370 1742 529" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;"><p data-bbox="1545 414 1668 486">(略)</p></div>

## 改正後

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校、2敷地、3区内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
	①	②		
1				
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

## 現行

別表2

(3) 放課後児童クラブ支援事業

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約を除く））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄には、放課後児童健全育成事業を、新たに実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助（リース契約分））

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		事業実施月数	市町村行動計画策定の有無	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②				
1						
2						
3						
4						
5						
合計（か所）						

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②欄は、放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：学校敷地、2敷地、3区内）を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）

事業所名（クラブ名）	事業実施場所		対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	移転前	移転後		
	①	②		
1				
2				
3				
4				
5				
合計（か所）				

〔記入上の注意〕

- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記入すること。
- ②、③欄には、移転前及び移転後の放課後児童健全育成事業を実施する場所（例：民家・アパート等）を記入すること。

別表2  
 (3) 放課後児童クラブ支援事業 (土地借料補助) \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 ( 万円)			

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。

現行

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1	ヶ月		
2			
3			
4			
5			
合計 ( 万円)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。  
 2. ②欄は、1月に満たない月数を生じた場合は、これを「月」として値を記入すること。

改正後

別表2  
 (3) 放課後児童クラブ支援事業 (土地借料補助) \_\_\_\_\_ 市町村名 \_\_\_\_\_

(イ) 放課後児童クラブ運営支援事業 (土地借料補助)

事業所名 (クラブ名)	実施主体	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④
1			
2			
3			
4			
5			
合計 ( 万円)			

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。

(ウ) 放課後児童クラブ送迎支援事業

事業所名 (クラブ名)	100人以上の送迎児童発生の有無	事業実施月数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
①	②	③	④	⑤
1		ヶ月		
2				
3				
4				
5				
合計 ( 万円)				

(記入上の注意)

1. ①欄は、支援の単位ごとに作成することし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」と区分して記入すること。  
 2. ②欄には、送迎児童が100人以上発生している市町村に所在するクラブの欄は「○」を記入すること。  
 3. ③欄は、1月に満たない月数を生じたときは、これを「月」として値を記入すること。



改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (5)障害児受入強化推進事業 ～(8)放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="510 411 781 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (5)障害児受入強化推進事業 ～(8)放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <div data-bbox="1471 411 1742 572" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 121px; height: 101px; margin: 20px auto;">(略)</div>

別表2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1			円 ④
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (  ) か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日「予定」を記載すること(日時が決まっていない場合は月の記載でも可能)。

現行

別表2

(9) 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名 (クラブ名)	第三者評価受審日	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③
1			円 ④
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合計 (  ) か所)			

(記入上の注意)

- ①欄は、クラブごとに作成すること。
- ②欄は、第三者評価受審日を記載すること。

改正後

改正後	現行
<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="510 411 781 574" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>	<p>別表2 5. 放課後児童健全育成事業 (10)放課後児童クラブ利用調整支援事業 ～(11)災害時放課後児童クラブ利用料支援事業</p> <div data-bbox="1471 411 1742 574" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 20px;">(略)</div>



現行

別表2  
Ⅲ その他分

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ促進改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

事業所名(プログラム)	事業実施月数	資金改善する従事者数			資金改善する給与項目					対象経費の 実支出額	国庫補助 額		
		放課後児童支援員 継続年数5年 未満	継続年数5年 以上10年末 期	その他 年次上	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他			その他の内容	
①	7	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

- (記入上の注意)
- ①欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのプログラムに複数の支援の単位がある場合は「OOプログラム」/「OOプログラム」と別件して記入すること。
  - ②欄は、1月に満たない月数を記入すること。これを1月とし、1日を記入すること。
  - ③欄は1月未満の月数は0/1で記入すること。

改正後

別表2  
Ⅲ その他分

(12) 放課後児童支援員キャリアアップ促進改善事業

市町村名 \_\_\_\_\_

	児童数		支援の単位数	
	児童数	児童の単位数	児童数	児童の単位数
公立児童	0	0	0	0
公立児童	0	0	0	0
私立児童	0	0	0	0
会社	0	0	0	0

①②③④の合計は、子ども支援事業交付金の交付数となる児童数、支援の単位数を1日1人単位を記入すること。

事業所名(プログラム)	児童数 児童数	事業実施月数	資金改善する従事者数			資金改善する給与項目					対象経費の 実支出額	国庫補助 額	
			児童数 児童数	児童の単位数	児童数 児童数	基本給	手当	手当の内容	賞与	その他			その他の内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
合 計													

- (記入上の注意)
- ①～⑤欄は、支援の単位ごとに作成することとし、一つのプログラムに複数の支援の単位がある場合は「OOプログラム」/「OOプログラム」と別件して記入すること。
  - ⑥欄は、1月に満たない月数を記入すること。これを1月とし、1日を記入すること。
  - ⑦欄は1月未満の月数は0/1で記入すること。

別添2

其 他的

住所名

	選取数		受領の単位数	
	申請選取数	暫定の選取数	申請受領の単位数	暫定の受領の単位数
公立公費	0	0	0	0
公立民費	0	0	0	0
私立民費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

1. ①欄、②欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる選取数、受領の単位数を記入すること。

事業所名(ラテ名)	設置・運営主体	資金使途別受取数		事業実施月数	当該事業所が実施する事業の種別	対象児童の受取上限額	児童補助基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1	0	0	人	7月	0	0	0
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	0	0	0				

1. ①欄には、児童が施設に入所する子ども・子育て支援交付金の受領の単位数を「00ラテ名」/「00ラテ名」単位で記入すること。

2. ②欄には、当該事業所が実施する事業の種別を記入すること。

3. ③欄には、当該事業所が実施する事業の実施月数を記入すること。

4. ④欄には、当該事業所が実施する事業の種別を記入すること。

5. ⑤欄には、当該事業所が実施する事業の実施月数を記入すること。

現行

別添2

其 他的

住所名

	選取数		受領の単位数	
	申請選取数	暫定の選取数	申請受領の単位数	暫定の受領の単位数
公立公費	0	0	0	0
公立民費	0	0	0	0
私立民費	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

1. ①欄、②欄には、子ども・子育て支援交付金の交付対象となる選取数、受領の単位数を記入すること。

事業所名(ラテ名)	設置・運営主体	資金使途別受取数		事業実施月数	当該事業所が実施する事業の種別	対象児童の受取上限額	児童補助基準額
		常勤職員	非常勤職員				
1	0	0	人	7月	0	0	0
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計	0	0	0				

1. ①欄には、児童が施設に入所する子ども・子育て支援交付金の受領の単位数を「00ラテ名」/「00ラテ名」単位で記入すること。

2. ②欄には、当該事業所が実施する事業の種別を記入すること。

3. ③欄には、当該事業所が実施する事業の実施月数を記入すること。

4. ④欄には、当該事業所が実施する事業の種別を記入すること。

5. ⑤欄には、当該事業所が実施する事業の実施月数を記入すること。

改正後



改正後

現行

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容		家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
ケース対応会議	養育支援訪問 事業及び子育て 世帯訪問支 援事業			
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②欄は、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業を実施している場合に「○」を記入すること。
- ③欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数		対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
専門的相談支援	助産師等による 訪問支援		
①	②	③	④

(記入上の注意)

- ①②欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- 児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設措置費等国庫負担金」からの支弁となるため、本様式においては報告を行わないこと。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワー クと訪問事業等との連携	地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資格 取得のための研修(講習 会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

別表2

市町村名 \_\_\_\_\_

7. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

取組内容				家庭訪問数	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
支援の実施						
育児・家事援助 専門的相談支援				④	⑤	⑥
①	②	③				

(記入上の注意)

- ①欄は、実施要綱の4の(4)に定めるケース対応会議を実施している場合は「○」を記入すること。
- ②③欄は、養育支援訪問事業において、該当する支援を実施している場合に「○」を記入すること。
- ④欄は、乳児家庭全戸訪問事業による当該年度1年間における家庭訪問数を記入すること。

8. 養育支援訪問事業

訪問件数			対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
育児・家事援助	専門的相談支援	助産師等による 訪問支援		
①	②	③	④	⑤

(記入上の注意)

- ①②③欄は、それぞれに係る養育支援訪問事業による訪問件数を記入すること。
- ④欄は、育児・家事援助を民間団体へ委託して実施する場合は「○」を記入すること。

9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

調整機関職員の専門性強化	地域ネットワー ク関係機関の 連携強化	地域ネットワー ク構成員の専 門性向上	地域ネットワー クと訪問事業等との連携	地域住民への 周知を図る取 組	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
児童福祉司任用資 格取得のための研 修(講習会)	更に児童虐待への 専門性を向上させる ための研修	実施要綱3 (4)①の取組	実施要綱3 (4)②の取組	⑦	⑧	⑨

(記入上の注意)

- ①②欄は、該当する研修等に係る受講者数を記入すること。
- ③④⑤⑥⑦欄は、該当する取組を実施する場合に、対応する欄に「○」を記入すること。

現行

(新規)

別表2 10. 子育て世帯訪問支援事業

1訪問支援費及び事務費・管理費	年間利用者世帯数	①	対象経費の算出額	②	国庫補助金率額	③
名称	会社					

- 【記入上の注意】
- ①は、年間の実世帯数を記入する。①は、利用世帯ではないに留意すること。
  - ②、③は、①の1訪問支援費及び事務費・管理費1の1にそれぞれおける割合を記入すること。
- (1)訪問支援費及び事務費・管理費

市町村名 \_\_\_\_\_

改正後

事業所名	運営主体	事業者数 世帯数	年間利用数												民間団 体への 委託費 支助額	国庫補助 金率額		
			乙種子育て世帯		甲種子育て世帯		児童発達支援		障害児通園		児童発達支援		児童発達支援					
1	2	3	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
1	1	1																
2	2	2																
3	3	3																
4	4	4																
5	5	5																
6	6	6																
7	7	7																
8	8	8																
9	9	9																
10	10	10																
会社	（ 名称）																	

- 【記入上の注意】
- ①事業所は、1月ごとの利用世帯数を記入し、これを1月以上の値を記入すること。
  - ②事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ③事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ④事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ⑤事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ⑥事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ⑦事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ⑧事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ⑨事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。
  - ⑩事業所は、利用者の利用期間の合計（在園歴）を利用世帯数に記入すること。

(2) 経費

訪問支援員の厚生 給付金	対象経費の算出 額	国庫補助金率額
1	1	1

【記入上の注意】

①は、訪問支援員の厚生給付金を算出するための経費を人当たり1日8時間以上、かつ、1月ごとの利用世帯数に記入すること。ただし、1月ごとの利用世帯数に記入しない場合は、人当たり1日8時間以上、かつ、1月ごとの利用世帯数に記入すること。

(新規)

別表2  
11. 児童育成支援拠点事業

児童社名

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	平日公		長期休暇等公		登録社	加盟 提携団体	対象児童の 数(支援)	国庫補助 金(円)
										開始時間	終了時間	開始時間	終了時間				
1	11	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

- 【記入上の注意】
- ① ②欄は、「児童施設別」「児童館(児童センター)」「児童育成支援センター」「その他」から該当するものを記載すること。
  - ③ ④欄は、NPOの法人社会福祉法人社会福祉協議会、任意団体、若狭法人、株式会社、生活協同組合、児童、その他から該当するものを記載すること。
  - ⑤ ⑥欄は、1月3日～1月31日、1月15日～1月31日以上の期間から該当するものを記載すること。なお、同一施設において、開閉日数の差が生じた場合は、以下の日に複数行にて記載すること。
  - ⑦欄は、1月～9月、10月～12月、1月～3月、10月～12月のいずれかを選択し、記載すること。
  - ⑧欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑨欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑩欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑪欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑫欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑬欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑭欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑮欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑯欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑰欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑱欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑲欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ⑳欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉑欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉒欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉓欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉔欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉕欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉖欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉗欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉘欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉙欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉚欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉛欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉜欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉝欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉞欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㉟欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊱欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊲欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊳欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊴欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊵欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊶欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊷欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊸欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊹欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊺欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊻欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊼欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊽欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊾欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。
  - ㊿欄は、児童館(児童センター)の児童館別(児童館)の児童館別から該当するものを記載すること。

現行

(新規)

別表2

12.親子関係形成支援事業

申請は名

親子関係形成支援プログラムの実施	社会経費の変支出額	①	国庫補助金等額	②
親子関係形成支援プログラムの資格取得支援 会社				

【記入上の注意】

1. 「1」親子関係形成支援プログラムの実施に2 親子関係形成支援プログラム資格取得支援1における対応する額の金額を記入すること。

【1】親子関係形成支援プログラムの実施

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	事業所名 〔名称〕	① 運営主体	② 1プログラムにお ける回数	③ 年間実施プロ グラム数	④ 参加者人数	⑤ 利用者負担減を実施する組合の加重分			⑥ 社会経費の変支 出額	⑦ 国庫補助 金等額
						⑧ 77.生活保護世帯	⑨ 〔1〕市町村 民 世帯 世帯世帯	⑩ 〔2〕市町村 民 世帯 77.101円未満世 帯		
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
	合計									

【記入上の注意】

- ①～③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、消費、その他が該当する社名を記載すること。
- ④欄は、1プログラムにおける回数(開催数)を記入し、⑤～⑦欄は、1プログラムを実施する場合は、プログラム単に行われて記入すること。
- ⑧～⑩欄は、年間実施プログラム数(③欄)に記入し、プログラムの年間実施数を記入すること。
- ⑤～⑦欄は、年間の参加者人数を記入すること。
- ⑥、⑦欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。
- ⑧、⑨欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。
- ⑩欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。
- ⑪～⑬欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。
- ⑭～⑯欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。
- ⑰～⑱欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。
- ⑲～⑳欄は、別表の加重率(親子関係形成支援事業、3扶養親の1加重分の区分)に応じて年間累計利用者数を記入すること。

【2】親子関係形成支援プログラムの資格取得支援

プログラムの実施のための資格取得等支 持の要領	①	社会経費の変支 出額	②	国庫補助金等額	③
----------------------------	---	---------------	---	---------	---

【記入上の注意】

1. ①欄は、プログラムの実施のための資格取得等の取組や研修等の要領など、プログラムを実施する際に必要な人材の確保に必要経費の支出を科目別に○1を記入すること。  
なお、資格取得者等に對して、本事業のプログラム実施への直接的な促進を要領とすること。

改正後







現行

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数 (開日数)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の数 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回の有無)	開設年月日 (開設日)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。  
※公共施設とは、上記に記載しない公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ⑤欄は、開設日数(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設日数を記入すること。
- ⑥欄は、開設時間(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設時間を記入すること。
- ⑦欄は、開設日数(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設日数を記入すること。
- ⑧欄は、開設時間(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設時間を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④の平均組数を記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④の平均組数を記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
- ⑪欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④の平均組数を記入すること。
- ⑫欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

改正後

(3)経過措置・小規模型指定施設(一般型)

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施月数	開設日数 (開日数)	開設時間 (1日当たり)	専任職員の数 (1日当たり)	平均利用 親子組数 (1日当たり)	事業内容	保健相談(週 3回の有無)	開設年月日 (開設日)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													
計													

(記入上の注意)

- ②欄は、保育所、認定こども園、児童館(児童センター含む)、幼稚園、公民館、空き店舗、ビル・アパート・マンション、民家、商業施設、専用施設、公共施設(※)、その他( )から該当するものを記入すること。  
※公共施設とは、上記に記載しない公共施設以外の公共施設をいう。
- ③欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを記入すること。
- ④欄は、1月に開かない施設を生じさせた場合は、これを1月として開日を記入すること。
- ⑤欄は、開設日数(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設日数を記入すること。
- ⑥欄は、開設時間(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設時間を記入すること。
- ⑦欄は、開設日数(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設日数を記入すること。
- ⑧欄は、開設時間(1日当たり)は、1週間(7日)以内の開設時間を記入すること。
- ⑨欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④の平均組数を記入すること。(小敷点以下第2位を四捨五入)
- ⑩欄は、地域子育て支援拠点事業実施要綱の4の(2)の⑨の1の(イ)の①から④の平均組数を記入すること。
- ⑪欄は、開設年月日について記入すること。なお、平成19年4月1日以降に開設した施設は本項目の対象とはならないので注意すること。

現行

(4) 連携型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開始日数 (開始日)	開始時間 (1日当たり)	責任員の配 子数(1日当たり)	平均利用額 (1日当たり)	利用児童数 (1日当たり)	特別 支援 対応	児童相談 官配置	児童相談官 配置数	開設児童数 (1日当たり)	開設児童数 (1ヵ月当たり)	対象児童の 実支出額	国庫補助 額(補助)	
1		01		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
2																	
3																	
4																	
5																	

【記入上の注意】

- ①欄は、保護者、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他( )から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、道庁、その他から該当するものを記入すること。
- ③欄は、開始日によって開始時刻の違わず場合、補助児童を定員数まで受け入れられる場合は「01」を記入すること。
- ④欄は、地域子育て支援拠点事業実施期間における平均児童数(記入すること)、(事業に携わる職員の見込み数ではない)(小児科以下児科医師5人)を記入すること。
- ⑤欄は、地域の児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑥欄は、利用児童数(児童館)に定める利用児童数(児童数)を記入すること。
- ⑦欄は、児童発達支援センターの児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑧欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑨欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑩欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑪欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑫欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑬欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。

改正後

(4) 連携型

No.	名称	実施場所	運営主体	事業実施 月数	開始日数 (開始日)	開始時間 (1日当たり)	責任員の配 子数(1日当たり)	平均利用額 (1日当たり)	利用児童数 (1日当たり)	特別 支援 対応	児童相談 官配置	児童相談官 配置数	開設児童数 (1日当たり)	開設児童数 (1ヵ月当たり)	対象児童の 実支出額	国庫補助 額(補助)	
1		01		03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
2																	
3																	
4																	
5																	

【記入上の注意】

- ①欄は、保護者、認定こども園、児童館(児童センター含む)、その他児童福祉施設、その他( )から該当するものを記入すること。
- ②欄は、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、道庁、その他から該当するものを記入すること。
- ③欄は、開始日によって開始時刻の違わず場合、補助児童を定員数まで受け入れられる場合は「01」を記入すること。
- ④欄は、地域子育て支援拠点事業実施期間における平均児童数(記入すること)、(事業に携わる職員の見込み数ではない)(小児科以下児科医師5人)を記入すること。
- ⑤欄は、地域の児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑥欄は、利用児童数(児童館)に定める利用児童数(児童数)を記入すること。
- ⑦欄は、児童発達支援センターの児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑧欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑨欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑩欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑪欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑫欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。
- ⑬欄は、児童発達支援センター(児童発達支援センター)を1ヵ所とする場合は「01」を記入すること。

現行

別表2  
1.1 一時預かり事業

類型	が所数	対象経費の 支出金額	国庫補助 支出額
	①	②	③
1. 一般型（一般分）			
2. 一般型（その他分）			
3. 効種Ⅰ型Ⅰ			
4. 効種Ⅰ型Ⅱ			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特別型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

【記入上の注意】  
\*1. ②③欄には、「(1)一般型（一般分）」「(1)一般型（その他分）」「2効種Ⅰ型Ⅰ」「3効種Ⅰ型Ⅱ」「4余給活用型」「5居宅訪問型」「6災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すると。  
\*2. ③欄には、「(1)一般型（一般分）」「(1)一般型（その他分）」「2効種Ⅰ型Ⅰ」「3効種Ⅰ型Ⅱ」「4余給活用型」「5居宅訪問型」「6災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

改正後

別表2  
1.4 一時預かり事業

類型	が所数	対象経費の 支出金額	国庫補助 支出額
	①	②	③
1. 一般型（一般分）			
2. 一般型（その他分）			
3. 効種Ⅰ型Ⅰ			
4. 効種Ⅰ型Ⅱ			
5. 余給活用型			
6. 居宅訪問型			
7. 災害特別型			
小計(1+5+6)	0	0	0
小計(3+4)	0	0	0
合計(1~7)	0	0	0

【記入上の注意】  
\*1. ②③欄には、「(1)一般型（一般分）」「(1)一般型（その他分）」「2効種Ⅰ型Ⅰ」「3効種Ⅰ型Ⅱ」「4余給活用型」「5居宅訪問型」「6災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。  
\*2. ③欄には、「(1)一般型（一般分）」「(1)一般型（その他分）」「2効種Ⅰ型Ⅰ」「3効種Ⅰ型Ⅱ」「4余給活用型」「5居宅訪問型」「6災害特別型」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。

現行

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	児童主体	利用定員	事業期間 月数	7～一般型 1才未満 児(〇)		特別利用保育等対象児童 長休休業日(8時間以上)		休日		7～一般型 1才未満 児対象 児童等 多人数 合計	
						2時間 未満	3時間 以上	2時間 未満	3時間 以上	2時間 未満	3時間 以上	2時間 未満	3時間 以上
1	①												
2	②												
3	③												
4	④												
5	⑤												
計													

No.	経費種別の区分	特別利用保育等対象児童 保育費	合計	開所特別 開所日数	基幹型施設 等(児童主体等) 改善費等	開設準備経費		児童主体の家 庭補助費 高福祉費
						社会及び賃 借料	児童主体の家 庭補助費 高福祉費	
1	①	10	20	30	40	50	60	70
2	②							
3	③							
4	④							
5	⑤							
計								

- 記入上の注意)
- ①欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、専門施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
  - ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、児童福祉法第34条の2の規定に基づき指定を行った利用定員数を記入すること。
  - ④欄は、児童福祉法第34条の規定に基づき指定を行った利用定員数を記入すること。
  - ⑤欄は、月途中開始の場合は月未満の単位については切り捨てた値を記入すること。
  - ⑥欄は、(単位)又は特別利用保育として指定される種別との合計(長時間)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、長時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑦～⑩欄は、1年間の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑦～⑩欄は、1年間の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑪欄は、1日当たり平均利用児童数(おむつ替え)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑫欄は、1日当たり平均利用児童数(おむつ替え)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑬欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑭欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑮欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑯欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。

改正後

(1)一般型(一般分)

No.	名称	実施場所	設置主体	利用定員	事業期間 月数	7～一般型 1才未満 児(〇)		特別利用保育等対象児童 長休休業日(8時間未満)		休日		7～一般型 1才未満 児対象 児童等 多人数 合計	
						2時間 未満	3時間 以上	2時間 未満	3時間 以上	2時間 未満	3時間 以上	2時間 未満	3時間 以上
1	①												
2	②												
3	③												
4	④												
5	⑤												
計													

No.	利用児童数(年間定員)	担当職員の内訳		特別利用保育等対象児童児童		開設準備経費		対象児童 の家庭支出 国庫補助 費率額	
		保育士 保育者	養育的 指導者	長時間 未満	長時間 以上	社会及び賃 借料	児童主体の家 庭補助費 高福祉費	2時間 未満	3時間 以上
1	10	20	30	40	50	60	70	80	90
2	20	30	40	50	60	70	80	90	100
3	30	40	50	60	70	80	90	100	110
4	40	50	60	70	80	90	100	110	120
5	50	60	70	80	90	100	110	120	130
計									

- (記入上の注意)
- ①欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、専門施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。
  - ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③欄は、児童福祉法第34条の2の規定に基づき指定を行った利用定員数を記入すること。
  - ④欄は、児童福祉法第34条の規定に基づき指定を行った利用定員数を記入すること。
  - ⑤欄は、月途中開始の場合は月未満の単位については切り捨てた値を記入すること。
  - ⑥欄は、(単位)又は特別利用保育として指定される種別との合計(長時間)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、長時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑦～⑩欄は、1年間の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑦～⑩欄は、1年間の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑪欄は、1日当たり平均利用児童数(おむつ替え)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑫欄は、1日当たり平均利用児童数(おむつ替え)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑬欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑭欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑮欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑯欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。
  - ⑰欄は、児童館、児童館等(児童館)の算出に、(単位)を超えた場合、⑦(⑧欄)は、8時間を超えた場合の年間定員<利用児童数を記入すること。

現行

別表2

(1)一般型(その他)

№	名称	実施場所	設置主体	利用定員	専業実施 月数	事務経費		外経費の発生 出額	国庫補助 金等
						事務職員等 賃料	賃借料		
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2									⑨
3									
4									
計									

記入上の注釈  
 ① ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。  
 ③欄は、公立、私立、私立のいずれかを記入すること。  
 ④欄は、専業実施月数の算定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 ⑤欄は、専業実施月数の算定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 ⑥⑦欄の該当するものに外経費の発生出額の内訳を記入すること。  
 ⑧⑨欄の該当するものに外経費の発生出額の内訳を記入すること。

改正後

別表2

(1)一般型(その他)

№	名称	実施場所	設置主体	利用定員	専業実施 月数	事務経費		外経費の発生 出額	国庫補助 金等
						事務職員等 賃料	賃借料		
1		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
2									⑨
3									
4									
5									
計									

記入上の注釈  
 1. ②欄は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育、地域子育て支援拠点、児童館、公民館、公共施設、その他( )から該当するものを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記載すること。  
 2. ③欄は、公立、私立、私立のいずれかを記入すること。  
 3. ④欄は、専業実施月数の算定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 4. ⑤欄は、専業実施月数の算定に基づき当該施設で行った利用定員を記入すること。  
 5. ⑥⑦欄の該当するものに外経費の発生出額の内訳を記入すること。  
 6. ⑧⑨欄の該当するものに外経費の発生出額の内訳を記入すること。本表2においては報告を行わないこと。

現行

Table with columns for facility name, location, type, and various financial metrics. Includes a list of 11 items to be entered in the table.

改正後

Table with columns for facility name, location, type, and various financial metrics. Includes a list of 11 items to be entered in the table.

- List of 11 numbered items detailing the changes to the table structure and data entry requirements.

現行

(3) 幼稚園型 II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		幼稚園型 II			施設当り 年間延べ利用者数 【広域利用含む】	開設費 償還費 （改修費 等）	対象経 費の柔 助金額	国庫補 助金額
				平日 休業 日	長期 休業 日	年間延べ利用者数 【自市町村分】						
						2歳児	1歳児	0歳児				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
【記入上の注意】												

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（旧制度）のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はかつしせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に運営開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にかつしすること。
- ⑥欄は、各面での長期休業（春・夏・冬・冬・冬）の平日における実施日をつつしすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつしすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にかつしする日以外の実施日をつつしすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は、4.5.の考え方と同様である。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩⑪欄に係る長期間分については時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑫欄は、該当する場合に「有」を記入すること。

改正後

(3) 幼稚園型 II

№	名称 施設 所在地 市町村 名	設置 主体	施設 類型	施設の年間実施 日数		幼稚園型 II			施設当り 年間延べ利用者数 【広域利用含む】	開設費 償還費 （改修費 等）	対象経 費の柔 助金額	国庫補 助金額
				平日 休業 日	長期 休業 日	年間延べ利用者数 【自市町村分】						
						2歳児	1歳児	0歳児				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
2												
3												
【記入上の注意】												

- ③欄は、国立、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ④欄は、幼稚園（新制度以外）、幼稚園（旧制度）のいずれかを記入すること。
- ⑤欄は、長期休業期間の平日に実施する場合はかつしせず⑥欄に記入すること。休日（土曜日等）に運営開所して当該事業を実施する場合は、⑦欄ではなく本欄にかつしすること。
- ⑥欄は、各面での長期休業（春・夏・冬・冬・冬）の平日における実施日をつつしすること。なお、長期休業中の休日は⑦欄にかつしすること。
- ⑦欄は、⑤⑥欄にかつしする日以外の実施日をつつしすること。なお、本表におけるその他の平日・長期休業日・休日の考え方は、4.5.の考え方と同様である。
- ⑧⑨欄は、自市町村分について記入すること。
- ⑩⑪欄に係る長期間分については時間を超えた場合の年間延べ利用者数を記入すること。
- ⑫欄は、該当する場合に「有」を記入すること。
- ⑬欄は、施設当り利用者数を記入すること。
- ⑭欄は、施設当り利用者数を記入すること。
- ⑮欄は、施設当り利用者数を記入すること。





(6)災害特例型

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数			(延べ人数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)					
				在籍する特定教育・修習施設等とは別の特定教育・修習施設を利用する対象児幼児 新規開始の前後又は長期休業日等に当該施設等において本事業を利用する児童					
1	①	②	③	1号認定	2号認定	3号認定	④、⑤以外の 対象乳幼児	⑩	⑪
2				④	⑤	⑥	⑧		
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること)  
(例)4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

現行

改正後

(6)災害特例型

No	名称	設置主体	事業実施 月数	利用児童数			(延べ人数)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
				(月単位の延べ人数)					
				在籍する特定教育・修習施設等とは別の特定教育・修習施設を利用する対象児幼児			新規開始の前後又は長期休業日等に当該施設等において本事業を利用する児童		
1	①	②	③	1号認定	2号認定	3号認定	④、⑤以外の 対象乳幼児	⑩	⑪
2				④	⑤	⑥	⑧		
3									
4									
5									
計									

(記入上の注意)

- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。
- ④～⑦欄は、利用児童数について月単位の延べ人数により記入すること。(利用が1月末満の場合でも1人とカウントすること)  
(例)4月14日～7月2日の間利用した児童 → 4月、5月、6月及び7月の4ヶ月間に渡って利用していることから「4人」と記入

4.児童福祉法第21条の18に基づく措置を行う場合は、「児童入所施設設置費等国庫負担金」からの支出となるため、本様式においては報告を行わないこと。

別表2

12. 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型(基本分、加算分)			
2. 病後対応型(基本分、加算分)			
3. 体弱不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②(低所得者減免分加算)			
2. 病後対応型 ②(低所得者減免分加算)			
低所得者減免分加算合計			
1. 重症対応型 ③(当日キャンセル対応加算)			
2. 病後対応型 ③(当日キャンセル対応加算)			
③(当日キャンセル対応加算)合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後対応型			
3. 体弱不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

記入上の注意) ①②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後対応型」「(3)体弱不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の本額を記入すること。

現行

改正後

別表2

15. 病児保育事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	か所数 ①	対象経費の 実支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
特定分			
1. 病児対応型(基本分、加算分)			
2. 病後対応型(基本分、加算分)			
3. 体弱不良児対応型			
4. 非施設型(訪問型)			
事業費合計			
1. 病児対応型 ②(低所得者減免分加算)			
2. 病後対応型 ②(低所得者減免分加算)			
低所得者減免分加算合計			
一般分(改善分)			
1. 病児対応型			
2. 病後対応型			
3. 体弱不良児対応型			
一般分(改善分)合計			

記入上の注意) ①②③欄には、「(1)病児対応型」「(2)病後対応型」「(3)体弱不良児対応型」「(4)非施設型(訪問型)」における対応する欄の計欄の本額を記入すること。

現行

(1) 補助対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用料金 (利用料金 引当金)	事務費 (事務費 引当金)	5年未満 経過期間 経過年数		5年以上 経過期間 経過年数		5年以上 経過期間 経過年数		普及促進促進費		定額分の減 額の有無
						経過期間 経過年数	経過期間 経過年数	経過期間 経過年数	経過期間 経過年数	普及促進費 等 の 有無	普及促進費 等 の 有無			
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
2														
3														
4														
5														

No.	対象経費の 要支出額	うち特定分 (基本分・加 算分)	うち一般分 (改善分)	国庫補助 (基本分・加 算分)	うち特定分 (改善分)	うち一般分 (改善分)
1	①	②	③	④	⑤	⑥
2						
3						
4						
5						

- 【記入上の注意】
- ①は、病院、診療所、療養所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
  - ②は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③は、国庫補助以外の対象経費の要支出額を記入すること。
  - ④は、国庫補助以外の対象経費の要支出額を記入すること。
  - ⑤は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑥は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑦は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑧は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑨は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑩は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑪は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑫は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑬は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑭は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。

改正後

(1) 補助対応型

①特定分(基本分・加算分)及び一般分(改善分)

No.	名称	実施場所	運営主体	利用料金 (利用料金 引当金)	事務費 (事務費 引当金)	5年未満 経過期間 経過年数		5年以上 経過期間 経過年数		5年以上 経過期間 経過年数		普及促進促進費		定額分の減 額の有 無
						経過期間 経過年数	経過期間 経過年数	経過期間 経過年数	経過期間 経過年数	普及促進費 等 の 有無	普及促進費 等 の 有無	定額分の減 額の有 無		
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
2														
3														
4														
5														

- 【記入上の注意】
- ①は、病院、診療所、療養所、福祉施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は( )内に具体的な実施場所を記入すること。
  - ②は、公立、私立のいずれかを記入すること。
  - ③は、国庫補助以外の対象経費の要支出額を記入すること。
  - ④は、国庫補助以外の対象経費の要支出額を記入すること。
  - ⑤は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑥は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑦は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑧は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑨は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑩は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑪は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑫は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑬は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。
  - ⑭は、普及促進費等の有無の欄には「有」または「無」を記入すること。

現行

②住所待合減免加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)世帯人数	減免分加算適用(非課税世帯)世帯人数	対象世帯の受支出額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					⑥
3					
4					
5					
計					

③当日キヤンセルに対する入居人数確保算出するための加算

No.	名称	キャンセルキャンセル世帯数	当日キヤンセル世帯数	対象世帯の受支出額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					
3					
4					
5					
計					

- ④上記の注記
1. 当日キヤンセルに対する入居人数確保算出するための加算は、行連自らの負担とする。
  2. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  3. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  4. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  5. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  6. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  7. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  8. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  9. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
  10. 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
- 本 空室は、利用者が確保できない空室にのみ適用される。
3. 空室は、当日キヤンセルによる空室にのみ適用される。
4. 空室は、当日キヤンセルによる空室にのみ適用される。

改正後

②住所待合減免加算

No.	名称	減免分加算適用(生活保護)世帯人数	減免分加算適用(非課税世帯)世帯人数	対象世帯の受支出額	国庫補助基準額
1	①	②	③	④	⑤
2					⑥
3					
4					
5					
計					

(削除)

現行

(2) 病院型

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用料金(当日), 事業実施月数, 利用人数(院内), 延べ期間(院内), 送迎代行(履上費), 送迎経費(単位:人), 送迎代行(履上費)総額(人), 送迎方法, 研修参加職員数, 普及啓蒙経費, 改善分の減算の有無

Table with columns: No, 対象経費の支出額, うち特定分(基本分+加算分), 国庫補助(基本額), うち特定分(改善分), うち一般分(改善分)

記入上の注意

- 1. ①欄は、病院・診療所、保健所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第36条の18の規定に基づき提出を行った利用定員数を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当りの主計科目別実数を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中間期の場合は、月末締めを勘定し、値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎代行を行う場合は、月末締めを勘定し、値を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎代行を行う場合は、送迎代行費用に必要となる費用について、「国庫補助等量上費を申請する場合は有」と記入すること。
8. ⑨欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
9. ⑩欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
10. ⑪欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
11. ⑫欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
12. ⑬欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
13. ⑭欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
14. ⑮欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
15. ⑯欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。

改正後

(2) 病院型対称型

①特定分(基本分+加算分)及び一般分(改善分)

Table with columns: No, 名称, 実施場所, 運営主体, 利用料金(当日), 事業実施月数, 利用人数(院内), 延べ期間(院内), 送迎代行(履上費), 送迎経費(単位:人), 送迎代行(履上費)総額(人), 送迎方法, 研修参加職員数, 普及啓蒙経費, 改善分の減算の有無

Table with columns: No, 当日までの利用回数, 年間までの利用回数, 対象経費の支出総額, うち特定分(基本分+加算分), うち一般分(改善分), 国庫補助(基本額), うち特定分(改善分), うち一般分(改善分)

- 1. ①欄は、病院、診療所、保健所、単独施設、その他( )のいずれかを記入すること。その他の場合は、( )内に具体的な実施場所を記入すること。
2. ③欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
3. ④欄は、児童福祉法第36条の18の規定に基づき提出を行った利用定員数を記入すること。
4. ⑤欄は、1日当りの主計科目別実数を記入すること。
5. ⑥欄は、月途中間期の場合は、月末締めを勘定し、値を記入すること。
6. ⑦欄は、送迎代行を行う場合は、月末締めを勘定し、値を記入すること。
7. ⑧欄は、送迎代行を行う場合は、送迎代行費用に必要となる費用について、「国庫補助等量上費を申請する場合は有」と記入すること。
8. ⑨欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
9. ⑩欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
10. ⑪欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
11. ⑫欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
12. ⑬欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
13. ⑭欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
14. ⑮欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
15. ⑯欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
16. ⑰欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
17. ⑱欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
18. ⑲欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
19. ⑳欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。
20. ㉑欄は、送迎代行を行う場合は、有償送迎代行費用(乗車料、乗車料)は別添付の表に記載し、送迎代行費用(乗車料)は別添付の表に記載すること。

現行

②所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯へ人数	減免加算適用(生活保護以外の世帯)の世帯へ人数	減免加算適用(非課税世帯)世帯へ人数	対象世帯の 実支出額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④	⑤
2						
3						
4						
5						
計						

③世帯主やそれに代わる要介護者を世帯主とするための加算

No.	名称	世帯主やそれに代わる要介護者の世帯へ人数	対象世帯の実支出額	国庫補助 基準額
1		①	②	③
2				
3				
4				
5				
計				

- 記入上の注意！
1. 世帯主やそれに代わる要介護者を世帯主とするための加算を行う場合は、その世帯主として記入すること。
  2. 世帯主は、世帯主が世帯主となる前に、世帯主が世帯主として記入されている世帯に属する世帯として、世帯主として記入すること。
  3. 世帯主やそれに代わる要介護者を世帯主とするための加算を行う場合は、その世帯主として記入すること。
  4. 世帯主やそれに代わる要介護者を世帯主とするための加算を行う場合は、その世帯主として記入すること。
  5. 世帯主やそれに代わる要介護者を世帯主とするための加算を行う場合は、その世帯主として記入すること。
  6. 世帯主やそれに代わる要介護者を世帯主とするための加算を行う場合は、その世帯主として記入すること。

改正後

②低所得者減免加算

No.	名称	減免加算適用(生活保護)世帯へ人数	減免加算適用(生活保護以外の世帯)の世帯へ人数	対象世帯の 実支出額	国庫補助 基準額
1		①	②	③	④
2					
3					
4					
5					
計					

(削除)

現行

(3) 残存不良型

①特定分(平成26年度以前)を実施する施設、または平成27年度より新開設・看護師等を2名以上開設して実施する施設、ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)。

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間入居人数)	うち、送迎対応 利用定員数 (年間入居人数)	送迎対応 施設数	看護師等 雇上費		送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 実支出額	国庫補助 基準額
								送迎対応 雇上費	送迎経費 (職員 種別) (人数)				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

(記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り抜いで、欄を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合は、有償記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合には有償(一般)と記載すること。
- ⑤欄は、送迎対応を行う場合に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑥欄は、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑦欄は、送迎対応を行う場合に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑧欄は、送迎対応を行う場合に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑨欄は、送迎方法として「タクシー」「自動車」のいずれかを記入すること。その他の場合は、「内」に具体的な送迎方法を記入すること。
- ⑩欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑩の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。
- ⑪欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑪の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。

②一般分(改修分)(平成27年度より新開設・看護師等を1名開設して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間入居人数)	うち、送迎対応 利用定員数 (年間入居人数)	送迎対応 施設数	看護師等 雇上費		送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 実支出額	国庫補助 基準額
								送迎対応 雇上費	送迎経費 (職員 種別) (人数)				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

(記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り抜いで、欄を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合は、有償記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合には有償(一般)と記載すること。
- ⑤欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑥欄は、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑦欄は、送迎方法として「タクシー」「自動車」のいずれかを記入すること。その他の場合は、「内」に具体的な送迎方法を記入すること。
- ⑧欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑧の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。
- ⑨欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑨の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。

改正後

(3) 残存不良型

①特定分(平成26年度以前)を実施する施設、または平成27年度より新開設・看護師等を2名以上開設して実施する施設、ただし、一般分に該当する施設の送迎対応及び研修参加費用を含む。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間入居人数)	うち、送迎対応 利用定員数 (年間入居人数)	送迎対応 施設数	看護師等 雇上費		送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 実支出額	国庫補助 基準額
								送迎対応 雇上費	送迎経費 (職員 種別) (人数)				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

(記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り抜いで、欄を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合は、有償記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合には有償(一般)と記載すること。
- ⑤欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑥欄は、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑦欄は、送迎方法として「タクシー」「自動車」のいずれかを記入すること。その他の場合は、「内」に具体的な送迎方法を記入すること。
- ⑧欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑧の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。
- ⑨欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑨の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。

②一般分(改修分)(平成27年度より新開設・看護師等を1名開設して実施する施設、ただし、送迎対応及び研修参加費用は除く。)

No.	名称	実施場所	設置主体	事業実施 月数	利用定員数 (年間入居人数)	うち、送迎対応 利用定員数 (年間入居人数)	送迎対応 施設数	看護師等 雇上費		送迎方法	研修参加 職員数	研修経費の 実支出額	国庫補助 基準額
								送迎対応 雇上費	送迎経費 (職員 種別) (人数)				
1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
2													
3													
4													
5													

(記入上の注意)

- ①欄は、保育所、児童こども園、小規模保育、事業所内保育のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月夜中間地の場合は日本支部の部分については切り抜いで、欄を記入すること。
- ④欄は、送迎対応を行う場合は、有償記入すること。ただし、一般分に該当する施設の場合には有償(一般)と記載すること。
- ⑤欄は、送迎の際に必要となる費用について、「看護師等雇上費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑥欄は、送迎の際に必要となる費用について、「送迎経費」を申請する場合に有償記入すること。
- ⑦欄は、送迎方法として「タクシー」「自動車」のいずれかを記入すること。その他の場合は、「内」に具体的な送迎方法を記入すること。
- ⑧欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑧の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。
- ⑨欄は、研修参加費用に充当する研修参加職員数を記入すること。⑨の研修参加職員数は、研修参加費用に充当する職員数に相当する職員数に記入すること。



現行

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

改正後

(4) 非施設型(訪問型)

No.	名称	設置主体	事業実施 月数	利用料金 (1日当たり)	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額
	①	②	③	④	⑤	⑥
1						
2						
3						
4						
5						
計						

【記入上の注意】

- ①欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ②欄は、公立、私立のいずれかを記入すること。
- ③欄は、月途中開始の場合は1月末満の部分については切り捨てた値を記入すること。

別表2

13. 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

市町村名

事業開始年 月	委員数				支部数	講習(24h 以上)の業 態	土日祭日 加算	預かり手増加のための数値加算		合同業務 市町村	ひとり親家庭等への利用支援		地域子育て支援 拠点等との 連携実施等 実施する場合の加算		
	提供会員	依頼会員	面方会員	合計				増加人数	増加割合		市町村 課税 調整	市町村 課税 調整		市町村 課税 調整	市町村 課税 調整
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
基本事業															
開設準備経費		利用件数(年間延べ数)			事業開始年 月		利用件数(年間延べ数)			対象経費の 要支出額		国庫補助 基準額			
改修費 補助員 賃借料	預かり	送迎	合計	合計	預かり	送迎	合計	近隣市町村 委員の受入	初年度 市町村 体制整備	合同業務 市町村	対象経費の 要支出額	国庫補助 基準額	ひとり親家庭等への利用支援 調整	市町村 課税 調整	国庫補助 基準額
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕

- (記入上の注意)
- ①～⑤は、基本事業を開始した年月を2017/01/01のみに、半角数字で記入すること。
  - ②～⑤は、1年ごとの更新・整理した天で記入すること。なお、提供会員数は依頼員数が変わっていない場合は、前年度と同様に記入すること。
  - ⑥～⑧は、実施要項に基づき全部を記載した後に、既述の全部を記入すること。なお、提供員数は緊急対応強化事業実施するための事務所等は支店に含まれないことと留意すること。
  - ⑨は、提供員数を対象として24時間以上の講習を実施している場合に「O」を記入すること。なお、講習時間の2時間以上であっても安全・事故防止に関する講習を含んだ場合は「O」を記入できないことと留意すること。
  - ⑩～⑫は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。なお、事前報告書には、「ファミリーサポート」等が立ち上がりはばならないことと留意すること。
  - ⑬～⑮は、提供員、面方会員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同業務市町村」を記入すること。
  - ⑯～⑰は、基本事業合同で実施する場合、代表する1市町村が、他の市町村と併行して実施すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同業務市町村」を記入すること。
  - ⑱～㉑は、業態別(3)(2)の「フ」のうち実施している支店について「O」を記入すること。(複数支店可)なお、ひとり親家庭、低所得者及び「ダブルケア」負担の世帯の全てに押し、いすかの支援を行うこと。
  - ㉒は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「O」を記入すること。
  - ㉓～㉕は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。なお、送迎については、1人の提供員が1回の援助で送迎と受の両方を行った場合でも、送迎1件と計上すること。
  - ㉖は、提供員、緊急対応強化事業を開始した年月を2017/01/01のみに、半角数字で記入すること。なお、提供員、緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「O」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かり送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件として計上すること。
  - ㉗～㉙は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉚は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉛は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉜は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉝は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉞は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉟は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊱は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊲は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊳は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊴は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊵は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊶は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊷は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊸は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊹は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊺は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊻は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊼は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊽は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊾は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊿は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。

現行

別表2 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

事業開始年 月	委員数			支店数 以上の外 加算	土日祭日 加算	預かり手増加のための数値加算		対象経費の 要支出額	合同業務 市町村	国庫補助 基準額	ひとり親家庭等への利用支援		地域子育て支援 拠点等との 連携実施等 実施する場合の加算	
	提供会員	依頼会員	面方会員			合計	増加人数				増加割合	市町村 課税 調整		市町村 課税 調整
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
基本事業														
開設準備経費		利用件数(年間延べ数)			事業開始年 月		利用件数(年間延べ数)			対象経費の 要支出額		国庫補助 基準額		
改修費 補助員 賃借料	預かり	送迎	合計	合計	預かり	送迎	合計	近隣市町村 委員の受入	初年度 市町村 体制整備	合同業務 市町村	対象経費の 要支出額	国庫補助 基準額	ひとり親家庭等への利用支援 調整	市町村 課税 調整
⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔

- (記入上の注意)
- ①～⑤は、基本事業を開始した年月を2017/01/01のみに、半角数字で記入すること。
  - ②～⑤は、1年ごとの更新・整理した天で記入すること。なお、提供員数は依頼員数が変わっていない場合は、前年度と同様に記入すること。
  - ⑥～⑧は、実施要項に基づき全部を記載した後に、既述の全部を記入すること。なお、提供員数は緊急対応強化事業実施するための事務所等は支店に含まれないことと留意すること。
  - ⑨は、提供員数を対象として24時間以上の講習を実施している場合に「O」を記入すること。なお、講習時間の2時間以上であっても安全・事故防止に関する講習を含んだ場合は「O」を記入できないことと留意すること。
  - ⑩～⑫は、土曜日、日曜日又は祝日に、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。なお、事前報告書には、「ファミリーサポート」等が立ち上がりはばならないことと留意すること。
  - ⑬～⑮は、提供員、面方会員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同業務市町村」を記入すること。
  - ⑯～⑰は、基本事業合同で実施した場合、代表する1市町村が、他の市町村と併行して実施すること。なお、24時間以上の講習のみ合同で実施している場合は「合同業務市町村」を記入すること。
  - ⑱～⑲は、業態別(3)(2)の「フ」のうち実施している支店について「O」を記入すること。(複数支店可)なお、ひとり親家庭、低所得者及び「ダブルケア」負担の世帯の全てに押し、いすかの支援を行うこと。
  - ㉒は、地域子育て支援拠点等との連携を実施した場合は「O」を記入すること。
  - ㉓～㉕は、開設準備経費におけるそれぞれの経費を申請する場合は、該当する欄に「有」を記入すること。なお、送迎については、1人の提供員が1回の援助で送迎と受の両方を行った場合でも、送迎1件と計上すること。
  - ㉖は、提供員、緊急対応強化事業を開始した年月を2017/01/01のみに、半角数字で記入すること。なお、提供員、緊急対応強化事業を実施しているが、年度内の実績がなかった場合は、「O」を記入すること。また、1件の依頼につき、預かり送迎の両方を行った場合は、それぞれ1件として計上すること。
  - ㉗～㉙は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉚は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉛は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉜は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉝は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉞は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㉟は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊱は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊲は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊳は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊴は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊵は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊶は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊷は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊸は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊹は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊺は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊻は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊼は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊽は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊾は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。
  - ㊿は、送迎、送迎員、送迎員(依頼員は別表)又は右記の日、事業開始後と併行して実施する場合に「O」を記入すること。

改正後

別表2

1. 新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業

市町村名 \_\_\_\_\_

類型	小市政 ①	対象経費の 支出額 ②	国庫補助 基準額 ③
(1) 緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等		( )	( )
(2) 感染症対策のための改修			
合計	0	0	0

【記入上の注意】

- ① ③欄には、「(1)緊急時の職員確保、職場環境の復旧・環境整備等」「(2)感染症対策のための改修」における対応する欄の計欄の金額を記入すること。
- ② ③欄は、契約が所管ごとの国庫補助基準額(※)の合計額を計上すること。  
※事業実施所管ごとの国庫補助基準額は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。
- ③ 欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

現行

改正後

(削除)

改正後

(削除)

現行

項目	内容	備考	改正後				備考	現行
			1	2	3	4		
第1項	第1項							
第2項	第2項							
第3項	第3項							
第4項	第4項							
第5項	第5項							
第6項	第6項							
第7項	第7項							
第8項	第8項							
第9項	第9項							
第10項	第10項							
第11項	第11項							
第12項	第12項							
第13項	第13項							
第14項	第14項							
第15項	第15項							
第16項	第16項							
第17項	第17項							
第18項	第18項							
第19項	第19項							
第20項	第20項							
第21項	第21項							
第22項	第22項							
第23項	第23項							
第24項	第24項							
第25項	第25項							
第26項	第26項							
第27項	第27項							
第28項	第28項							
第29項	第29項							
第30項	第30項							
第31項	第31項							
第32項	第32項							
第33項	第33項							
第34項	第34項							
第35項	第35項							
第36項	第36項							
第37項	第37項							
第38項	第38項							
第39項	第39項							
第40項	第40項							
第41項	第41項							
第42項	第42項							
第43項	第43項							
第44項	第44項							
第45項	第45項							
第46項	第46項							
第47項	第47項							
第48項	第48項							
第49項	第49項							
第50項	第50項							
第51項	第51項							
第52項	第52項							
第53項	第53項							
第54項	第54項							
第55項	第55項							
第56項	第56項							
第57項	第57項							
第58項	第58項							
第59項	第59項							
第60項	第60項							
第61項	第61項							
第62項	第62項							
第63項	第63項							
第64項	第64項							
第65項	第65項							
第66項	第66項							
第67項	第67項							
第68項	第68項							
第69項	第69項							
第70項	第70項							
第71項	第71項							
第72項	第72項							
第73項	第73項							
第74項	第74項							
第75項	第75項							
第76項	第76項							
第77項	第77項							
第78項	第78項							
第79項	第79項							
第80項	第80項							
第81項	第81項							
第82項	第82項							
第83項	第83項							
第84項	第84項							
第85項	第85項							
第86項	第86項							
第87項	第87項							
第88項	第88項							
第89項	第89項							
第90項	第90項							
第91項	第91項							
第92項	第92項							
第93項	第93項							
第94項	第94項							
第95項	第95項							
第96項	第96項							
第97項	第97項							
第98項	第98項							
第99項	第99項							
第100項	第100項							

改正後

現行

改正後

(削除)

現行

項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目
現行	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
現行	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
現行	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
現行	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行
	1. 現行	2. 現行	3. 現行	4. 現行	5. 現行	6. 現行	7. 現行	8. 現行



現行

- 別添2  
 1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業継続支援事業  
 (2) 感染症対策のみの対応

市町村名

事業名	事業所数	対象事業者数	国庫補助金総額
	①	②	③
創出機 支援事業	6所		
延長促進事業	6所		
応援拠出団体全員の事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	6所		
引当金貸付の間の事業	10面社		
養育支援の間の事業	10面社		
地域子育て支援拠点事業	6所		
一時保育事業	6所		
臨時保育事業	6所		
子育て参加型就業支援事業	10面社		

- (記入上の注意)  
 1. 2欄目、国庫補助金のための改修に必要経費を記入すること。  
 2. 3欄目、業種が所等ごとの国庫補助対象業種の会社数を計上すること。

改正後

(削除)

現行

2. 氏名  
2. 氏名を訂正する場合は、訂正後の氏名を記載する。訂正前の氏名を記載する場合は、訂正前の氏名を記載する。訂正前の氏名を記載する場合は、訂正前の氏名を記載する。

姓	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

1. 氏名の訂正  
1. 氏名の訂正を行う場合は、訂正後の氏名を記載する。訂正前の氏名を記載する場合は、訂正前の氏名を記載する。訂正前の氏名を記載する場合は、訂正前の氏名を記載する。

姓	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

1. 氏名の訂正  
1. 氏名の訂正を行う場合は、訂正後の氏名を記載する。訂正前の氏名を記載する場合は、訂正前の氏名を記載する。訂正前の氏名を記載する場合は、訂正前の氏名を記載する。

改正後

(削除)



現行

別表2

2. 利用時分擔事業、施設後援費等育成事業、引揚教育会等併用事業、若首支援併用事業、地域子育て支援拠点事業  
 ICT人材育成事業（令和4年度第2次計画等別分）

（1）事業数の増加を行うためのシナリオの記入（2）母体のオンライン化  
 市町村名

事業名	事業所数	①	社会経営の導入実績	②	③
利用時支援事業	か坂				( )
施設後援費等育成事業	支援の単位				( )
引揚教育会併用事業	市町村				( )
若首支援併用事業	市町村				( )
地域子育て支援拠点事業	か坂				( )
会社					( )

- （記入上の注意）  
 ① ②欄は、事業のICT化を行うためのシナリオの記入、②は、母体のオンライン化に係る経営を記入すること。  
 ③ ※事業が所管ごとの国庫補助事業類（※）の合計額を計上すること。  
 ※事業が所管ごとの国庫補助事業類は、令和4年度の交付決定額を除いた額とする。  
 ④ ③欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

改正後

(削除)

現行

別表2  
 2. 利用者支援事業、地域後援施設運営育成事業、乳児健診予約促進事業、養育支援促進事業、地域子育て支援拠点事業  
 1. (1) 17の4様事業（内容は別添第2次計画「方針」  
 (3) 通知で説明中の17の4の様子の記入

市町村名

事業名	事業件数	対象経費の実支出額	国庫補助金等額
	①	②	③
利用者支援事業	小浜	( )	( )
地域後援施設運営育成事業	支所の単位	( )	( )
乳児健診予約促進事業	市町村	( )	( )
養育支援促進事業	市町村	( )	( )
地域子育て支援拠点事業	小浜	( )	( )
合計			( )

(記入上の注意)  
 ①の欄は、通知で説明中の17の4の様子の事業の導入に係る件数を記入すること。  
 ②の欄は、事業が所管ごとの国庫補助金等額（※1）の合計額を計上すること。  
 ※事業基が所管ごとの国庫補助金等額は、令和4年度の交付決定額を除いて額とする。  
 ③の欄の括弧内は、令和4年度の交付決定額を計上すること。

改正後

(削除)



別表2

2. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額 ①	② F	国庫補助基準額 ③ F
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

【記入上の注意】  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施が所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化

市町村名

事業名	事業所数	①	対象経費の実支出額 ② F	国庫補助基準額 ③ F
利用者支援事業	か所			
放課後児童健全育成事業	支援の単位			
子育て短期支援事業	か所			
乳児家庭全戸訪問事業	市町村			
養育支援訪問事業	市町村			
子育て世帯訪問支援事業	か所			
児童育成支援拠点事業	か所			
親子関係形成支援事業	市町村			
地域子育て支援拠点事業	か所			
子育て援助活動支援事業	市町村			
合計				

【記入上の注意】  
 1. ②欄は、(1) 業務のICT化を行うためのシステムの導入、(2) 研修のオンライン化に係る経費を記入すること。  
 2. ③欄は、実施が所等ことの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

現行

別表2

3. 地域子ども・子育て支援事業におけるICTは推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や補訳のための機器的の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳幼児健全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）

1. ①欄は、通訳や補訳のための機器的の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ②欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。  
 3. ③欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。

改正後

別表2

1. 地域子ども・子育て支援事業におけるICTは推進事業（令和5年度補正予算分）  
 (3) 通訳や補訳のための機器的の導入

市町村名

事業名	事業所数	対象経費の実支出額	国庫補助基準額
	①	②	③
利用者支援事業	か所		
放課後児童健全育成事業	支援の単位		
子育て短期支援事業	か所		
乳幼児健全戸訪問事業	市町村		
養育支援訪問事業	市町村		
子育て世帯訪問支援事業	か所		
児童発達支援拠点事業	か所		
親子別居形成支援事業	市町村		
地域子育て支援拠点事業	か所		
子育て援助活動支援事業	市町村		
合計			

（記入上の注意）

1. ①欄は、通訳や補訳のための機器的の導入に係る経費を記入すること。  
 2. ②欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。  
 3. ③欄は、実地か所等ごとの国庫補助基準額の合計額を計上すること。